

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年9月8日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	川根 浩志 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワファンドラップ 日本株式セレクト ダイワファンドラップ 外国株式セレクト ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス ダイワファンドラップ 日本債券セレクト ダイワファンドラップ 外国債券セレクト ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス ダイワファンドラップ J-REITセレクト ダイワファンドラップ 外国REITセレクト ダイワファンドラップ コモディティセレクト ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で100兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト
 ダイワファンドラップ 外国株式セレクト
 ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス
 ダイワファンドラップ 日本債券セレクト
 ダイワファンドラップ 外国債券セレクト
 ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス
 ダイワファンドラップ J-REITセレクト
 ダイワファンドラップ 外国REITセレクト
 ダイワファンドラップ コモディティセレクト
 ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

(注1) 上記の総称を「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」とします。

(注2) 以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

(注3) 以下、上記の略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト	: FW日本株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト	: FW外国株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマー	: FW外国株式EM+
ジングプラス	
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト	: FW日本債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト	: FW外国債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマー	: FW外国債券EM+
ジングプラス	
ダイワファンドラップ J-REITセレクト	: FW J-REITセレクト
ダイワファンドラップ 外国REITセレクト	: FW外国REITセレクト
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	: FWコモディティセレクト
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト	: FWヘッジFセレクト

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で100兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドについて1万口当たり次のとおりとします。

ファンド名	発行価格
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWコモディティセレクト FWヘッジFセレクト	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

2026年9月9日から2027年3月8日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的は、各ファンドについて次のとおりとします。

ファンド名	ファンドの目的
FW日本株式セレクト	わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+	海外の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
FW日本債券セレクト	円建ての債券（注1）に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
FW外国債券セレクト FW外国債券EM+	海外の債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
FW J-REITセレクト	わが国のリートに投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
FW外国REITセレクト	海外のリートに投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして運用を行ないます。
FWコモディティセレクト	コモディティ（商品）に関連する運用を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
FWヘッジFセレクト	オルタナティブ戦略・資産での運用を通じて、絶対収益（注2）の獲得をめざして運用を行ないます。

（注1）外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

（注２）「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、市場等の動きに左右されない（相対的でない）収益、という意味です。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式		グローバル	
一般	年1回	日本	
大型株			
中小型株	年2回	北米	ファミリー ファンド
債券		欧州	
一般	年4回	アジア	
公債		オセアニア	
社債	年6回 (隔月)	中南米	
その他債券		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中近東 (中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	その他 ()		
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (除く日本)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)		
一般	年2回	北米		
大型株	年4回	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
中小型株	年6回 (隔月)	アジア		
債券	年12回 (毎月)	オセアニア		
一般	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
公債	その他 ()	アフリカ		
社債		中近東 (中東)		
その他債券		エマージング		
クレジット属性 ()				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券)				
(債券 一般)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (除く日本)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
一般		欧州		
公債	年6回 (隔月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	年12回 (毎月)	中南米		
クレジット属性 ()		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
不動産投信	年4回	北米	
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 （商品先物）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル （含む日本）		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）
一般		欧州		
公債	年6回 （隔月）	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	年12回 （毎月）	中南米		
クレジット属性 （ ）		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	中近東 （中東）		
その他資産 （投資信託証券）	その他 （ ）	エマージング		
（商品先物、株式一般）				
資産複合 （ ）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
		その他資産	
		()	
追加型投信	内 外	資産複合	特殊型 (絶対収益追求型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式					
一般	年1回	グローバル (含む日本)			
大型株					
中小型株	年2回	日本			ブル・ベア型
債券					
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
公債		欧州			条件付運用型
社債	年6回 (隔月)	アジア			
その他債券		オセアニア			
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中南米			絶対収益追求型
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券)	日々	中近東 (中東)			その他 ()
資産複合 ()	その他 ()	エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合	資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合	資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッ ジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン デックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	T O P I X	目論見書等において、T O P I Xに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

ファンド名	限度額
FW日本株式セレクト	2兆円
FW外国株式セレクト	1兆5,000億円
FW外国株式EM+	1兆円
FW日本債券セレクト	2兆5,000億円
FW外国債券セレクト	1兆円
FW外国債券EM+	1兆円
FW J-REITセレクト	4,000億円
FW外国REITセレクト	6,000億円
FWコモディティセレクト	5,000億円

FWヘッジFセレクト	1兆円
------------	-----

・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの目的・特色 >

ファンドの目的

各ファンドの目的は、次のとおりです。

ファンド名	ファンドの目的
FW日本株式セレクト	わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。
FW外国株式セレクト	海外の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。
FW外国株式EM+	
FW日本債券セレクト	円建ての債券 ^(注1) に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。
FW外国債券セレクト	海外の債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
FW外国債券EM+	
FW J-REITセレクト	わが国のリートに投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。
FW外国REITセレクト	海外のリートに投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざします。
FWコモディティセレクト	コモディティ(商品)に関連する運用を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざします。
FWヘッジファンドセレクト	オルタナティブ戦略・資産での運用を通じて、絶対収益 ^(注2) の獲得をめざします。

(注1)外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

(注2)「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、市場等の動きに左右されない(相対的でない)収益、という意味です。

(※)上記10本のファンドを総称して「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」といいます。

ファンドの特色

1 「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

●「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」を構成する各ファンドは、投

ファンドの仕組み

- 複数の投資信託証券^(注)への投資を通じて、実質的な投資対象に投資を行なう「ファンド・オブ・ファンズ」です。
 - 投資信託証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- (注)以下、「指定投資信託証券」といいます。



ファンド名		指定投資信託証券	実質的な投資対象
FW日本株式セレクト		わが国の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券	わが国の株式
FW外国株式セレクト	※1	海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券	海外の株式
FW外国株式EM+	※1 ※2	海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 (新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。)	海外の株式
FW日本債券セレクト		円建ての債券 ^(注) を実質的な投資対象とする投資信託証券	円建ての債券 ^(注)
FW外国債券セレクト	※1	海外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券	海外の債券
FW外国債券EM+	※1 ※2	海外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 (新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。)	海外の債券
FW J-REITセレクト	※3	わが国のリートを実質的な投資対象とする投資信託証券	わが国のリート
FW外国REITセレクト	※1 ※3	海外のリートを実質的な投資対象とする投資信託証券	海外のリート
FWコモディティセレクト	※1 ※3	コモディティ(商品)に関連する投資信託証券	商品先物取引、資源株等
FWヘッジファンドセレクト	※1 ※3	オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう投資信託証券	内外の株式、債券等

※1 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※2 新興国の株式(または債券)を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は、信託財産の50%を上限とします。

※3 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

(注)外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

(※)くわしくは、「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

3 指定投資信託証券の選定、組入比率の決定は、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言を受け、これを行ないます。

助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設 立：2006年7月25日

住 所：東京都千代田区

事業内容：ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、
年金運用コンサルティング業務

ファンド運用の助言にかかるプロセス

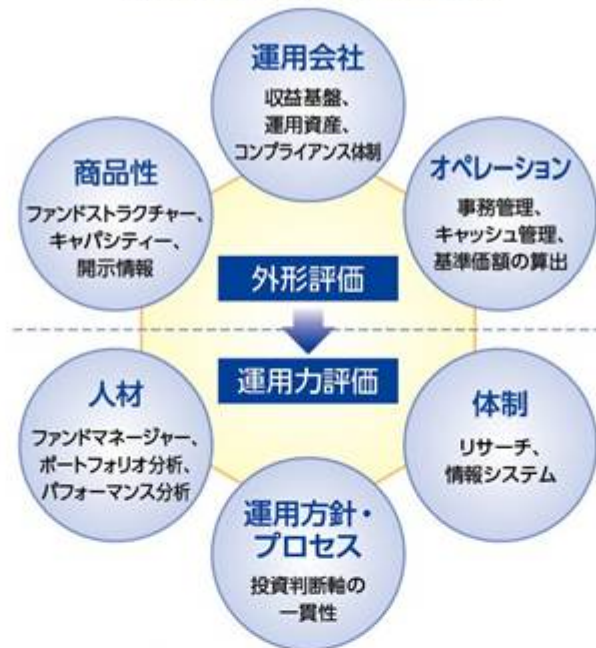
〔ファンド運用の助言体制〕



(注) 上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

【ファンド選定における着眼点】



(注) 上記の着眼点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

【ファンド選定プロセス】

ファンド運用戦略 ファンド運用戦略の構築、組入れ目的を踏まえた調査計画の立案

パフォーマンス分析 ファンドデータベース等より調査候補ファンドを抽出、分析

ファンド調査 運用会社に対する書面審査、訪問調査、運用評価

投資判断 投資適格性、魅力度等を判断し、推奨ファンドを決定

4 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限	
FW日本株式セレクト、FW日本債券セレクト	①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。 ④外貨建資産への直接投資は、行ないません。
FW外国株式セレクト、FW外国株式EM+、FW外国債券セレクト、FW外国債券EM+、FWヘッジファンドセレクト	①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。 ④外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
FW J-REITセレクト	①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への直接投資は、行ないません。
FW外国REITセレクト、FWコモディティセレクト	①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

FW J-REITセレクトの特化型運用について

- 一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

- FW J-REITセレクトは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い

(2) 【ファンドの沿革】

2007年11月1日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2020年3月11日

<FW日本債券セレクト>

運用方法の変更（実質的な投資対象を、わが国の債券から円建ての債券に変更）

<FW J-REITセレクト>

運用方法の変更（投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更）

<FW外国REITセレクト>

運用方法の変更（投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更）

<FWコモディティセレクト>

運用方法の変更（主要投資対象を「コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券」に変更（変更前は「ダイワ“RICI”ファンドおよびダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券））

<FWヘッジFセレクト>

運用方法の変更（主要投資対象を「オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券」に変更（変更前は「絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券」））

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（ 4）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など ↑ ↓ お申込金（ 4）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、運用指図にあたっては、投資顧問会社（株式会社 大和ファンド・コンサルティング）（注2）の投資助言を受けます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2	損益 ↑ ↓ 信託金（ 4）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
損益 ↑ ↓ 投資		
投資対象	指定投資信託証券 など	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）株式会社 大和ファンド・コンサルティングは、委託会社との投資顧問契約（ 3）に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関する投資助言を行ないます。

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および方法、投資顧問報酬額および支払方法、運用の責任等が規定されています。事情により変更、解除されることもあります。
- 4：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組みにかかる図表等については、前掲「1 ファンドの性格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「＜ファンドの目的・特色＞」をご参照下さい。

< 委託会社の概況（2026年5月末日現在） >

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

2025年 7月 1日 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：
三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

指定投資信託証券とします。

各指定投資信託証券については、「 参考 指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

投資態度

<FW日本株式セレクト>

イ．主として、わが国の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資信託証券の選定、組入比率の決定は、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

ハ．投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

二．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）

への投資は、原則として、信託財産総額の75%以下とします。

ホ．指定投資信託証券は、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の75%以下とします。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW外国株式セレクト>

イ．主として、海外の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

二．保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FW外国株式EM+>

イ．(FW外国株式セレクトのイ．と同規定)

ロ．投資対象には、新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます（新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の50%を上限とします。）。

ハ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

二．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ホ．(FW外国株式セレクトの二．と同規定)

ヘ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FW日本債券セレクト>

イ．主として、円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FW外国債券セレクト>

イ．主として、海外の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FW外国債券EM+>

イ．(FW外国債券セレクトのイ．と同規定)

ロ．投資対象には、新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます（新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の50%を上限とします。）。

ハ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ホ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ヘ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FW J-REITセレクト>

イ．主として、わが国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FW外国REITセレクト>

イ．主として、海外のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。

短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FWコモディティセレクト>

イ．主として、コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券に投資し、世界のコモディティ価格の中長期的な上昇を享受することをめざして運用を行ないます。

短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

<FWヘッジFセレクト>

イ．主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。

短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	指定投資信託証券 具体的な名称については、「 参考 指定投資信託証券の概要」 をご参照下さい。
選定の方針	指定投資信託証券の選定およびその組入比率の決定は、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき行ないます。 助言会社における選定方針については、前掲「 1 ファンドの性 格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「＜ファンドの目 的・特色＞」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

< FW日本株式セレクト >

< FW日本債券セレクト >

< FW J-REITセレクト >

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

前 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<FW外国株式セレクト>

<FW外国株式EM+>

<FW外国債券セレクト>

<FW外国債券EM+>

<FW外国REITセレクト>

<FWコモディティセレクト>

<FWヘッジFセレクト>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
（FW日本株式セレクトの と同規定）
（FW日本株式セレクトの と同規定）

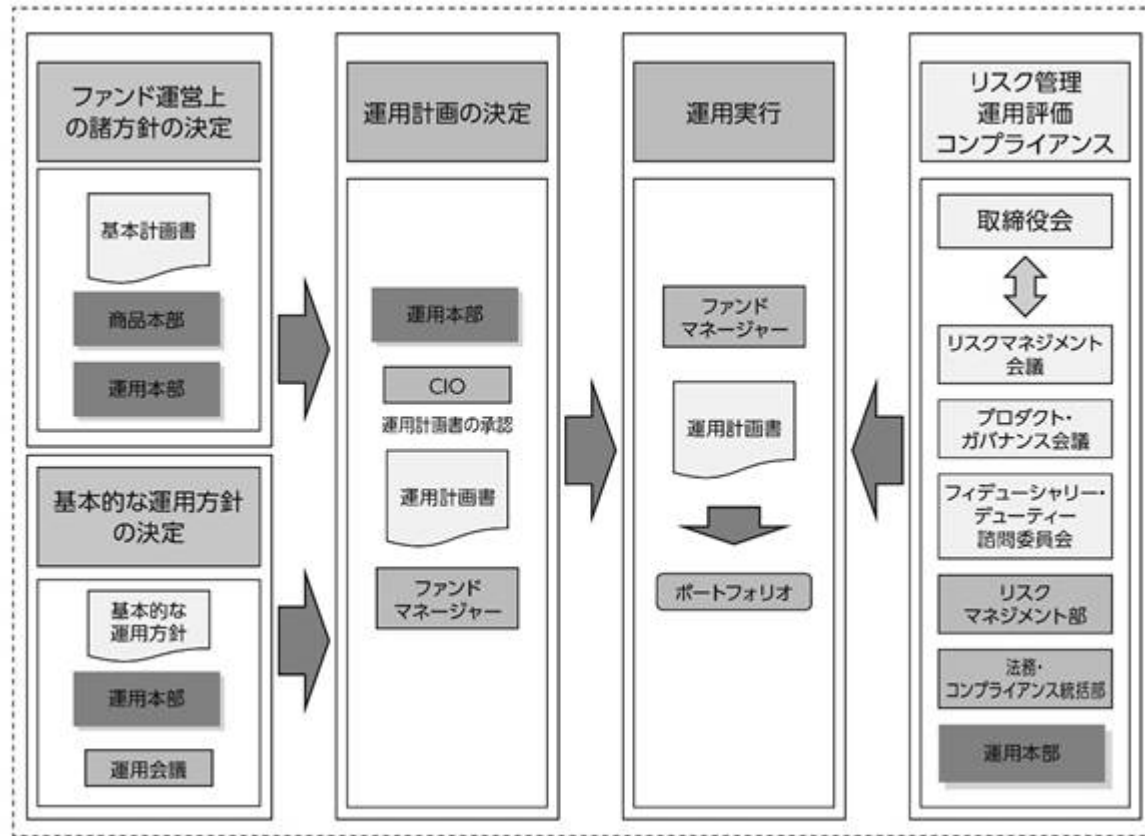
ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は、「 参考 指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

<各ファンド共通>

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用にあたって投資顧問会社の助言を受けます。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認
- ・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更運用計画書の承認
- ・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を承認します。

ホ．運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案
- ・運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ．ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行

リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびフィデューシャリー・デューティー諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．フィデューシャリー・デューティー諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、当社の取り組みの適切性や妥当性に関する事項、その他フィデューシャリー・デューティー遂行の観点で検討が必要な内容として取締役会から諮問された事項について、取締役会に意見を述べます。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2026年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

<各ファンド共通>

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

<各ファンド共通>

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

<FW日本株式セレクト>

<FW外国株式セレクト>

<FW外国株式EM+>

<FW日本債券セレクト>

<FW外国債券セレクト>

<FW外国債券EM+>

<FWヘッジFセレクト>

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

<上記以外の各ファンド>

（規定なし）

外貨建資産（信託約款）

<FW日本株式セレクト>

<FW日本債券セレクト>

< FW J-REITセレクト >

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

< 上記以外の各ファンド >

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

< FW外国株式セレクト >

< FW外国株式EM+ >

< FW外国債券セレクト >

< FW外国債券EM+ >

< FW外国REITセレクト >

< FWコモディティセレクト >

< FWヘッジFセレクト >

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

< 上記以外の各ファンド >

（規定なし）

外国為替予約取引（信託約款）

< FW外国株式セレクト >

< FW外国株式EM+ >

< FW外国債券セレクト >

< FW外国債券EM+ >

< FW外国REITセレクト >

< FWコモディティセレクト >

< FWヘッジFセレクト >

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

< 上記以外の各ファンド >

（規定なし）

信用リスク集中回避（信託約款）

<FW J-REITセレクト>

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<上記以外の各ファンド>

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

<各ファンド共通>

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参考 > 指定投資信託証券の概要

本項は、「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」が投資を行なう投資信託証券（指定投資信託証券）の投資態度、信託報酬、関係法人等について、目論見書作成時点で各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

- ・ 指定投資信託証券の委託会社等については、末尾の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。
- ・ 指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

・ F W日本株式セレクト

-1 . T & D / マイルストーン日本株ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 ボトム・アップ・アプローチにより、株価が企業価値に比べ割安水準にあり、投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。 ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析をもとにした個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産総額の50%以下とします。 運用にあたっては投資顧問会社(マイルストーンアセットマネジメント株式会社)の助言を受けます。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ただし、わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引はヘッジ目的に限定します。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2014年9月9日当初設定）
決算日	毎年4月25日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.825%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。 なお、委託者の受ける報酬には、投資顧問会社に支払う投資顧問料（年率0.41%（税抜））を含みます。
ファンドの 関係法人	委託会社: T & Dアセットマネジメント株式会社 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社

ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-2. 大和住銀ニッポン中小型株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本中小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式のうち中小型株を主要投資対象とします。 徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチにより、「成長の持続性等を考慮したファンダメンタルズ価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」に投資します。 わが国の株式(マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 設定日からポートフォリオの構築までの期間、大量の追加設定・解約が発生したとき、資金動向、市況動向、残存元本等によっては、ならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。

マザーファンドの投資態度	わが国の株式のうち中小型株を主要投資対象とします。 徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチにより、「成長の持続性等を考慮したファンダメンタルズ価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」に投資します。 わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資は行いません。 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2015年3月9日当初設定）
決算日	毎年3月8日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7425%（税抜0.675%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-3. ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資態度	主として、わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、独自のモデルに基づいた運用を行ない、信託財産の成長をめざします。 当ファンドにおける独自のモデルとは、ポートフォリオの銘柄選定・ウェイト付けを個別企業のファンダメンタルズ（売上高、キャッシュフロー、利益などの財務指標）を用いて定量的に算出するモデルのことをいいます。 株式の組入比率は通常の状態で高位に維持することを基本とします。 運用の効率化を図るため、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2015年3月10日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2015年6月15日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.2541%（税抜0.231%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

- 4 . D I A M国内株式アクティブ市場型ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下、同じ。）

投資態度	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。 運用にあたっては、企業調査に基づく個別銘柄選定（ボトムアップアプローチ）とマクロ環境や相場環境の変化等に注目した機動的な運用（トップダウンアプローチ）を併用します。 個別銘柄の選定にあたっては、企業調査に基づくファンダメンタルズ分析に加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー社独自の定量モデルも活用し、企業の成長力や株価のバリュエーション等の観点から、魅力度の高い銘柄を選定します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引の利用はヘッジ目的に限定します。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2015年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月12日（休業日の場合翌営業日）

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5335%（税抜0.485%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社: アセットマネジメントOne株式会社 受託会社: みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-5. ダイワ成長株オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ成長株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券

投資態度	主としてマザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、今後の日本経済において成長が期待される国内企業およびグローバルな視点で成長が期待される国内企業に投資し、信託財産の成長をめざします。マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (a) 大和アセットマネジメントのアナリストおよび運用担当者による組織的な調査・分析に基づいて、中期的な成長性が期待される銘柄を選定します。 (b) 銘柄の選定にあたっては、次の項目に着目して行なうことを基本とします。 イ. 相対的に利益成長力があると期待される企業 ロ. 自己変革によって利益成長が期待される企業 ハ. 将来性が期待される事業の展開をはかる企業 (c) わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 (d) 株式の実質投資比率(現物株式の投資比率に先物取引の投資比率を加えた比率)は、通常の状態では70%程度以上とすることを基本とします。 (e) TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
------	---

マザーファンドの投資態度	主として、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、今後の日本経済において成長が期待される国内企業およびグローバルな視点で成長が期待される国内企業に投資します。 運用にあたっては、大和アセットマネジメントのアナリストおよび運用担当者による組織的な調査・分析に基づいて、中期的な成長性が期待される銘柄を選定します。 銘柄の選定にあたっては、次の項目に着目して行なうことを基本とします。 イ．相対的に利益成長力があると期待される企業 ロ．自己変革によって利益成長が期待される企業 ハ．将来性が期待される事業の展開をはかる企業 わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 株式の実質投資比率（現物株式の投資比率に先物取引の投資比率を加えた比率）は、通常の状態では70%程度以上とすることを基本とします。 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2016年9月12日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2017年6月15日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.6831%（税抜 年0.621%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

ベンチマークについて	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
------------	--

-6. ニッセイJPX日経400アクティブファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイJPX日経400アクティブ マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	ニッセイJPX日経400アクティブ マザーファンドへの投資を通じて、実質的に成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 JPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとします。 株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、このファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 銘柄選定にあたっては、ROEの水準および変化、営業利益の水準および変化に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資を行います。 個別企業分析・株価評価に際しては、アナリストチームが統一的な手法により徹底した企業調査・分析を行い、経営戦略の評価、業績予想および株価評価を行います。 ポートフォリオ構築に際しては、ポートフォリオマネジャーが成長の実現性、市場環境、流動性、株価指標等を分析・評価し、組入銘柄・組入比率の決定を行います。 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 JPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとします。 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限（2016年9月9日当初設定）
決算日	毎年1月25日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.693%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	JPX日経インデックス400（配当込み）

ベンチマーク について	JPX日経インデックス400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。JPX日経インデックス400は、株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社が算出します。 「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」といいます。)および株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。 「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPX総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。 当ファンドは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研および日経は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。 JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。 JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
----------------	---

-7. リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）と実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資する場合があります。
投資態度	わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 株式への投資に当たっては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50％以下を基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 有価証券先物取引等は約款第27条の範囲で行ないます。 スワップ取引は約款第28条の範囲で行ないます。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限（2001年8月28日当初設定）

決算日	毎年10月30日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7095%（税抜0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	配当込みTOPIX
ベンチマーク について	配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

- 8 . 損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
主要投資対象	SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。

投資態度	主として、S&P 500 ラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、原則として、Russell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、Russell/Nomura Large Cap Value インデックス(配当を含むトータルリターンインデックス)を中長期的に上回る運用成果を目指します。 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341 条ノ3 第1 項第7 号および第8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)や新株引受権証券および新株予約権証券(外貨建てを含みます。)等に投資する場合があります。 株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
マザーファンドの投資態度	原則としてRussell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス(配当を含むトータルリターンインデックス)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341 条ノ3 第1 項第7 号および第8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)や新株引受権証券および新株予約権証券(外貨建てを含みます。)等に投資する場合があります。 株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2017年9月8日当初設定）
決算日	毎年3月25日(第1計算期間は、2018年3月26日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5335%（税抜0.485%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：SOMPOアセットマネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）
ベンチマーク について	Russell/Nomura Large Cap Value インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社（以下、NFRC）とFrank Russell Company（以下、Russell）が共同で開発した日本株インデックスです。 当インデックスの知的財産権およびその他一切の権利はNFRCおよびRussellに帰属します。 なお、NFRCおよびRussellは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

-9．日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げられる場合もあります。)。信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うこともあります。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限(2014年6月10日当初設定)
決算日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.7095%(税抜 年率0.645%)を上限とします。 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-10．国内高配当株フォーカス（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	国内高配当株フォーカス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象とします。銘柄選定にあたっては、配当利回りが相対的に高く、持続可能性が高いと判断される銘柄を選定し投資します。 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

マザーファンドの投資態度	日本の株式を主要投資対象とし、銘柄選定にあたっては、配当利回りが相対的に高く、持続可能性が高いと判断される銘柄を選定し投資します。 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資は、行いません。 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2020年3月10日当初設定）
決算日	毎年4月26日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2021年4月26日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4895%（税抜0.445%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：三井住友DS アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-11．日本株EVIハイアルファ（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「日本株EVIハイアルファマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、ＴＯＰＩＸ(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・日本の株式を主要投資対象とします。 ・運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュースコア指標（ＰＢＲ、ＰＥＲ、配当利回り）等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメンタル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
------	---

マザーファンドの投資態度	わが国の株式を主要投資対象とします。 運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュースタック指標（PBR、PER、配当利回り）等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメンタル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。 TOPIX(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配金額を決定します。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2021年3月8日当初設定）
決算日	毎年6月6日（休業日の場合翌営業日）初回は2021年6月7日まで
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4895%（税抜0.445%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
ベンチマーク について	ＴＯＰＩＸとは日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。 日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。 ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）に帰属します。 ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、ＪＰＸは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

-12．日本大型株長期厳選投資（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本株長期厳選投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京証券取引所に上場する大型株式（１）の中から、成長性の高い企業（２）の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 １ 取得時において、東京証券取引所上場銘柄のうち時価総額の上位200銘柄程度をさします。 ２ 利益またはフリー・キャッシュ・フローの成長の蓋然性が高いと考えられる企業をさします。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．ベンチマークを設けず、長期的なリターン獲得をめざして30銘柄程度を上限に厳選投資を行ないます。 ロ．企業調査アナリストによる徹底したボトムアップアプローチにより、長期的な株価の上昇余地に着目した投資銘柄選定を行ないます。 ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の70％程度以上に維持することを基本とします。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50％以下とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投資態度	主として、東京証券取引所に上場する大型株式（１）の中から、成長性の高い企業（２）の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 １ 取得時において、東京証券取引所上場銘柄のうち時価総額の上位200銘柄程度をさします。 ２ 利益またはフリー・キャッシュ・フローの成長の蓋然性が高いと考えられる企業をさします。 運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．ベンチマークを設けず、長期的なリターン獲得をめざして30銘柄程度を上限に厳選投資を行ないます。 ロ．企業調査アナリストによる徹底したボトムアップアプローチにより、長期的な株価の上昇余地に着目した投資銘柄選定を行ないます。 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の70％程度以上に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(2022年9月9日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日) (第1計算期間は2023年6月15日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.5181%(税抜 年0.471%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-13. ダイワ中小型株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ中小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク(Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス)を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ロ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主としてわが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク(Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス)を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

信託期間	無期限(2023年9月11日当初設定)
決算日	毎年3月28日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6831%(税抜0.621%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス
ベンチマーク について	Russell/Nomura Mid - Small Cap インデックスは、Russell/Nomura日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Mid -Small Cap インデックスは、Russell/Nomura TotalMarketインデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約50%を占めます。Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyは、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

-14. SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「ジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして、安定的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・日本の株式を主要投資対象とします。 ・綿密な企業調査および分析結果に基づき、割安かつ割安修正が期待される銘柄に加え、業績の改善や上方修正が期待される銘柄を選択します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	わが国の株式を主要投資対象とします。 綿密な企業調査および分析結果に基づき、割安かつ割安修正が期待される銘柄に加え、業績の改善や上方修正が期待される銘柄を選択することによって、安定的にTOPIX（東証株価指数・配当込み）を上回る投資成果を目指します。 わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。 スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。 金利先渡し取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2024年9月10日当初設定）
決算日	毎年3月5日（休業日の場合翌営業日）初回は2025年3月5日まで
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5555%（税抜0.505%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）
ベンチマークについて	ＴＯＰＩＸとは日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。 日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。 ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）に帰属します。 ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、ＪＰＸは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

-15．ラザード日本株式分散型ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ラザード日本株式分散型マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げ場合があります。 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用が行なわれない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ファンダメンタルズに基づくバリュエーション重視の逆張りのアプローチにより過小評価されていると判断した45～65銘柄程度に投資を行ないます。 わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用が行なわれない場合があります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。

収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2026年2月27日当初設定）
決算日	毎年10月27日（休業日の場合翌営業日） 第1計算期間は、当初設定日～2026年10月27日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.572%（税抜 年0.520%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
ベンチマーク について	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

-16．国内株式リサーチ・バリュエーション・プラス・ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）（注）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。株価指数先物取引等を活用する場合があります。

投資態度	主として、わが国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を上回る投資成果をめざします。なお、運用にあたっては株価指数先物取引等を活用する場合があります。 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる徹底したリサーチを通じて、企業本来の収益力を反映したフリーキャッシュフロー対比で株価が割安と判断される銘柄を選択します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 非株式(株式以外の資産)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託期間	無期限(2026年9月8日当初設定)
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5225%(税抜0.475%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社:アセットマネジメントOne株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
ベンチマーク について	東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

-17. グローバルX MSCIスーパーディビデンド-日本株式 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数(配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。
主要投資対象	「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数(配当込み)」(以下「対象指数」といいます。)採用銘柄(採用予定を含みます。)
投資態度	この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式および不動産投資信託証券に対する投資として運用を行ないます。 前項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(有価証券指数等先物取引を利用することを含みます。)があります。 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および不動産投資信託証券を貸付けることの指図をすることができます。 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2020年8月25日当初設定）
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各24日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.429%（税抜0.39%）以内の率を乗じた額に株券貸借取引をした場合のその利益に対して55.0%（税抜50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：Global X Japan株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	MSCIジャパン・高配当セレクト25指数

ベンチマーク について	本ファンドは、MSCI INC.(以下「MSCI」)、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。 MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。 MSCI およびMSCI INDEX の名称は、MSCI もしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。 いかなるMSCI当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。MSCIもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。 いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。 いかなるMSCI当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。 さらに、いかなるMSCI当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオフリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。 MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。 MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。 さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。
----------------	---

- 18 . グローバル X グローバルリーダーズ-日本株式 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FactSet Japan Global Leaders Index (配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。

主要投資対象	「FactSet Japan Global Leaders Index(配当込み)」(以下「対象株価指数」といいます。)採用株式(採用予定を含みます。)
投資態度	この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。 ）の株式に対する投資として運用を行ないます。 前項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。 ）があります。 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。 ）を減じる目的 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 ）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付けることの指図をすることができます。 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2021年6月21日当初設定）
決算日	毎年6月、12月の各24日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.3025%（税抜 0.275%）以内の率を乗じた額に株券貸借取引をした場合のその利益に対して55.0%（税抜50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。 ）の使用料、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社:Global X Japan株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	FactSet Japan Global Leaders Index(配当込み)
ベンチマーク について	FactSetは、FACTSET JAPAN GLOBAL LEADERS INDEXの正確性および、または完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータおよびインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落または中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、または当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物または組織によって得られる結果について、明示的または黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的または使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

・F W外国株式セレクト

-1・ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	主として、ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 MSCI ヨーロッパ・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとし、長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	主として欧州の株式の中から、長期にわたり高い利益成長が期待できる企業に長期投資を行います。 銘柄の選択にあたっては、利益やキャッシュフローの成長力、競争上の優位性や高い参入障壁などのクオリティおよびバリュエーションに着目し、流動性も勘案します。 運用にあたっては、アライアンス・グローバル・インベスターズGmbHに運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。)を委託します。 MSCI ヨーロッパ・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとし、長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 外国為替予約取引およびデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限(2014年9月9日当初設定)
決算日	毎年3月5日(休業日の場合翌営業日)

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.9086%（税抜0.826%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社: ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社: アリアンツ・グローバル・インベスターズGmbH
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス(円換算ベース)
ベンチマーク について	MSCI ヨーロッパ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

-2. フランクリン・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主にフランクリン・グローバル株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	フランクリン・グローバル株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行います。 MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって銘柄選択を行い、規律ある運用プロセスによるポートフォリオを構築します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 フランクリン・アドバイザーズ・インクに、運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限（2018年9月7日当初設定）
決算日	毎年4月15日（休業日の場合翌営業日。第1計算期間は2019年4月15日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.561%（税抜0.510%）の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率0.05%を合計上限額とします。）が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込、ヘッジなし・円ベース）
ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。 MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

-3. ダイワノウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、優先株式およびDR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
投資態度	主として、欧州の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等にはREIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析を行ない、逆張り投資の観点から、市場での評価の改善が期待できる欧州の株式等を選択し分散投資します。 株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2019年3月11日当初設定)
決算日	毎年5月14日(第1計算期間は2019年5月14日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9581%(税抜0.871%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社: 大和アセットマネジメント株式会社 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社: ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマークについて	該当事項はありません。
------------	-------------

-4. ダイワ / GQGグローバル・エクイティ（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本を含む世界の株式
投資態度	主として、日本を含む世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等にはREIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 投資にあたっては、企業の財務状況および収益性ならびに株式等の流動性等の観点から、定量的および定性的に投資候補銘柄を選別します。 投資候補銘柄の中から、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき組入銘柄を決定し、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。 株式等の運用にあたっては、GQGパートナーズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2019年9月12日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2020年5月14日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0131%（税抜0.921%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:GQGパートナーズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-5. ニッセイ / サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ / サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	主として、ニッセイ / サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。 M S C Iコクサイ・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)をベンチマークとします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	主として日本を除く世界各国の企業が発行する株式等を中心に投資を行います。 徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。 運用にあたっては、サンダース・キャピタル LLCに運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。)を委託します。 M S C Iコクサイ・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)をベンチマークとします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託期間	無期限（2022年3月7日当初設定）
決算日	毎年3月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7381%（税抜0.671%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：サンダース・キャピタル LLC
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）

ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
------------	---

-6. グローバル厳選株式ファンド（F o F s 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主要投資対象	RMグローバル厳選株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式*に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 *上場予定、店頭登録予定を含みます。 *DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として、日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式*に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 *上場予定、店頭登録予定を含みます。 *DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 株式の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限(2022年3月7日当初設定)
決算日	毎年3月10日(第1計算期間は2023年3月10日まで)(休業日の場合は翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.605%(税抜0.550%)以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:リそなアセットマネジメント株式会社 受託会社:株式会社りそな銀行
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-7. アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主要投資対象	アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 マザーファンドは、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として米国の株式へ投資します。 銘柄選択にあたっては、個別企業のファンダメンタルズ分析により、株価上昇余地の高い企業を選別します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用指図に関する権限を、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限(2023年1月17日当初設定)
決算日	毎年3月25日(第1計算期間は2024年3月25日まで)(休業日の場合翌営業日)

管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して年0.528%（税抜0.48%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が投資信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社: アムンディ・ジャパン株式会社 受託会社: 野村信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社: ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	S&P 500(配当込み、円換算ベース)
ベンチマーク について	S&P 500は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスがアムンディに付与されています。S&P、S&P 500は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jonesは、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、アムンディへ一定の目的でサブライセンスされています。ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって 後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

-8. ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 マザーファンドの運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみ に取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 株式等の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2023年12月20日当初設定)
決算日	毎年5月14日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8481%(税抜0.771%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:株式会社りそな銀行 投資顧問会社:ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-9. ジェニソン外国株式戦略ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	ジェニソン外国株式戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ.ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー独自のファンダメンタルズリサーチに基づいたボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 ロ.新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態での高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー独自のファンダメンタルズリサーチに基づいたボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 外貨建資産の運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 株式等の組入比率は、通常の状態での高位に維持することを基本とします。 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

信託期間	無期限(2024年9月11日当初設定)
決算日	5月14日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9581%(税抜0.871%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-10. MFS外国株式コントラリアン厳選バリューストック戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	MFS外国株式コントラリアン厳選バリューストック戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド独自のMFSコントラリアン・キャピタル戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 MFSコントラリアン・キャピタル戦略とは、ファンダメンタル分析を行ない、逆張り投資の観点で選別した銘柄の中から、長期的な観点で株価の上昇が期待される銘柄に投資する戦略です。 ロ. 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 運用にあたっては、MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド独自のMFSコントラリアン・キャピタル戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 MFSコントラリアン・キャピタル戦略とは、ファンダメンタル分析を行ない、逆張り投資の観点で選別した銘柄の中から、長期的な観点で株価の上昇が期待される銘柄に投資する戦略です。 外貨建資産の運用にあたっては、MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 株式等の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2025年3月10日当初設定)
決算日	5月14日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9031%(税抜0.821%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	WCM 先進国成長株厳選マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします
投資態度	WCMインベストメント・マネジメント・エルエルシーに株式等の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として先進国(日本を除く)の金融商品取引所に上場している株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。 マザーファンドの運用にあたっては、参入障壁の持続可能性、企業文化、構造的成長力、バリュエーションなどに基づき、ボトムアップ・アプローチを通じて個別銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 エマージング諸国の株式への実質投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の10%以下とします。 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

マザーファンドの 投資態度	主として、先進国(日本を除く)の金融商品取引所に上場している株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR(預託証券)を含みます。)に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。 WCMインベストメント・マネジメント・エルエルシーに株式等の運用の指図に関する権限を委託します。 参入障壁の持続可能性、企業文化、構造的成長力、バリュエーションなどに基づき、ボトムアップ・アプローチを通じて個別銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。 エマージング諸国の株式への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の10%以下とします。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
------------------	---

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第24条の範囲で行います。 デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限(2025年9月5日設定)

決算日	2月25日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率0.913%(税抜0.83%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支弁されます。
ファンドの 関係法人	委託会社:朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:WCMインベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

- 12 . 米国大型クオンツ戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米国大型クオンツ戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の大型株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートおよびETFを含みます。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(以下「ラッセル・インベストメント」といいます。)に運用の指図にかかる権限を委託します。ラッセル・インベストメントは、当該外貨建資産の運用について、ジェイコブズ・レヴィの助言を受けます。 マザーファンドの運用にあたっては、ジェイコブズ・レヴィ独自のジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略とは、将来の株価動向の予測を行なうモデルに基づき運用されるクオンツ戦略です。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	主として、米国の大型株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。株式等には、リートおよびETFを含みます。 外貨建資産の運用にあたっては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー（以下「ラッセル・インベストメント」といいます。）に運用の指図にかかる権限を委託します。ラッセル・インベストメントは、当該外貨建資産の運用について、ジェイコブズ・レヴィの助言を受けます。 運用にあたっては、ジェイコブズ・レヴィ独自のジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略とは、将来の株価動向の予測を行なうモデルに基づき運用されるクオンツ戦略です。 株式等の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2025年9月10日当初設定）
決算日	5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9031%（税抜0.821%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-13. ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リサーチ・グロース株式ファンド（除く日本）（F0Fs用）
（適格機関投資家専用）（注）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リサーチ・グロース株式(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 マザーファンドの運用にあたっては、ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リサーチ・グロース株式戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リサーチ・グロース株式戦略とは、業種配分を考慮したうえで、ファンダメンタルズ分析により銘柄を選定し、銘柄選択による超過収益の獲得をめざす戦略です。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ のみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 運用にあたっては、ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リサーチ・グロース株式戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リサーチ・グロース株式戦略とは、業種配分を考慮したうえで、ファンダメンタルズ分析により銘柄を選定し、銘柄選択による超過収益の獲得をめざす戦略です。 外貨建資産の運用にあたっては、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 株式等の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(2026年9月9日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7381%(税抜0.671%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-14. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV」が発行する「グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド」のクラス 投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建
運用の基本方針	主として世界株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	新興国および日本を含む世界の上場会社の普通株式および、優先株、新株予約権付社債、ADR等の関連証券を主要投資対象とします。

投資態度	投資対象ファンドを通じて、 新興国および日本を含む世界株式の中で、成長性の高いと思われる企業の株式を中心に分散投資を行います。 主として、上場会社の普通株式および、優先株、新株予約権付社債、ADR等の関連証券へ投資をします。 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネジャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。
主な投資制限	上場企業の株および株関連証券への投資はファンド純資産の70%以上とします。 債券および短期金融市場商品への投資はファンド純資産の30%以下とします。 1発行体の株式保有はファンド純資産の10%以下とします。 1発行体の短期金融市場商品保有はファンド純資産の10%以下とします。 1発行体の証券保有は株、債券など全て合算でファンド純資産の35%以下とします。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定せず、ファンドの効率運用のために用いることがあります。
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:0.75% 事務代行費用等:最大0.10% その他外国投資法人にかかる租税、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社:ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント S.a.r.l. 運用会社:ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 管理事務代行会社:JPモルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・イー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-15. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「キャピタル・インターナショナル・ファンド」が発行する「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)」のクラスP投資証券(円建)

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

主要投資対象	主として世界各国の株式に投資を行ないます。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行なえない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の10%を超えての借入れは行ないません。
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬:0.60% その他ファンド管理費用等がかかります。 (参考情報)総経費率0.69%(2025年12月末現在) 又、その他、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社:キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・エス・エイ・アール・エル 投資顧問会社(運用会社):キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー 預託機関、保管銀行、事務管理会社及び支払事務代行会社:J.P.モルガン・エス・イー(ルクセンブルグ支店)
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

- 16 . グローバル X S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF

形態	追加型株式投資信託
----	-----------

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をS&P 500 Quality FCF Aristocrats Index (配当込み) (以下「対象指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。
主要投資対象	米国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券))を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
投資態度	主として、米国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF(上場投資信託証券)を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的 ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付けることの指図をすることができます。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2025年4月14日当初設定）
決算日	毎年4月、10月の各10日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.198%（税抜 0.18%）以内の率を乗じた額に有価証券貸借取引をした場合のその利益に対して 55.0%（税抜50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：Global X Japan 株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	S&P 500 Quality FCF Aristocrats Index（配当込み、円換算ベース）

ベンチマーク
について

S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがGlobal X Japan株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®, US 500, The 500, iBoxx®, iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、Global X Japan株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっており、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的にグローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）に関する、S&P Dow Jones IndicesとGlobal X Japan株式会社との間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および/または商号をライセンス供与していることです。S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）は、Global X Japan株式会社またはグローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFを考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）の決定、構成または計算に際して、Global X Japan株式会社またはグローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P 500 QUALITY FCF

ARISTOCRATS INDEX（配当込み）を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、Global X Japan株式会社、グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、Global X Japan株式会社の商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとGlobal X Japan株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

. F W外国株式 E M+

-1. ～ -13. は、 -1. ～ -13. に同じ

-14. バリュートナーズ高配当株式ファンド（香港籍、米ドル建）

形態	外国投資信託 / 香港籍、米ドル建
運用の基本方針	主としてアジア市場の好配当の株式や高利回りの債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指しています。
主要投資対象	アジア各国における上場株式を主な投資対象とします。
投資態度	特に高い配当利回りを持つアジア域内の株式への投資に焦点を当てつつ、安定的なりターンを得ることをめざします。ボトムアップの投資方法を通じて、企業の投資価値を見極め、ポテンシャルのある企業の選別が可能となります。 ファンドの投資目的を達成するため、バリュー投資戦略とボトムアップのアプローチを取り入れています。 ポートフォリオの銘柄を短期の値動きではなく、長期的なりターンを狙うバイ・アンド・ホールド投資手法を採用しています。株式などの投資資産を長期間に渡って持ち続けることで、投資対象が本来持つ成長性を捉えたり、長期的な利益を獲得したりすることにより、投資成果を大きく上げることを目標としています。

主な投資制限	ファンドマネージャーは、低格付(最大30%)の債券や有価証券に投資することができます。 ファンドの組み入れ資産は、現預金、短期国債・預金証書・銀行の引受といった短期債券およびその他の固定利付証券を含むことができます。さらに、現金または現金同等物を保有することもできます。 当ファンドは、上海・香港ストックコネク(上海・香港の両証取が相互に上場株式の売買注文を取り次ぐ「滬港通」)を通じて中国A株式市場に直接投資することができます。深セン・香港ストックコネク(深セン・香港の両証取が相互に上場株式の売買注文を取り次ぐ「深港通」)を通じて中国A株式市場に直接投資することができます。また、中国A株アクセス商品(「CAAP」)を通じて中国A株市場に間接的に投資することもできます。 中国A株式への投資額上限はポートフォリオのNAV20%とします。また単一CAAP発行体によって発行されたCAAPsに投資する上限はポートフォリオのNAVの10%とします。また、中国B株式への投資額はポートフォリオNAVの0～20%の間とします。 補助的な投資としては、商品取引、先物取引、オプション、預託証券、ワラント、転換社債にも投資することができます。またリスクをヘッジする目的に、インデックスと通貨スワップおよび為替予約に投資することも認められます。ただし、当ファンドは資産担保証券(資産担保コマーシャル・ペーパーを含む)に投資することができません。
収益の分配	分配金が自動的に再投資されます。(累積投資型)
信託期間	無期限(2002年9月2日当初設定)
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:1.25% 実績報酬:あらかじめ決められた純資産総額の増加部分に対して15%を実績報酬料金とします。
ファンドの関係法人	投資運用会社: Value Partners Hong Kong Limited 副投資顧問会社: 該当なし 管理事務代行会社: HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited 保管会社: HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited
ベンチマーク	インデックスに追随しない脱市場投資(BMA)手法を採用しているものの、MSCI AC Asia (ex-Japan) Indexを参考にしています。
ベンチマークについて	MSCI AC Asia (ex-Japan) Indexは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

-15. アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「マン・システムティック・エマージング・マーケッツ・エクイティ」のクラス 投資証券(円建)

形態	アイルランド籍の外国投資法人/円建
----	-------------------

運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。
主要投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。
投資態度	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。 銘柄選択においてはニューメリックが自社開発した定量運用モデルを用います。 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 流動性に欠ける資産の組入れは10%以下とします。 他の集団的投資スキームへの投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限 (2015年2月10日当初設定 Class I USD)
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.85% 事務代行費用等：最大0.30% その他外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社：マン・アセット・マネジメント(アイルランド)リミテッド 運用会社：ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社：BNY メロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)ディーエーシー
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)
ベンチマーク について	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

-16. ～ -17. は、 -14. ～ -15. に同じ

-18. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「インベスコ・ファンズ」が発行する「インベスコ エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド」のクラスC-Acc投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建
---------	----------------------

運用の基本方針	主として、世界の新興国の企業が発行する株式等に投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として、世界の新興国の企業が発行する株式等に投資します。
投資態度	当ファンドは、主として以下のいずれかに該当する企業の株式または株式関連証券に投資することで、元本の長期的な成長を目指します。 (i)新興市場国に本社を置く企業 (ii)新興市場国に本社を置いていないが、事業活動の大部分を新興市場国で行っている企業 (iii)持株会社で、その投資先が主に新興市場国に本社を置く企業である場合 なお、当ファンドにおける新興市場国の定義には、イスラエルおよび香港が含まれます。 銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、長期的な視点で企業の本質的価値を下回ると考えられる銘柄を選択します。 ポートフォリオ構築にあたっては、組入銘柄を厳選しつつ、国やセクターの分散を考慮します。
主な投資制限	ファンドの純資産総額の最大20%まで、上海または深圳証券取引所に上場している中国A株に、ストック・コネク特を通じて投資することができます。 ファンドの純資産総額の最大30%まで、以下の資産に投資することができます。 ・安全性の高い短期金融商品(マネーマーケット商品) ・上記要件を満たさない企業やその他の事業体が発行する株式および株式関連証券(ただし、新興市場国での事業活動から利益を得る可能性があるもの) ・新興市場国の発行体による債券(転換社債を含む) 効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年2月末日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬:0.85% 事務代行費用等:最大0.30% その他、税金、取引手数料およびその他の取引コスト、外国為替取引コスト、監査人の報酬および経費、取締役や役員の報酬および経費などの費用がファンドから支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社:インベスコ・マネジメント・エス・エイ 運用会社:インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド 管理事務代行会社:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイノエヌ・ヴィ、ルクセンブルグ支店
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)

ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
------------	---

-19. は、 -16. に同じ

. F W日本債券セレクト

-1 . マニユライフ日本債券アクティブ・ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニユライフ日本債券アクティブ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。 NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債(ユーロ円債を含む)のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
マザーファンドの投資態度	NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債(ユーロ円債を含む)のうち、主として投資適格債券に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 運用の効率化をはかるため、債券先物取引やクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ等を利用することがあります。 公社債の組入れ比率は原則として高位を維持します。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	債券への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。

収益の分配	分配対象額の範囲 繰越控除分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配対象額についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（2011年3月8日当初設定）
決算日	毎月5日（休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。 ・純資産総額500億円以内年0.33%（税抜0.30%） ・純資産総額500億円超1,000億円以内部分年0.275%（税抜0.25%） ・純資産総額1,000億円超部分年0.2145%（税抜0.195%） ほかに監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマーク について	NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表しているわが国の債券市場全体の動向を反映する投資収益指数（パフォーマンス）で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

- 2 . 明治安田日本債券アクティブ・ファンド（ F O F s 用 ）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引（国債店頭オプション取引）、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。

投資態度	「NOMURA-BPI総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。 投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時においてBBB格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等とします。 マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。 デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りします。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行いません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	無期限(2015年9月9日当初設定)
決算日	毎年2月26日および8月26日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、純資産総額に対して年0.308% (税抜0.28%) 以内とします。 前 の信託報酬率は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)における新発10年固定利付国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値、未発表の場合は直近終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 (新発10年固定利付国債の利回りが) イ. 1%未満の場合 …年0.198% (税抜0.18%) ロ. 1%以上の場合 …次に定める率 ・純資産総額500億円未満 年0.308% (税抜0.28%) ・純資産総額500億円以上1,000億円未満部分 年0.253% (税抜0.23%) ・純資産総額1,000億円以上部分 年0.198% (税抜0.18%) 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社: 明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA - BPI(総合)

ベンチマークについて	NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
------------	--

-3. ネオ・ジャパン債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ネオ・ジャパン債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (イ)組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB - 以上またはムーディーズでBaa3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。)とします。 債券への投資に代えて、CDS取引を利用することがあります。 (ロ)債券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 (ハ)運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	主として、わが国の債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてB B B格相当以上(R & I、J C R、S & P、フィッチのいずれかでB B B - 以上またはムーディーズでB a a 3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。)とします。 債券への投資に代えて、CDS 取引を利用することがあります。 債券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使等により取得したものに限り、 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2014年11月14日当初設定)
決算日	毎年6月15日(第1計算期間は2015年6月15日まで)(休業日の場合翌営業日)

管理報酬等	信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%）以内とします。 前 の信託報酬率は、毎月10日（休業日の場合翌営業日）（当初設定日から2014年12月10日（休業日の場合翌営業日）までの期間については当初設定日の前営業日）における新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 （新発10年国債の利回りが） イ．2%未満の場合.....年率0.198%（税抜0.18%） ロ．2%以上3%未満の場合...年率0.242%（税抜0.22%） ハ．3%以上4%未満の場合...年率0.286%（税抜0.26%） ニ．4%以上5%未満の場合...年率0.330%（税抜0.30%） ホ．5%以上の場合.....年率0.374%（税抜0.34%）
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-4．大和住銀日本債券アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本債券アクティブ2・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	日本債券アクティブ2・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測およびクレジット判断等に基づきアクティブに運用を行います。 NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、クレジット・デリバティブ取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測およびクレジット判断等に基づきアクティブに運用を行います。 NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、クレジット・デリバティブ取引を行うことができます。

主な投資制限	株式への実質投資は行いません。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 外貨建資産への実質投資は、行いません。 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。 金利先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。 クレジット・デリバティブ取引については、約款第21条の範囲で行います。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2017年9月8日当初設定）
決算日	毎年3月7日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%）以内とします。 前項の信託報酬率は、毎月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値）に応じて以下の通りの料率を翌月の第1営業日の計上分より適用するものとします。 （新発10年国債の利回りが） イ．2%未満の場合……年率0.198%（税抜0.18%） ロ．2%以上3%未満の場合……年率0.242%（税抜0.22%） ハ．3%以上4%未満の場合……年率0.286%（税抜0.26%） ニ．4%以上5%未満の場合……年率0.330%（税抜0.30%） ホ．5%以上の場合……年率0.374%（税抜0.34%） 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社:三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)
ベンチマーク について	NOMURA-BPI(総合)とは日本の債券市場の動向を的確に表すために野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって算出される市場指数です。年金運用において、日本の債券市場のベンチマークに多く利用されています。 NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。 また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

-5. リソな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	RM日本債券コア・アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。（なお、国内の債券に直接投資することがあります。）

投資態度	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、ベンチマークであるNOMURA - B P I 総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA - B P I 総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、NOMURA - B P I 総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、NOMURA - B P I 総合に対する超過収益の獲得を目指します。 債券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として、ベンチマークであるNOMURA - B P I 総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA - B P I 総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、NOMURA - B P I 総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、NOMURA - B P I 総合に対する超過収益の獲得を目指します。 債券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限（2018年6月21日当初設定）
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）

管理報酬等	信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の率とします。 （新発10年固定利付国債利回り（終値）が） イ）1%未満の場合 年率0.209%（税抜0.190%） ロ）1%以上の場合 年率0.319%（税抜0.290%）
ファンドの 関係法人	委託会社：りそなアセットマネジメント株式会社 受託会社：株式会社S M B C 信託銀行
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマーク について	「NOMURA - B P I 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA - B P I 総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA - B P I 総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

-6. フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・外国債券・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券(除く日本円)を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドの投資態度	・主として世界各国の投資適格債券(除く日本円)に幅広く分散投資を行ないます。 ・ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円ベース)をベンチマークとします。 ・投資を行なう投資適格債券の格付けに関しては、Baa格(ムーディーズ社)またはBBB格(S & P社、フィッチ社)以上とします。 ・公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使等により取得したものを除きます。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限(2021年3月2日当初設定)
決算日	毎年4月30日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.4675%(税抜0.425%) 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%(税込)を上限としてファンドから支払うことができます。

ファンドの 関係法人	委託会社: フィデリティ投信株式会社 受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先: FILインベストメンツ・インターナショナル FILインベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エ ス・エイ・アール・エル
ベンチマーク	なし
ベンチマーク について	なし

-7. ネオ・ヘッジ付債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (イ) 組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I, JCR, S&P, フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上)とします。 当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 (ロ) 対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 (ハ) 債券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 (ニ) 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	主として、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上)とします。 当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものにかぎります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2014年11月14日当初設定)
決算日	毎年6月15日(第1計算期間は2015年6月15日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.473%(税抜0.43%)を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマーク について	該当事項はありません。
----------------	-------------

-8. ピムコ日本債券コア・ファンドⅣ（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	ピムコ日本債券コア・マザーファンド(以下「マザーファンド」)の受益証券
投資態度	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、日本債券のインデックスであるNOMURA-BPI(総合)を上回る運用成果を目指します。 原則として、マザーファンドの受益証券の組み入れ比率は高位に保ちます。 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時、および残存信託期間、残存元本が上記運用を行うのに支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が生じた場合は、上記のような運用が出来ない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	日本債券のインデックスであるNOMURA-BPIをベンチマークとします。 ポートフォリオのデュレーションはベンチマーク±2年とします。 投資対象有価証券は、購入時点で委託者が指定する格付機関による格付けがBaa3/BBB-(または同等)格以上(短期証券はA-2/P-2相当格以上)のものとし ます。格付けはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチレーティングスリミテッド、株式 会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所のうち、いずれか高 いほうを参照します。当該格付機関からの格付けがない場合であっても、同等の 信用力を有すると委託者が判断する場合には、投資を行うことがあります。投資 している債券が上記の最低格付未満に引き下げられた場合には、委託者は、現 状分析をもとに判断されるリスク量及び期待収益率をもとに、当該有価証券を売 却するか保有するかの判断を行うものとします。 国債、政府保証債、政府機関債および国際機関債については、銘柄および発 行体についての投資比率の制限は適用しません。 為替リスクは原則ヘッジとします。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、有 価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、オブ ション取引およびスワップ取引、金利に係る先物取引、オプション取引およびス ワップ取引、クレジット・デフォルト・スワップ等のデリバティブ取引を行います。デ リバティブ取引の使用は、ヘッジ目的に限られません。但し、デリバティブ取引に よる経済的レバレッジを回避するため、デリバティブ取引のネットのポジションは デュレーション1年以内かつBaa3/BBB-格またはA-2/P-2以上の証券の保有の 範囲内に限定します。 ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時、および残存信託期間、 残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が生じ た場合は、上記のような運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 マザーファンドの受益証券以外への投資は、約款第16条および第17条の範囲で行います。 外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建て資産への直接投資は行いません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。)の利用は行いません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎期分配 分配対象額は経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含む)等の全額 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定。ただし、分配対象額が少額の場合、その他委託者の裁量により分配を行わないことがあります。 留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	原則として無期限
決算日	年1回(3月25日)
管理報酬等	毎月20日時点(休業日の場合は翌営業日)の新発10年固定利付国債利回り(日本相互証券株式会社発表の終値(単利))を基準として、翌月第一営業日から翌々月の第一営業日の前日までの信託報酬率が決定されます。なお、設定当初月の信託報酬率は、前月20日時点の新発10年固定利付国債利回りに基づき決定されるものとします。 (新発10年固定利付国債利回り(終値)が) 1%未満の場合...信託報酬率:年0.2255%(税抜0.205%) 1%以上の場合...信託報酬率:年0.2805%(税抜0.255%)
ファンドの関係法人	委託会社:ピムコジャパンリミテッド 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合

ベンチマーク について	NOMURA-BPI総合とは、日本国内で発行された公募固定利付債券の流通市場全体の動向を表すために開発された投資収益指数（パフォーマンス指数）で、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社により算出・公表されています。NOMURA-BPI総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
----------------	--

- 9 . O n e 金利・クレジット型戦略ファンド D（ F O F s 用）（適格機関投資家限定）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。債券先物取引等を活用する場合があります。
投資態度	主として、国債（物価連動国債を含む）、政府保証債、地方債、金融債、特殊債、事業債、円建外債、ユーロ円債、MBS、ABSに投資を行い、NOMURA - BPI総合を上回る投資成果をめざします。なお、運用にあたっては債券先物取引等を活用する場合があります。 マクロ分析情報等に基づき、デュレーション、年限配分および種別配分を決定するトップダウン戦略と、クレジットリサーチ等に基づき個別銘柄を決定するボトムアップ戦略を組み合わせるポートフォリオを構築します。トップダウン戦略とボトムアップ戦略の戦略配分を柔軟にコントロールすることで、安定した超過収益の獲得をめざします。 投資する債券は、取得時においてBBB格相当以上（BBB - も含みます。）の格付けを取得している債券もしくはそれらと同等の信用力を有すると判断される債券を基本とします。ただし、国債（物価連動国債を含む）、政府保証債、地方債については当該格付制限の対象外とします。 ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 スワップ取引、金利先渡し取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託期間	無期限(2024年9月3日当初設定)
決算日	毎年9月3日(休業日の場合翌営業日)

管理報酬等	純資産総額に対して、年率0.1386%～0.1936%(税抜0.1260%～0.1760%) 信託報酬率は、毎月10日時点(休業日の場合は翌営業日)の新発10年国債利回り(単利:日本相互証券株式会社の終値)を基準として、その翌日より翌月10日(休業日の場合は翌営業日)までの報酬率が決定されます。なお、設定当初は2024年9月2日時点の利回りを適用します。 (新発10年国債利回りが) 1%未満の場合:年率0.1386%(税抜0.1260%) <内訳> 委託会社:年率0.1155%(税抜0.1050%) 販売会社:年率0.0055%(税抜0.0050%) 受託銀行:年率0.0176%(税抜0.0160%) 1%以上の場合:年率0.1936%(税抜0.1760%) <内訳> 委託会社:年率0.1705%(税抜0.1550%) 販売会社:年率0.0055%(税抜0.0050%) 受託銀行:年率0.0176%(税抜0.0160%)
ファンドの 関係法人	委託会社:アセットマネジメントOne株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA - BPI総合
ベンチマーク について	NOMURA - BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に算出されます。NOMURA - BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

． 外国債券セレクト

-1．ブランディワイン外国債券ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主にブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主に、日本を除く世界の公社債に投資します。 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格(BBB- / Baa3以上)の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限（2014年3月10日当初設定）
決算日	毎年3月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2015年 3月 16日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.418％（税抜0.38％）の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率0.05％を合計上限額とします。）が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-2. ダイワ欧州債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	欧州の債券
投資態度	主として、欧州の先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、欧州の先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 外貨建資産の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限り、 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2014年9月10日当初設定）
決算日	毎年6月15日（第1計算期間は、2015年6月15日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.308%（税抜0.28%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-3. ダイワ米国債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米国の債券
投資態度	主として、米国の国家機関が発行する残存5年超の米ドル建ての債券に投資し、米国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 外貨建資産の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(2016年3月9日当初設定)
決算日	毎年3月15日(第1計算期間は、2017年3月15日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2981%(税抜0.271%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-4. ダイワノデカ欧州債券アクティブ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	1.欧州の債券 2.金融商品取引所上場の債券先物取引および債券先物オプション取引

投資態度	主として、欧州の政府、欧州の政府関係機関、欧州の企業、欧州の国際機関が発行する債券に投資するとともに、欧州の債券先物取引、欧州の債券先物オプション取引を活用することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 先物取引等の買建玉および売建玉の時価総額を合計した額は、信託財産の純資産総額の200%程度を上限とします。なお、オプション取引は先物に換算するものとします。 投資対象とする銘柄は、取得時において投資適格(ムーディーズでBaa3以上またはS & PもしくはフィッチでBBB - 以上)の格付けを有するものとします。 デュレーション、イールドカーブ、クレジットスプレッド、国別構成、通貨別構成、債券セクター別構成等を勘案し、ポートフォリオを構築します。 投資成果の向上を図るため、為替予約取引をヘッジ目的以外で行なうことがあります。 外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。 外貨建資産の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみ に取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものにかぎります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2016年9月12日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2017年6月15日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.4851%（税抜 年0.441%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：デカ・インベストメントGmbH
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマークについて	該当事項はありません。
------------	-------------

-5. ダイワ中長期世界債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界債券（5年超）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主として、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 外貨建資産の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月10日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2981%（税抜0.271%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

- 6 . フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
----	-----------

運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・外国債券・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券(除く日本円)を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・主として世界各国の投資適格債券(除く日本円)に幅広く分散投資を行ないます。 ・ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円ベース)をベンチマークとします。 ・投資を行なう投資適格債券の格付けに関しては、Baa格(ムーディーズ社)またはBBB格(S & P社、フィッチ社)以上とします。 ・公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものを除きます。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

信託期間	原則無期限(2021年3月2日当初設定)
決算日	毎年4月30日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.4675%(税抜0.425%) 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%(税込) を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの 関係法人	委託会社:フィデリティ投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先:FILインベストメンツ・インターナショナル FILインベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エ ス・エイ・アール・エル
ベンチマーク	なし
ベンチマーク について	なし

-7. ウェリントン・グローバル総合債券（除く日本）ファンド クラスS Q5受益証券（円ヘッジ無、分配金有）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託(受託会社と管理会社との間の信託証書に基づく)/円建て
運用の基本方針	ファンドは、グローバル債券(日本を除く)への分散投資を通じ、ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)を上回る長期的な総合収益の確保を目指して運用されます。
主要投資対象	ファンドは、世界の発行体の発行する、市場性の高い債券に主に投資します。ファンドの保有債券は、市場環境や投資機会の変化に応じ、大きく変わることがあります。

投資態度	ファンドは、ベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。 指数に含まれない政府、政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、インフレ連動債券、地方債、トラスト優先証券、その他の債券に投資することがあります。 現金並びに現金同等物は、投資戦略の遂行の目的で、またはデリバティブ投資の担保として保有することがあります。 現金並びに現金同等物を除いては、円建て債券は組み入れません。 市場エクスポージャーを得るため、もしくはヘッジを目的として、債券・為替先渡し；債券・為替オプション；金利・債券トータルリターン・クレジットデフォルト・通貨スワップ取引；上場債券・上場為替先物の取引を行うことがあります。ファンドの保有債券・通貨ポジションとは関連しない単独の売建ポジションを取ることもありますが、経済的レバレッジは取りません。 管理会社がその流動性について適切であると認めた場合、私募証券、その他の規制証券に投資を行うことがあります。 管理会社が適切であると認めた場合、管理会社またはその関連会社が運用する他の投資ファンドの持分に投資を行う場合があります。ただし、運用手数料の重複が無い場合に限りです。 ファンドは通常、グローバル債券市場の国、通貨、セクター、発行体に広く分散投資します。 ファンドは円建とし、ヘッジ無しクラス受益証券については、通常ヘッジなしとします。ただし、アクティブな通貨戦略に基づき、機を見て選別的に通貨エクスポージャーをヘッジすることがあります。同様に、ヘッジ有リクラス受益証券において、アクティブな通貨ポジションを除いたファンドの通貨ポジションは通常円ヘッジされます。ヘッジ有リクラス受益証券のヘッジに関わる証券ならびに投資商品は、当該受益証券特有のものとし、当該ヘッジ取引から生じる実現/評価損益及び費用は、各々のヘッジ有リクラス受益証券に配分されます。 ファンドは、ファンドの債券ポジションに関わりなく、対象通貨の売り・買いポジションをアクティブに取ることがあります。 資金の借り入れは、短期的な資金繰り、特殊なかつ緊急の目的以外には行いません。 現在の運用方針は、運用基本方針の達成に最善であると投資運用会社が考える場合には変更されることがあります。ファンドの投資が顕著に変化するような運用方針の重要な変更については、受益者への事前通知が行われます。
------	--

主な投資制限	債券デリバティブのエクスポージャーは、ネットではファンドの100%、グロスでは200%を超えないこととします。 同一発行体への投資は、組み入れ時のファンド資産の5%以内とします。ただし、1) OECD 諸国、政府関連機関、それらの下部組織、または国際・地域機関や機構が発行・保証する証券、2) デリバティブ取引のカウンターパーティ、3) 投資対象に含まれる投資ファンドについてはこの制限を課しません。 ファンド全体のデュレーションは穏やかで、典型的にはベンチマーク指数の±2年の範囲内となります。個別銘柄におけるデュレーションの範囲はこれよりも大きくなる場合があります。 米ドル、ユーロ、英ポンドの通貨エクスポージャーは、通常、ベンチマーク指数における配分の±20%以内、日本円およびその他の対象通貨はベンチマーク指数における配分の±10%以内となることが想定されます。 ファンドの加重平均格付けはA-/A3 以上となることが想定されます。発行体の格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社、またはムーディーズ社またはフィッチ社の長期格付けのいずれか高い方を採用します。無格付けの場合は管理会社がそれと同等の信用力であると見なした格付けを採用します。投資適格未満(スタンダード・アンド・プアーズ社またはムーディーズ社の格付けがBBB-/Baa3 未満)の債券、または無格付けの場合で管理会社がそれと同等の信用力であると見なす債券の組み入れは、ファンド資産の10%以内とします。 個別有価証券の空売りは行いません。ただし、デリバティブ取引およびデリバティブ取引と類似のエクスポージャーを提供するために投資運用会社が企図する特定の取引についてはこの限りではありません(例:証券の売りトリバースレボ取引を組み合わせで行う擬似的な先渡取引など)。 資金の借り入れは、証券の決済および受益者の換金に対応するための一時的なものに限って行います。 ファンドは、時価の取得が困難な証券に投資を行う場合、評価の透明性を確保する方法を規定しています。 未上場で常時換金可能ではない集団投資スキームへの投資は、ファンド純資産総額の5%以下とします。 特段の定めがない限り、投資制限は組み入れ時点で適用され、社内のバリュエーションに基づき計算されます。 同一発行体の債券へのエクスポージャー(デリバティブ取引による債券へのエクスポージャーを含む)は、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の10%を超えないこととします。 同一発行体の株式へのエクスポージャー(デリバティブ取引による株式へのエクスポージャーを含む)は、ファンドの純資産総額の10%を超えないこととします。 デリバティブ取引による同一発行体の債券または株式へのエクスポージャーは、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の10%を超えないこととしま
---------------	--

	す。同一のカウンターパーティへのエクスポージャーはファンドの純資産総額の10%を超えないこととします。 （デリバティブ取引によるエクスポージャーを含む）同一発行体の債券および株式へのエクスポージャーの合計は、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の20%を超えないこととします。 以下の債券へのエクスポージャーについては、上記の投資制限の適用が除外されます。 中央政府、政府機関、中央銀行または地方政府が発行または保証する現地通貨建て債券 日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、香港および、一般社団法人資産運用業協会が認定するその他の国の中央政府、政府機関、中央銀行または地方政府が発行または保証する現地通貨以外の通貨建てである債券 国際機関が発行または保証する債券
収益の分配	以下の分配コースおよび分配方式により支払います。また必ず分配を行うものではありません。 分配コース:Q-四半期分配コース 分配方式:5-当初の発行価格まで分配(10,000円) 管理会社の裁量または基準価額10,000円までを目安に、各クラス受益証券の持分のファンド資産から得られたネットインカムとネットキャピタルゲイン(実現益および未実現益)の一部または全部を分配金として払い出す予定です。
信託期間	信託証書の日付(2005年1月12日)から150年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	運用報酬0.45%(年率)、その他に管理費用がかかります。 管理費用には0.25%(年率)の上限を設けていますが、管理会社の裁量により予告なく変更される場合もあります。

ファンドの 関係法人	(投資運用会社)ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (管理会社)ウエリントン・マネージメント・ファンズ・エルエルシー (カストディアン)ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (監査法人)プライスウォーターハウスクーパース
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)
ベンチマーク について	ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックス(BLOOMBERG INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

-8. グローバル・コア債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託/円建て
運用の基本方針	世界の発行体が発行する主として投資適格の公社債に投資し、ベンチマーク(ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円))を上回る投資成果を目指します。
主要投資対象	世界の発行体が発行する公社債

投資態度	世界の発行体が発行する主として投資適格の公社債に投資し、ベンチマーク(ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円))を上回る投資成果を目指します。 ファンドは通常、グローバル債券市場の国、通貨、セクター、発行体に広く分散投資します。 ファンドの債券ポジションに関わりなく、投資対象通貨の売り・買いポジションをアクティブにとることがあります。 下記の証券に投資します。 (ア) 国債 (イ) 政府機関債、地方債、国際機関債を含む政府関連債 (ウ) 社債 (エ) カバードボンド、CMBS、CMO、CLO/CDO/CBO、RMBS、Agency MBS、REMIC、ABSを含む証券化商品。 (オ) 永久債、優先受益信託証券、ティア1証券、資本性証券 (カ) インフレーションリンク債 (キ) 変動利付債 (ク) ムーディーズ、S&P または フィッチの格付けがない債券、ただし、その発行体または保証人がムーディーズ、S&P または フィッチの格付けを取得していること。 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。ファンドはリターンを追求する目的で、NDFを含む通貨フォワード、各種先物(債券、モーゲージTBA、金利スワップ、金利インデックス、債券インデックスおよびETF、通貨)、通貨スワップ、インフレーションスワップ、金利フォワード、金利スワップ、単一発行体またはCDSインデックスを対象とするクレジットデフォルトスワップ、債券、ETFまたはインデックスを対象とするトータルリターンスワップ、および投資対象となる証券やデリバティブに関するオプション、キャップおよびフロアに投資します。 運用の指図に関する権限をPGIMインク、およびPGIMリミテッドに委託します。
------	--

主な投資制限	国債・ソブリン債セクターの組入比率には上限を設けません。 政府機関債、地方債、および国際機関債セクターの組入比率はファンドの純資産総額の60%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める社債セクターの組入比率はベンチマーク対比+50%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める証券化商品セクターの組入比率はベンチマーク対比+50%を上限とします。 投資適格未満の債券の組入比率はファンドの純資産総額の25%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める新興国市場(高所得と世界銀行に定義されない国。なお、ユーロゾーンを除きます。)債券の組入比率はベンチマーク対比+15%を上限とします。 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。 証券現物の空売りは、当日中にカバーされる日中の国債空売りを除き、禁止します。 ファンド借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ファンドの各通貨エクスポージャーのベンチマークからのプラス乖離の合計、マイナス乖離の合計はそれぞれファンドの純資産総額の30%を上限とします。特に通貨毎の制限を設けません。 ファンド全体の実効デュレーションのベンチマーク・デュレーションからの乖離は±2.5年以内とします。 ジニーメイ、ファニーメイ、フレディマックならびに米国、カナダ、オーストラリア、ドイツおよび英国の国債・ソブリン債を除く単一発行体の組入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ファンド運用者が運用する全ファンドを通じた投資は、いかなる単一発行体(投資法人を含みます。)の発行済み総株式(投資法人の投資口を含みます。)の過半数を超えないものとします。 私募証券、非上場証券、流動性の低い証券化商品その他流動性の乏しい資産への投資はファンドの純資産総額の15%を上限とします。 デリバティブ取引によるデュレーション寄与は合計でファンド全体のデュレーションの50%以内とします。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額は投資運用会社とトラスティーが協働し、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	信託証書の日付(2015年8月11日)から149年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年5月最終営業日またはトラスティーが別途定めた日

管理報酬等	ファンドの純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬: ・純資産総額最初の100億円までの部分 年0.30% ・純資産総額100億円超200億円までの部分 年0.28% ・純資産総額200億円超300億円までの部分 年0.25% ・純資産総額300億円超の部分 年0.15% ファンド事務管理費用(トラスティ報酬、名義書換代理人報酬、事務管理人報酬のうち、各費目のファンド純資産額比例部分をいいます。) 上限:純資産総額に対し0.08%(年率) 下限:年額4万米ドル その他、ファンドにかかる運用報酬および事務の処理等に要する諸費用(カストディ費用、監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます)は、ファンドより実費にて支払われます。また、この他有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。 ファンド事務管理費用に上限は設けておりますが、投資環境・市場によっては、変更される場合があります。
ファンドの 関係法人	(投資運用会社)PGIMジャパン株式会社 (再委託先)PGIMインド、PGIMリミテッド (トラスティ)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (アドミニストレーター)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co. (カストディアン)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co. (監査法人)KPMGケイマン・アイランズ
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円)
ベンチマーク について	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円)は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

-9. ブルーベイ欧州総合債券ファンド(ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託 / 円建て
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスをベンチマークに、主に欧州の投資適格債券への投資を行います。

投資態度	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスに対して超過収益の獲得を目指します。 EU諸国で発行された投資適格債に少なくとも純資産額の2/3以上投資します。 EU以外の国で発行された投資適格債に対して純資産額の1/3まで投資可能とします。 B-/B3以上で投資適格未満の債券に対して純資産額の15%まで投資可能とします。 少なくとも純資産額の2/3以上は、欧州通貨資産とします。 為替変動リスクに関しては、外貨建て資産について円に対する為替ヘッジを原則行いません。
主な投資制限	株式および投資信託への投資は行いません。 日本を国籍とする発行体の発行する債券への投資は行いません。 容易に換金できない私募形式で販売された有価証券や非上場証券など非流動性資産に対する投資は純資産額の15%を超えないものとします。ただし144A証券や上場されることが表明された或いは上場予定にある証券についてはこの限りではありません。 現物債券の売り建ては行いません。
収益の分配	分配無し
信託期間	2160年11月15日 但し一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年6月最終ファンド営業日 (ファンド営業日は、土日、ロンドンあるいはニューヨークの銀行休業日、そして12月24日を除く平日) ただし、第1計算期間は当初設定日～2016年6月30日
管理報酬等	運用報酬および費用は以下の通りとなります。 ・運用報酬 0.34% ・管理手数料(カストディ費用、管理・受託報酬等)0.15% その他の費用として、有価証券の売買や先物取引の際に発生するブローカー手数料等、監査費用、法定費用等は実費で信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co 受託会社: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド 運用会社: RBCグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 資産保管会社: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co
ベンチマーク	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックス

ベンチマークについて	・ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスはユーロ建てで発行されるまたは欧州通貨統合(EMU)に参加する16カ国の政府による旧通貨建てで発行されていた債券から構成。 ・全ての債券は投資適格級格付けであり、残存年数は少なくとも1年以上であることが必要であり、転換社債や変動利付債、永久債やワラント債、ストラクチャード商品は対象外。またドイツの準ローン証券についても売買上の制約や非上場に伴い流動性に欠けることを背景に対象外。 ・発行国についての定めはなく、ユーロ圏外の発行体であっても同インデックス組入基準を満たすようであれば組入対象。 ・ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックス(BLOOMBERG INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。
-------------------	--

-10. ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ - ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド (ノンヘッジ・クラス) (ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍の外国投資信託/円建
運用の基本方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、トータルリターンを最大化を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての複数種別の債券等(国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券、資産担保証券、バンクローン、MBS、優先証券、劣後債、転換社債、債券ETF等)

投資態度	主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資し、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化を目指します。 運用にあたっては、以下の点に留意します。 (a) マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。 (b) 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行なうことでポートフォリオを構築します。 (c) 投資対象の徹底的な分析を重視することで、特定インデックスの債券等の種別や銘柄にとらわれない運用を行ないます。 米ドル以外の通貨建資産に投資する場合があります。この場合、原則として実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行ないます。 為替変動リスクを回避するための対円での為替ヘッジは原則として行ないません。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
------	---

主な投資制限

- a.投資運用会社は、ファンドのために、純資産総額の50%を超える部分を金融商品取引法第2条1項に規定される「有価証券」に投資します。
- b.管理会社および管理会社を代理する投資運用会社のいずれも、ファンドの勘定において以下を行うことはできません。
- 有価証券の空売りを行うこと。
- 受益者の利益を損なうような取引またはファンドの資産の適正な運用を害するような取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引を含みますが、これに限りません。)を行うこと。
- 即時に換金することのできない流動性に欠ける資産に対し、純資産総額の15%を超えて投資を行うこと(価格決定の透明性を確保する方法が採られている場合は、この限りではありません。)
- 投資会社ではない同一銘柄の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドにより保有される当該銘柄の議決権付株式総数が当該銘柄の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、かかる取得を行うこと。
- 後記「借入方針」の項に記載する借入方針に基づく借入れ以外の一切の借入れを行うこと。借入れは、ファンドの資産により全額担保され、ファンドのためにのみ実施されます。
- 投資信託または投資会社の利害関係者に対し投資を行うこと。
- 単一銘柄の株式または単一の投資信託の受益証券の保有総額(以下「株式エクスポージャー」といいます。))が純資産総額の10%を超えることとなる場合に(かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、かかる株式または受益証券を保有すること。
- 単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し発生する純エクスポージャー(以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。))が純資産総額の10%を超えることとなる場合に(かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、かかるポジションを保有すること。
- 単一の法主体により発行され、取り決められ、または引き受けられた(A)有価証券(上記に規定する株式または受益証券を除きます。)、(B)金銭請求権(上記に規定するデリバティブを除きます。))および(C)匿名組合出資持分の保有総額(以下、総称して「債券エクスポージャー」といいます。))が純資産総額の10%を超えることとなる場合に(かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。))(注:担保付取引の場合はかかる担保の評価額は、発行体等に対する支払義務が存在する場合はかかる支払義務の額を控除します。)、かかる有価証券、金銭請求権または匿名組合出資持分を保有すること。
- 単一の発行体またはカウンターパーティーへの株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの総額が純資産総額の20%を超えることとなる場合に、かかる発行体またはカウンターパーティーに対するポジションを保有すること。

	管理会社または投資運用会社が決定する合理的な方法により事前に計算される額が純資産総額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引またはその他の類似取引を行うこと。本において、デリバティブ取引またはその他の類似取引を管理する方法は、 (A) 標準的手法を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、 (B) 内部格付手法 (VaR 手法) を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、または (C) 欧州連合のUCITに適用される規則に基づく方法 につき管理会社もしくは投資運用会社がファンドのために決定する合理的な方法であるとみなされる。 ファンドは、資産運用業協会の「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」(以下「資産運用業協会規則」といいます。)によると純資産総額の10%超に相当する単一発行体の債券、その他の債務証券またはデリバティブの原証券(資産運用業協会により制定された投資信託等の運用に関する規則第17条の2第2項第2号に規定される機関により発行され、または保証される債務を除きます。)にさらされてはなりません。資産運用業協会規則によると、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、本制限では考慮されません。 *借入方針:借入残存総額が借入時における純資産総額の10%を超えないことを条件とします。 ただし、特別の緊急事態(ファンドと別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームの合併を含みますが、これに限りません。)によりかかる制限を一時的に超える場合は、この限りではありません。投資運用会社は、信用枠を設定することにより、かかる資金調達および借入れを行うことができます。リバース・レボ契約およびリバース・レボ取引は、レバレッジまたは借入れを構成しません。ファンドは、レボ契約(有価証券と引き換えに現金を貸し付けるもの)を締結することもでき、これは、借入制限には考慮されません。
収益の分配	管理会社は、通常、債券ポートフォリオの最終利回り、各分配計算期間に対応するその他の報酬、経費および費用を含みますが、これらに限らない要因を考慮した上で、分配金額を決定します。ただし、特定の分配計算期間について分配が行なわれない場合もあります。 管理会社は、配当収益ならびに実現および未実現の利益をもとに分配を行うことを目指します。ただし、関連するコースに帰属する元本から分配を行なうこともあります。 分配金は再投資されます。

信託期間	ファンドは、2030年8月17日（ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社に書面により通知した場合を除く。かかる場合、ファンドは同一の方法で再延長されない限り、かかる延長された日に終了）に強制買戻しされます。 また、いずれかの評価日において、(a)ファンドの純資産が30億円（または米ドルでの30億円相当額）を下回り、管理会社が、ファンドの終了を決定する場合、または(b)受託会社および管理会社によってファンドの終了が決定された場合のいずれか最初に発生した時点で終了します。
決算日	毎年9月30日
管理報酬等	純資産総額に対して、年率0.615%程度 ただし、この他に「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ - ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額10,000米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
ファンドの 関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド(ケイマン) 受託会社：インタートラスト・トラスティー(ケイマン)リミテッド 投資運用会社：グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 管理事務代行会社・資産保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー
ベンチマーク	ブルームバーグ米国総合指数
ベンチマーク について	ブルームバーグ米国総合指数は、米ドル建て投資適格の固定利付で課税対象となる社債市場全般を対象としたフラグシップ・ベンチマークです。当指数は、米国国債、政府機関債および社債、MBS(固定金利およびハイブリッドARM型エージェンシー・パススルー証券)、ABS、CMBS(エージェンシーおよびノン・エージェンシー)を含んでいます。 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

-11. アイルランド籍の外国投資法人「ロード・アベット・グローバル・ファンズ・I・ピーエルシー」のサブファンドである「ロード・アベット・ハイイールド・ファンド」の「クラス - 円建て累積投資クラス」

形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て
運用の基本方針	高水準のインカム収益と投資元本の成長を通じ高水準のトータル収益を追求することを目的とします。

主要投資対象	主要投資対象は、ハイ・イールド債券（通称低格付け債又はジャンク債。普通株式への転換権や購入請求権をもつ債券を含む）を中心に、バンクローン、転換社債、優先証券、モーゲージ債、アセットバック債等と致します。
投資態度	ファンドはアクティブ運用に基づく分散したポートフォリオを組成し、高水準のインカム収益と投資元本の成長を通じてトータル収益を追求します。 インカム収益に加え、信用リスクの低下が想定されるときには、ハイ・イールド債の特に低格付け債券への投資を通じ、より高いリターンを追求します。 ファンドは、分散投資、銘柄分析、さらには投資環境分析を通じ投資リスクの低減を図ります。 ファンドは債券発行体の経営者の資質、信用リスク、業界内での競争優位性、業界動向さらにはマクロ経済動向等の分析を通じたボトムアップ手法で投資銘柄を選定します。 ファンドは積極的な銘柄入替を実施します。
主な投資制限	非米国発行体により発行された米ドル建て以外の債券への投資は20%を上限とします。 同一業種への投資は25%を上限とします。但しこれにはモーゲージ債、米国政府や政府機関の発行する債券は含みません。 バンクローンへの投資は10%を上限とします。 デリバティブへの投資は、レバレッジ率がファンドの純資産の100%を越えない範囲で可能とします。 保有債券からの転換やコーポレートアクションにより受領した場合には普通株式の保有も可能とします。
収益の分配	無分配
信託期間	無期限（2019年3月6日設定 クラスI - 円建て累積投資クラス）
決算日	1月31日
管理報酬等	投資顧問会社報酬：年率0.60% 管理事務代行および保管報酬：年0.15%を上限とします。 その他の諸費用：管理会社報酬、登録・名義書換事務代行報酬及び受益者サービス報酬のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
ファンドの 関係法人	管理会社：Lord Abbett (Ireland) Ltd. 投資顧問会社：Lord, Abbett & Co. LLC 管理事務代行会社：Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited 保管会社：Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマーク について	該当事項はありません。
----------------	-------------

-12．ルクセンブルグ籍の外国投資法人「リーガル・アンド・ジェネラル・SICAV」が発行する「L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）」のクラスC投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国投資法人/円建て
運用の基本方針	長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	主に、世界の異なる通貨建ての投資適格債券等に投資します。
投資態度	主に、世界の異なる通貨建ての投資適格債券(社債、仕組債、カバードボンド、資産担保証券、モーゲージ証券、国債等)に投資します。ただし、投資する債券等はファンドの目論見書に規定する「譲渡可能証券」もしくは「短期金融市場商品」に該当するものとします。 ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円・円ベース)をベンチマークとしますが、ベンチマークに含まれない企業、セクター、地域の債券等に投資を行うことができます。したがって、ファンドのパフォーマンスはベンチマークのパフォーマンスから大きく乖離する場合があります。なお、ベンチマークはファンドとのパフォーマンス比較のために利用されます。 投資目的や資金フロー及び市場動向等を勘案し、補助的に預託証券等の現金同等金融商品に投資する場合があります。 為替取引・為替予約取引、ETF、債券・金利先物取引、金利スワップ、クレジットデフォルトスワップ並びにそれらを原資産とするオプション取引等のデリバティブ商品に投資することができます。なお、これらの取引はヘッジ目的に限定しません。

主な投資制限	・通常、純資産額の70%以上を、世界各国の債券に投資します。 ・資産担保証券及びモーゲージ証券への投資比率は、純資産額の20%を上限とし、集団投資スキームを通じて投資することがあります。 ・流動性のある現金同等金融商品への投資比率は通常、純資産額の20%を上限とします。ただし、市場環境に鑑み、投資家の利益に資すると判断される場合は、一時的に当該上限を超える場合があります。 ・集団投資スキームへの投資比率は、純資産額の20%を上限とします。 ・原則として、取得時において1社以上の格付け機関から投資適格（スタンダード&プアーズ社、フィッチ社によりBBB - 、ムーディーズ/iBoxx社によりBaa3）以上の格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力を有すると運用者が判断する公社債等を主な投資対象とします。 ・ファンドの組み入れ債券等が、投資適格から格下げされた場合は、原則として30日以内に当該債券等を売却します。
収益の分配	なし
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.29% 事務代行費用等：最大 0.06% その他外国投資法人にかかる租税、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社：LGIMマネージャーズ（ヨーロッパ）リミテッド 運用会社：リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド 管理事務代行会社：ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円・円ベース）
ベンチマーク について	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円・円ベース）は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

. 外国債券 E M+

-1. T . ロウ・プライス新興国債券オープンM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に実質的に投資を行うことにより、安定的かつ高水準のインカム収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします
投資態度	新興国債券マザーファンドを通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。

マザーファンドの 投資態度	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用の指図に関する権限をT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。 資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
------------------	--

主な投資制限	株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 外貨建資産への実質投資には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2007年8月10日当初設定）
決算日	毎月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.649%（税抜0.59%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 （マザーファンドの投資顧問会社：T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド）

ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）
ベンチマークについて	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドとはJ.P. Morganが公表する債券指数で、新興国が発行する米ドル建て国債等を対象としています。 JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）とは、米ドルベースのJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを三井住友DSアセットマネジメント株式会社が円換算したものです。 同インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

-2. ～ -10. は、 -1. ～ -9. に同じ

-11. エマージング・マーケット債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託 / 円建て
運用の基本方針	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象とし、ベンチマーク(JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジなし))を上回る投資成果を目指します。
主要投資対象	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象とします。
投資態度	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象として、利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。 収益確保を目的として、現地通貨建ての新興国債券等へ投資する場合があります。 収益確保を目的として、各種デリバティブ取引を活用する場合があります。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 PGIMジャパンは運用の指図に関する権限をPGIMインク、およびPGIMリミテッド両社に委託します。

主な投資制限	ハードカレンシー建て新興国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の75%を下限とし、100%を上限とします。 新興国ソブリン債、新興国準ソブリン債の組入比率は、ファンドの純資産総額の85%を下限とし、100%を上限とします。 現地通貨建て新興国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の25%を上限とします。 単一の現地通貨比率はファンドの純資産総額の±20%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める新興国社債セクターの組入比率は、ファンドの純資産総額の15%を上限とします。 ハードカレンシー建て以外の先進国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の5%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める単一のソブリン債(投資適格)の組入比率は、ベンチマーク対比+12%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める単一のソブリン債(非投資適格)の組入比率は、ベンチマーク対比+8%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める単一の投資適格社債発行体の組入比率は、ベンチマーク対比+1%を上限とします。 ファンドの純資産総額に占める単一の非投資適格社債発行体の組入比率は、ベンチマーク対比+0.5%を上限とします。 単一の発行体の組入比率はソブリン債を除き、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。 単一銘柄の組入比率は、ファンドの純資産総額の5%を上限とします。 ベンチマークに含まれない無格付発行体の組入れは行いません。 現金および現金同等資産以外の日本円建て証券の組入れは行いません。 カントリーリスクが日本である証券の組入れは行いません。 日本円の為替エクスポージャーは原則取らず、ファンドの純資産総額の1%以内にとどめます。ただし、ファンドにおいて大量のキャッシュの流出入がある際にはその例外とします。 証券現物の空売りは、当日中にカバーされる日中の国債空売りを除き、禁止します。 ファンド借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ファンド運用者が運用する全ファンドを通じた投資は、いかなる単一発行体(投資法人を含みます)の発行済み総株式(投資法人の投資口を含みます。)の過半数を超えないものとします。 私募証券、非上場証券、流動性の低い証券化商品その他流動性の乏しい資産への投資はファンドの純資産総額の15%を上限とします。流動性の低い証券とは、私募株式、非上場株式、私募証券化商品、その他144AおよびレギュレーションS証券を除く私募証券を指します。 使用可能なデリバティブは、NDFを含む通貨フォワード、各種先物(債券、モーゲージTBA、金利スワップ、金利インデックス、債券インデックスおよびETF、通貨)、通貨スワップ、インフレーションスワップ、金利フォワード、金利スワップ、単一発行体またはCDSインデックスを対象とするクレジットデフォルトスワップ、債券、ETFまたはインデックスを対象とするトータルリターンスワップ、および投資対象となる証券やデリバティブに関するオプション、キャップおよびフロアに投資します。
---------------	--

	ファンドは、レバレッジは使用しません。なお、ファンドは、デリバティブのネットポジションにより創出される負債が証券保有や担保物の額でカバーされる限りにおいては、レバレッジされているとみなしません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は投資運用会社とトラスティーが協働し、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	信託証書の日付（2015年8月11日）から149年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年5月最終営業日または、トラスティーが別途定めた日
管理報酬等	運用報酬 （純資産総額が） 最初の100億円までの部分...年率0.52% 100億円超200億円までの部分...年率0.47% 200億円超の部分...年率0.40% ファンド事務管理費用（トラスティー報酬、名義書換代理人報酬、事務管理人報酬のうち、各費目のファンド純資産額比例部分をいいます。） 上限：純資産総額に対し0.08%（年率） 下限：年額4万米ドル その他、ファンドにかかる運用報酬および事務の処理等に要する諸費用（カストディ費用、監査報酬、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます）は、ファンドより実費にて支払われます。また、この他有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。 ファンド事務管理費用に上限は設けておりますが、投資環境・市場によっては、変更される場合があります。
ファンドの 関係法人	（投資運用会社）PGIMジャパン株式会社 （再委託先）PGIMインク、PGIMリミテッド （トラスティー）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド （アドミニストレーター）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co. （カストディアン）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co. （監査法人）KPMG ケイマン・アイランズ
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド （円ヘッジなし）
ベンチマーク について	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド （円ヘッジなし）とは、JPモルガン社が公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその一切の権利はJPモルガン社に帰属します。

-12. ～ -14. は、 -10. ～ -12. に同じ

J-FW J-REITセレクト

-1. ダイワ・J-REITファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2020年3月5日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2021年6月15日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.33%(税抜0.3%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-2. ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	アクティブ・リート・ニッポン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの運用にあたっては、セクターおよび個別銘柄についての成長性、バリュエーション等の定性分析・定量分析を基に、リスク当たりリターンの最大化をめざしたポートフォリオを構築します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ のみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	主として、わが国のリートに投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 セクターおよび個別銘柄についての成長性、バリュエーション等の定性分析・定量分析を基に、リスク当たりリターンの最大化をめざしたポートフォリオを構築します。 リーートの組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2024年3月11日当初設定）
決算日	毎年3月15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.33%（税抜0.3%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-3. フィデリティ・リート・ファンド 2（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・リート・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	・わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているリートを主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。 ・リートへの組入比率は、原則として高位を維持します。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・リートへの実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限（2024年2月29日当初設定）
決算日	毎年10月15日（休業日の場合翌営業日）
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.517%（税抜0.47%） 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社：フィデリティ投信株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし
ベンチマークについて	なし

．F W外国REITセレクト

-1．ダイワ・グローバルREITファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	ダイワ海外REIT・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)および店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(総称して「不動産投資信託証券」といいます。)に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 ・S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。 マザーファンドにおいて、外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2020年3月5日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2021年6月15日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.605%(税抜0.55%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先:コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

ベンチマーク	S & P先進国REITインデックス(除く日本、円換算)
ベンチマークについて	S & P先進国REITインデックス(除く日本、円換算)の所有権及びその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

-2. 外国REIT厳選投資戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国REIT厳選投資戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界のリートに投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの運用にあたっては、PGIMインク独自の不動産分野のファンダメンタルズリサーチおよび個別銘柄の定量的・定性的な分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、PGIMインクに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主として、日本を除く世界のリートに投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 運用にあたっては、PGIMインク独自の不動産分野のファンダメンタルズリサーチおよび個別銘柄の定量的・定性的な分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 外貨建資産の運用にあたっては、PGIMインクに運用の指図にかかる権限を委託します。 リーートの組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2024年3月11日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7931%（税抜0.721%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:PGIMインク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

・コモディティセレクト

-1. ゴールド・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米国国債 金先物取引 金価格への連動をめざすETF(上場投資信託証券) ダイワ・マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券

投資態度	主として、以下の資産への投資を通じて、金価格(ドル建て)の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 イ)米国国債 ロ)金先物取引 ハ)金価格への連動をめざすETF ニ)マザーファンドの受益証券 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2020年3月12日当初設定)
決算日	毎年5月14日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2021年5月14日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.242%(税抜0.22%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-2. Daiwa “ RICI ” Fund (ダイワ “ RICI ” ファンド) (ケイマン籍、米ドル建)

形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国証券投資信託 / 米ドル建て
運用目的	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数(“ RICI ”)に連動することをめざします。

投資方針	信託財産の純資産総額の50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することで、ロジャーズ国際コモディティ指数（“ RICI”）に連動する投資成果をめざします。 米ドル建て短期公社債等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期公社債等に投資します。また、投資対象には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書などへの投資も含まれますが、これに限定いたしません。 信託財産の純資産総額の50%未満の部分で商品先物取引および商品先渡取引に投資します。 当ファンドの純資産に占める、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の割合はおおよそ10 - 30パーセントの範囲で行ないます。（また、最大でも、純資産の50%以下とします。） 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
設定日	2006年11月13日
決算日	毎年4月30日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 管理報酬等：0.415%（管理会社代行サービス報酬を含みます。） 受託報酬等：0.175%（管理事務代行報酬および資産保管会社の報酬を含みます。） 運用報酬等：0.41% 合計：1.00% その他、外国投資信託に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン） 受託会社：G.A.S.（ケイマン）リミテッド 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 資産保管会社：SMT Trustees (Ireland) Limited 管理事務代行会社：SMT Fund Services (Ireland) Limited 管理会社代行サービス会社：大和アセットマネジメント株式会社
ロジャーズ国際コモディティ指数（“ RICI”）とは	・RICIは、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ（商品）の値動きを表わします。 ・RICIは、1998年8月より計算および公表を行なっております。 ・RICIを構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズ氏が議長をつとめるRICI委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。 ・RICIは、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。

形態 / 表示通貨	アイルランド籍の外国証券投資法人 / 米ドル建
運用の基本方針	Bloomberg Commodity Index 3 Month Forward Total Return (BCOMF3T Index)（以下、対象指数という）への動きに連動した投資成果を目指します。
主要投資対象	対象指数は、期先のコモディティ先物から構成される分散投資バスケットを通じて、コモディティへの幅広いエクスポージャーを提供します。
投資態度	対象指数は、ブルームバーグ・コモディティ・インデックス・フレームワーク（「BCOM」（ER）または「BCOMTR」（「TR」））を活用した、ルールベースの体系的かつ透明性の高い指数です。L&G ロンガー・デイトド・オール・コモディティズ UCITS ETFは対象指数に連動した投資成果を目指します。
主な投資制限	証券取引所に正式上場されている、または規制市場で取引されている譲渡性証券およびマネーマーケット商品、譲渡性証券（1年以内に上場予定）、UCITSおよびAIFを含むその他の集団投資スキームのユニット、信用機関への預金、および金融派生商品（FDIs）に投資することができます。 純資産価値の20%まで、または例外的な市場状況では35%まで、個別商品への間接的なエクスポージャーを持つことができます。 一時的な場合を除き、純資産価値の10%を超える借入は行いません。 ブルームバーグ・コモディティ・インデックス内の各商品先物に対する最終目標ウェイトを決定する際には、以下の分散投資ルールが適用されます： ・単一の商品（例：天然ガスまたは銀）がブルームバーグ・コモディティ・インデックスの15%を超えて構成してはならない。 ・単一商品とその派生商品（例：WTI原油とULS軽油・無鉛ガソリン）の合計がブルームバーグ・コモディティ・インデックスの25%を超えてはならない。 ・関連商品グループ（例：エネルギー、貴金属、家畜、穀物）は、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの33%を超えてはならない。 ・単一商品（例：天然ガスまたは銀）は、流動性が許す限り、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの2%を下回ってはならない。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	該当なし
決算日	毎年6月30日
管理報酬等	米ドル建（再投資型）シェアクラスにおけるTotal Expense Ratio (TER)は0.30%で、管理報酬に相当します。

ファンドの 関係法人	運用会社:LGIM Managers (Europe) Limited 投資運用会社:LGIM Managers (Europe) Limited サブ投資運用会社:Legal & General Investment Management Limited 受託者:The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch 管理会社:BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company 保管機関:The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch 振替機関:BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company
ベンチマーク	Bloomberg Commodity Index 3 Month Forward Total Return (BCOMF3T Index)
ベンチマークについ て	「Bloomberg®」、「The Bloomberg Commodity Index」および「BCOM」は、Bloomberg Finance L.P. およびその関連会社（指数管理会社である Bloomberg Index Services Limited（「BISL」）を含む、総称して「Bloomberg」）のサービスマークです。Bloomberg および/または Bloomberg のライセンサーは、本指数に関するすべての所有権を有します。ブルームバーグは、指数に関連するデータまたは情報の適時性、正確性、完全性を保証するものではありません。ブルームバーグは、指数、それに関連するデータまたは値、またはそこから得られる結果について、明示的または黙示的を問わず、一切の保証を行わず、商品性および特定目的への適合性に関する一切の保証を明示的に否認します。指数に直接投資することはできません。バックテストによるパフォーマンスは実際のパフォーマンスではありません。過去のパフォーマンスは将来の結果を示すものではありません。法律で認められる最大限の範囲において、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれらの従業員、契約者、代理人、供給業者、ベンダーは、指数またはそれに関連するデータもしくは数値に関連して生じるいかなる損害（直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的その他を問わず）についても、過失の有無を問わず、一切の責任を負いません。本文書は金融商品に関する助言ではなく、事実情報の提供を構成します。本指数は、ブルームバーグによる金融商品の提供、投資助言、投資勧誘（「買い」「売り」「保有」その他の特定の利害関係に関わる取引の是非に関する勧告を含む）、またはブルームバーグによる投資戦略その他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されるべきではありません。本指数を通じて入手可能なデータその他の情報は、投資判断の根拠として十分な情報とはみなされません。本指数が提供する全ての情報は非個別的であり、特定の個人、法人、または集団のニーズに合わせて調整されたものではありません。ブルームバーグは、いかなる証券その他の利益の将来または予想される価値について意見を表明せず、明示的または黙示的にいかなる種類の投資戦略も推奨または示唆しません。お客様は、金融上の決定を行う前に、独立した助言を得ることを検討するべきです。

・ F Wヘッジ F セレクト

-1・ 大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）

形態	追加型株式投資信託
----	-----------

運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資するとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。
主要投資対象	大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行うとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図ります。

マザーファンドの現物株式の運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリューストック銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

	ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
マザーファンドの投資態度	わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行うとともに、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。 現物株式の運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 現物株式の運用にあたっては、TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークに対するリスクコントロールを重視しつつ、ベンチマークを安定的に上回る投資成果を目指します。 資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資は行いません。 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 金利先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月15日（休業日の場合翌営業日）

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.561%（税抜0.51%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-2. M & Aアービトラージ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	東京海上・グローバルM & A戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	主として日本を含む世界の株式の中から、公表されたM & A（企業の合併・買収）案件（現金による買収に限ります。）を対象とし、買収成立の可能性が高いと判断する案件を選定し、買収対象企業の株式に投資するマザーファンドの受益証券に投資します。 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行なうことになります。 マザーファンドの運用にあたっては、P.Schoenfeld Asset Management LPによる投資助言をもとに投資判断を行ないます。 実質組入外貨建資産については、原則として、当ファンドにおいて為替ヘッジを行なうことにより為替変動リスクの低減を図ります。 資金動向、市況動向、残存期間の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。
マザーファンドの 投資態度	公表されたM & A（企業の合併・買収）案件（現金による買収に限ります。）の中から、買収成立の可能性が高いと判断する案件を選定し、買収対象企業の株式に投資します。 取引金額、取引に関するリスク分析および期待できる収益の水準等を勘案し、ポートフォリオの構築を行います。 運用にあたっては、P.Schoenfeld Asset Management LPによる投資助言をもとに投資判断を行います。 原則として、株式への組入比率を高位に維持します。 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	分配対象額は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。
信託期間	無期限(2020年3月10日当初設定)
決算日	毎年9月8日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.0285%(税抜0.935%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:東京海上アセットマネジメント株式会社 受託会社三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-3. 短期金利トレンドフォロワー戦略ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	JPモルガン・ストラクチャード・プロダクツ・ビービーが発行する債券(円建)(以下「連動債券」といいます。)を主要投資対象とします。

投資態度	主として、連動債券への投資を通じて、短期金利トレンドフォロー戦略を構築し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 短期金利トレンドフォロー戦略とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが開発した、米国および欧州の金利先物を投資対象としたトレンドフォロー戦略で、短期金利からの安定的な収益獲得をめざします。 当戦略の損益部分においては為替ヘッジを行ないます。 連動債券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみ に取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2023年3月9日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日) (第1計算期間は2023年6月15日まで)
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.2981%(税抜0.271%) 配分(税抜) 委託会社0.25%、販売会社0.005%、受託会社0.016% 実質的な信託報酬率:純資産総額に対して年率0.9881%(税込)程度 投資対象連動債券の費用等を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。
ファンドの 関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-4. スパークス・ファンド・匠（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
----	-----------

運用の基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場全体の動向による価格変動リスクを抑制しつつ、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定的成長を図ることを目標に運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	スパークス・シングル・レバレッジドL&Sマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券を通じて、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所)で、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち(以下「ロング・ポジション」といいます。以下同じ。)と売り持ち(以下「ショート・ポジション」といいます。以下同じ。)を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 運用にあたっては、原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 金融商品取引所に上場されている投資信託証券(金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。)について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ショート・ポジションは、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券(以下、「株式等」といいます。)の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの 投資態度	金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち（以下「ロング・ポジション」といいます。）と売り持ち（以下「ショート・ポジション」といいます。）を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。）、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。 組入銘柄の選択は、委託者のアナリスト、ファンドマネージャーが個々の会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し決定することができます。 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮することができます。 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 金融商品取引所に上場されている投資信託証券（金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。）について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ショート・ポジションは、信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
------------------	--

主な投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

株式等および派生商品の買建て金額(ロング・ポジション)と株式等および派生商品の売建て金額(ショート・ポジション)の絶対金額での合計金額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。ただし、ヘッジ目的の指数派生商品取引については、合算想定元本の計算から除外されます。

上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以上10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への投資は行いません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以上10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上5%以下とします。

転換社債ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。また、同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上10%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行うことができます。

スワップ取引は約款第23条の範囲で行うことができます。

金利先渡取引は約款第24条の範囲で行うことができます。

有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て(ロング・ポジション)の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。

有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て(ショート・ポジション)の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。))および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)に投資する場合は、一般社団法人資産運用業協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額(金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。)として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%

	以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(2024年2月28日設定)
決算日	年1回:原則として毎年11月18日(休業日の場合は翌営業日)
管理報酬等	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.10%(税抜1.00%)を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 内訳(税抜):委託会社0.95%、販売会社0.02%、受託会社0.03% <実績報酬> ハイ・ウォーター・マーク超過分の22%(税抜20%) 実績報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間終了日までは1万円とします。 <監査報酬> 監査費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.055%(税抜0.05%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 <その他費用> 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
ファンドの関係法人	委託会社:スパークス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社(再信託先:株式会社日本カストディ銀行)
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

-5. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロックUKエクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド」の円ヘッジクラス 投資証券(円建)

形態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託(会社型投資信託)/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	本ファンドは、市場動向に係わらずプラスの絶対収益の追求を目指します。

主要投資対象	英国企業、英国に主要な業務基盤がある企業または英国証券取引所を主要な取引所として上場している企業の株式もしくは株式関連の派生商品等を主要な投資対象とします。
投資態度	ファンドの純資産の少なくとも70%を英国企業、英国に主要な業務基盤がある企業または英国証券取引所を主要な取引所として上場している企業の株式もしくは株式関連の派生商品等（以下、「英国関連株式等」といいます）へ投資を行います。 英国関連株式等に投資を行い、ロングショート（買い建ておよび売り建て）ポジションを構築します。 プラスの絶対収益を追求するため、デリバティブ取引を積極的に活用します。
主な投資制限	同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 有価証券の空売りは行いません。
収益の分配	無し
信託期間	無期限（2016年8月18日設定）
決算日	5月31日
管理報酬等	運用報酬：年率0.75% 運用実績報酬：ハードルレート（3ヶ月SONIA複利、後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジ）を上回る部分につき20% 上記の他、信託財産にかかる租税、事務費用（管理事務代行会社費用、名義書換事務代行費用、信託財産の監査にかかる費用、法律顧問費用等含みます）、組入有価証券等の売買および保管にかかる費用、借入金にかかる利息等がファンドの信託財産から負担されます。
ファンドの 関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 投資運用会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド 保管会社兼管理事務代行会社：ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、 ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社：J.P.モルガン・エス・イー ルクセンブルグ支店

-6. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「JPモルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド - JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（クロス）（円ヘッジ）」の投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍の外国投資証券 / 円建
----	----------------------

運用の基本方針	主として世界の有価証券に投資し、またデリバティブ取引も利用して、ベンチマークを上回る資産の成長を目指します。
主要投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引(通貨に係るものを含む)等
投資態度	主として、世界各国の株式、債券、通貨等にデリバティブ取引も活用しながら投資し、ベンチマーク(ICE BofA ESTR ユーロO/N物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ)(ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return))を上回る投資成果をめざします。 グローバルなマクロ環境に関する複数の投資テーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせた運用を行ないます。また、伝統資産・非伝統資産を活用して、世界動向や変化を生かす機動的なポートフォリオの構築を行ないます。 デリバティブ取引等を行なうことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。 外国投資法人は様々な通貨建ての資産に投資することがあり、ユーロ以外の通貨建て資産については当該通貨売りユーロ買いの為替取引を行なうことがあります。また、JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ(1クラス)(円ヘッジ)においては、原則としてJPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ(1クラス)(円ヘッジ)の純資産総額とほぼ同程度のユーロ売り円買い等の為替取引を行ない、円に対するユーロの為替変動リスクの低減を目指します。
主な投資制限	1企業に対する投資比率は、サブファンドの純資産総額の10%以下とします。 サブファンドの純資産総額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、サブファンドの純資産総額の40%以下とします。
収益の分配	原則として分配を行ないません。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	運用報酬:年率0.60% 管理手数料:年率上限0.11% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
ファンドの 関係法人	投資顧問会社: JPMorgan Asset Management (UK) Limited 管理会社: JPMorgan Asset Management (Europe) S.à r.l. 保管会社: J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch
ベンチマーク	ICE BofA ESTR ユーロO/N物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ)(ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return)
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-7. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ」が発行する「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・ファンド」のZH (JPY)クラス投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建て
運用の基本方針	3年のローリング期間において、インカムおよびキャピタルゲインによってあらゆる市場環境でプラスの絶対リターンとなることを目指して運用を行います。
主要投資対象	世界各国の通貨、ソブリン債、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ及び先物、株式指数スワップ及び先物等
投資態度	新興国、フロンティア諸国を含めたグローバル市場の通貨、金利、ソブリン・クレジット、株式に分散投資します。 世界各国に対するファンダメンタルズ分析とリスク要因分析を組み合わせたボトム・アップにより投資決定します。 投資プロセスの各段階においてリスク管理を重視し、投資目標から逸脱する可能性に備えてポートフォリオ全体のリスクを監視します。 ロングおよびショートポジションに分散投資する戦略により伝統資産との相関を抑えながら安定した収益の獲得を目指します。 デリバティブ取引を積極的に活用し投資します。
主な投資制限	通貨のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100%～+100%を目指します。 金利のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100%～+100%を目指します。 ソブリン・クレジットのネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100%～+100%を目指します。 株式のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-20%～+20%を目指します。 金融デリバティブ商品の原資産のポジション及びエクスポージャーは直接投資に起因するポジション関連と合わせてUCITS通知に規定される投資制限を超過して投資しません。
収益の分配	無し
信託期間	無制限
決算日	12月31日

管理報酬等	運用報酬等：年率0.80% 事務代行報酬等：年率0.10%（上限0.25%） 登録税：年率0.01% ヘッジ費用：年率0.03%（上限） 新興国資産に係る保管費用：年率0.25%（上限） ただし、上記の他に、有価証券等の売買に係る費用・税金その他の取引関連費用、訴訟費用、その他の費用・税金等がファンドから実費にて支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社：MSIMファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド 投資顧問会社：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド 副投資顧問会社：イートンバンクス・マネジメント 管理事務代行会社：J.P.モルガン・エスイー ルクセンブルグ支店 保管会社：J.P.モルガン・エスイー ルクセンブルグ支店 レジストラー、トランスファー・エージェント：CACEISバンクルクセンブルグ支店
ベンチマーク	該当なし
ベンチマーク について	該当なし

-8. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ピクテTR」が発行する「アトラス HJ JPY（円ヘッジ）」の投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託(会社型投資信託)/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	投資対象ファンドの投資目的は世界株式へのロング・ショート戦略での投資によって長期的な絶対リターンを追求し投資元本の成長を目指すことです。
主要投資対象	ファンドは主に株式、株式関連証券(普通株あるいは優先株など)、預金、マネーマーケット商品に投資します。
投資態度	伝統的なロング・ポジションに加え、金融派生商品の利用による合成(synthetic)ロング並びにショート・ポジションを取ります。 ファンドは主に株式、株式関連証券(普通株あるいは優先株など)、預金、マネーマーケット商品に投資します。 ファンドはあらゆる国(新興国を含む)、セクター、通貨に投資します。ただし、市場の状況によっては、単一国あるいは特定の国、単一セクター、単一通貨、単一資産クラスに限定して投資することがあります。

主な投資制限	ファンドは預託証券(ADR、GDR、EDR)へは無制限に投資できますが、リートへは純資産の20%まで投資することができます。 ファンドは(i)QFII枠やROFII枠(ii)上海・香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の10%まで投資することができます。また金融派生商品を使って中国A株に投資することができます。 ファンドは非投資適格証券(ディストレスト並びにデフォルト証券を含む)に純資産の10%まで投資することができます。 転換社債への投資は純資産の10%を超えることはできません。 ルール144A証券への投資は純資産の10%を超えることはできません。
収益の分配	無し
信託期間	無期限（2016年11月15日設定）
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	運用報酬:0.90%(2025年12月末現在、上限1.40%) 管理報酬等:サービス手数料 0.18%(2025年12月末現在、上限0.35%)、受託銀行手数料 0.02%(2025年12月末現在、上限0.15%) 成功報酬:ハードルレートであるTokyo Overnight Average Rate(TONAR)(2025年12月末現在)超過分の20% 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券等の売買・保管にかかる費用、現地登録代行・名義書換事務代行・管理事務代行にかかる費用、海外の代行報酬、目論見書等の作成等費用、当局および取引所への登録等費用、定期の報告書その他法定の書面の作成等費用、純資産価額の計算費用、受益者への報告書の作成等費用、法律顧問費用、信託財産の監査費用、広告費用が含まれます。
ファンドの 関係法人	管理会社: ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社: ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管会社・管理事務代行会社: BNP パリバ、ルクセンブルグ・ブランチ 名義書換事務代行会社・支払事務代行会社: ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
ベンチマーク	該当なし
ベンチマーク について	該当なし

-9. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド」のクラス2円ヘッジ投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託(会社型投資証券)/円建て円ヘッジ
----	----------------------------------

運用の基本方針	市場動向に左右されない投資収益の達成を目標に運用を行ないます。
主要投資対象	米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等を主要な投資対象とします。
投資態度	株式等に投資するロングショート（買い建ておよび売り建て）ポジションをE S Gの観点も考慮しながら構築することにより、市場動向に係わらずプラスの絶対収益の追求を目指します。 ファンドの純資産の少なくとも70%を米国の株式もしくは株式関連の派生商品等へ投資を行ないます。またカナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等にも投資を行ないます。 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
収益の分配	無し
信託期間	無期限（2018年3月28日設定）
決算日	5月31日
管理報酬等	運用報酬：年率1.00% 運用実績報酬：ハードルレート（3ヶ月SOFR複利、後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジ）を上回る部分につき20% 上記の他、信託財産にかかる租税、事務費用（管理事務代行会社費用、名義書換事務代行費用、信託財産の監査にかかる費用、法律顧問費用等含みます）、組入有価証券等の売買および保管にかかる費用、借入金にかかる利息等がファンドの信託財産から負担されます。
ファンドの 関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 投資運用会社：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. 保管会社兼管理事務代行会社：ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmb H、ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社： J.P.モルガン・エスイー ルクセンブルグ支店
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-10. ケイマン籍の外国投資法人「オコーナー・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」が発行する「オコーナー・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」のJPYクラス投資証券（円建）

形態	ケイマン諸島籍/外国籍投資法人投資証券/円建て(円ヘッジ)
運用の基本方針	投資法人財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界各国の株式、デリバティブ取引など
投資態度	主として、世界各国(日本を含みます)の企業の株式を主要投資対象とします。なお、上場デリバティブ商品等に投資することもあります。 公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、又は買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品を活用することもあります。 ポートフォリオ構築プロセスに沿って適切な格付を付与し、これに基づき確信度、リスク/報酬/ファンダメンタル要因などの分析結果に基づきポジションを決定します。 為替変動リスクを回避するために対円での為替ヘッジを行います。
主な投資制限	投資法人財産を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 投資法人財産の10%を超える借り入れは行いません。 一発行会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株式(投資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、投資法人財産の15%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 単一の企業が発行する証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の35%を超えないものとします。 投資信託証券への投資は行いません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	なし
信託期間	無期限(2019年9月11日当初設定)
決算日	12月31日
管理報酬等	運用報酬:年率1.0% 成功報酬:月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場合、超過部分の15% その他の費用(監査報酬、保管銀行・管理事務代行会社費用、法定書類作成費、法定手続に関する費用、法務費用、ファンドの設立にかかる費用、投資に係る専門家費用、有価証券売買時の売買委託手数料やデリバティブ取引費用等)が投資法人財産から支払われます。
ファンドの関係法人	投資運用会社:オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー 保管銀行・管理事務代行会社: MUFG オルタナティブ・ファンド・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド

ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし
その他	該当なし

2026年4月10日に、ケイマン籍の外国投資法人「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」が発行する「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」のJPYクラス投資証券（円建）から変更されました。

-11. アイルランド籍の外国証券投資法人「ノムラ・ファンズ・アイルランド」が発行する「グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド」のJPYヘッジドクラス投資証券（円建）

形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て
運用の基本方針	インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	企業、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する固定利付および変動利付（物価やその他指数に連動するもの）の債券および債券関連証券等（以下、債券および債券関連証券等といいます。）を主要投資対象とします。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。
投資態度	債券および債券関連証券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 投資する債券および債券関連証券等は、ムーディーズ社あるいは S&P 社のいずれかより格付を付与された銘柄とします。なお、格付のない銘柄への投資については、信託財産の純資産総額の 30% 以内で投資することができます。 ポートフォリオの構築にあたっては、主として世界の金利、通貨、信用リスクなどの見通しに基づくトップダウンアプローチを活用するとともに、資産クラスや業種における個別銘柄分析を通じたボトムアップアプローチも活用します。なお、市場環境が不透明な状況にあっては、信託財産の純資産総額の 100% を上限として、現金や預金等の流動性の高い資産で運用を行なう場合があります。 効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。 組入外貨建資産については、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有している部分を含め、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

主な投資制限	新興国の発行体が発行する債券および債券関連証券等への投資は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。 ローン等への投資は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	無分配
信託期間	無期限(2018年3月22日設定 I JPYヘッジドクラス)
決算日	12月31日
管理報酬等	信託報酬:純資産総額の0.6675%以内(年率) その他の費用:信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。
ファンドの 関係法人	管理会社:ファンドロック・マネジメント・カンパニー(アイルランド)リミテッド 投資顧問会社:ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド 保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ(アイルランド)リミテッド 管理事務代行会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ(アイルランド)リミテッド 名義書換事務受託会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ(アイルランド)リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-12. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「JPモルガン・ファンズ」が発行する「ヨーロッパ・エクイティ・アブソリュート・アルファ・ファンド」の クラス(円ヘッジ)投資証券(円建)

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国投資証券 / 円建
運用の基本方針	欧州企業へのロングおよびショート投資を通じて、低い市場エクスポージャーを維持しながら、これらの企業に直接またはデリバティブを活用して投資することにより資産の成長を目指します。
主要投資対象	欧州に本拠を置く、または欧州にて主な経済活動を行っている企業の株式等

投資態度	主として、欧州企業へのロングおよびショート投資を通じて、低い市場エクスポージャーを維持しながら、これらの企業に直接またはデリバティブを活用して投資することにより資産の成長を目指します。 ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。 ファンダメンタル分析と、定量的な分析を組み合わせることで、幅広いユニバースの株式に投資します。 ロングおよびショート投資を通じて、魅力的と判断した企業の株式を買い、魅力的でないとは判断した企業の株式を空売りすることで、株式市場よりも低いリスクで投資リターンの獲得を目指します。 ファンドは小型株に投資することがあります。
主な投資制限	1企業に対する投資比率は、サブファンドの純資産総額の10%以下とします。 サブファンドの純資産総額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、サブファンドの純資産総額の40%以下とします。
収益の分配	原則として分配を行ないません。
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
管理報酬等	運用報酬：年率0.75% 管理手数料：年率上限0.16% 成功報酬：15.0% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
ファンドの 関係法人	投資顧問会社： JPMorgan Asset Management (UK) Limited 管理会社： JPMorgan Asset Management (Europe) S.à r.l. 保管会社： J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch
ベンチマーク	ICE BofA TONAR Overnight Rate Index
ベンチマーク について	該当事項はありません。

-13. ケイマン籍の外国投資法人「キャンベル・アブソルート・リターン・ジャパン・ファンド」が発行する日本円ヘッジシェアクラス投資証券（円建）*

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資証券/円建
運用の基本方針	株式、債券や上場先物、デリバティブ商品への投資を通じて中長期の投資元本の増加を投資目的としています。
主要投資対象	先物、フォワード、スワップ、株式等

投資態度	世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行なうとともに、株式、債券、金利、クレジット、商品および通貨にかかるデリバティブ取引を行ない、絶対収益の獲得をめざします。
管理報酬等	・運用報酬:年率1.50% ・アドミニストレーション/キャッシュマネジメントフィー:年率0.06%(最低年間25万米ドル) ・日本円ヘッジシェアクラスに関わるヘッジ・キャッシュマネジメントフィー:年率0.06% ・成功報酬:日々の1口当たり純資産価額がハイ・ウォーター・マーク(過去の純資産価額の最高値)を上回った場合、超過部分の20% ただし、この他に、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
ファンドの関係法人	管理会社:キャンベル&カンパニー・エルピー 運用会社:キャンベル&カンパニー・インベストメント・アドバイザー・エルエルシー アドミニストレーター:バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

* 当外国投資証券に投資するFWヘッジFセレクトは、投資者と委託会社（大和アセットマネジメント株式会社）との利益が相反する可能性があります。

- ・ 当外国投資証券は、委託会社の利害関係人である大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社がサービスプロバイダーとなっています。
- ・ 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社は、当外国投資証券の運用会社から報酬を受領します。

（注）については、2026年9月9日に追加予定です。

[注記]

ケイマン諸島投資信託「ダイワ「RICI」ファンド」(以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。)はJames Beeland Rogers, Jim RogersまたはBeeland Interests, Inc. (以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。)により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers, Jim RogersまたはBeeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

[指定投資信託証券の委託会社等について]

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

大和アセットマネジメント株式会社については、前掲「1 ファンドの性格」の「（３）ファンドの仕組み」の「＜委託会社の概況＞」をご参照下さい。

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

2004年 4月 8日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005年10月 7日	社団法人日本証券投資顧問業協会 1加入
2007年 9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011年 1月11日	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016年 4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年 7月 1日	マニユライフ・インベストメント・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会 2加入
2017年10月 2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年 4月 1日	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
1	2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に、2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。
2	2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

1928年	米国最初のバランス型ミューチャル・ファンドであるウエリントン・ファンドを設立
1933年	ウエリントン・マネージメント社が運用会社として有限会社化
1967年	独立系投資顧問会社ソーンダイク・ドーラン・ペイン・アンド・ルイス社と合併
1979年	主要社員の買収により、パートナーシップによる保有形態へと移行
1996年	マサチューセッツ州のパートナーシップ法により有限責任(リミテッド)パートナーシップ形態となる(旧WMC)
2015年	1月1日付でウエリントン・マネージメント・グループ・エルエルピーに社名変更し、持ち株会社事業に特化 新たにデラウェア州籍の事業運営会社ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(新WMC)を設立し、旧WMCより投資運用業務を継承

ニッセイアセットマネジメント株式会社

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧問株式会社)が設立され、投資顧問業務を開始
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

1998年4月28日	会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社」に社名変更
2024年10月1日	パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

T & Dアセットマネジメント株式会社

1980年12月19日	第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の登録

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年2月6日 会社設立

平成14年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

アセットマネジメントOne株式会社

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

明治安田アセットマネジメント株式会社

1986年11月 コスモ投信株式会社設立

1998年10月 ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年 2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年 7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年 4月 商号を「M D A Mアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

1986年 2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年 2月20日	投資顧問業の登録
1987年 9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年 6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年 1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年 3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年 7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年 10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年 4月1日	S O M P Oアセットマネジメント株式会社に商号変更

PGIMジャパン株式会社

1988年12月	(PAMJ) ブルデンシャル投資顧問株式会社設立
1998年9月	(PIJ) ブルデンシャル三井トラスト投信株式会社設立
2000年4月	(PAMJ) ブルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社へ商号変更
2000年4月	(PIJ) ブルデンシャル投信株式会社へ商号変更
2001年11月	(PIMJ Inc) 米国デラウェア州にブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク設立
2002年2月	(PIMJ Inc) 関東財務局に投資顧問業者として登録される
2002年11月	(PIMJ Inc) 投資一任業務の認可及び、投資信託委託業の認可を受ける
2002年12月	(PIMJ Inc) ブルデンシャル投信株式会社とブルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社よりそれぞれの営業の全部譲渡を受け、投資信託委託業および投資顧問業の営業を開始

上記は当社の前身となる企業の沿革です。各企業はそれぞれ以下の略称にて表記しております。ブルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (PAMJ)、ブルデンシャル投信株式会社 (PIJ)、ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク (PIMJ Inc)

当社は2006年9月にPIMJ Incより事業譲渡を受けました。以下、当社の沿革です。

2006年4月	ブルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
2006年6月	関東財務局に投資顧問業者として登録される
2006年8月	投資一任業務の認可及び投資信託委託業の認可を受ける

2006年8月	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ商号変更
2006年9月	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクから事業の全部譲渡を受け、投資信託委託業および投資顧問業の営業を開始
2007年9月	関東財務局に金融商品取引業者として登録される
2017年10月	PGIMジャパン株式会社へ商号変更

RBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

2001年 7月	英国にて会社設立
2006年11月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシー、ロンドン証券取引所上場
2010年12月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーがロイヤル・バンク・オブ・カナダ(RBC)の100%子会社となり、上場廃止
2011年 1月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーをブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドに社名変更
2012年 4月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドをブルーベイ・アセット・マネジメント・サービシーズ・リミテッドに社名変更、同時に新たにブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーを設立し、投資運用事業を含む全てのビジネスを同社に移管
2023年4月	RBCの資産運用部門の英国拠点であるRBCグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーは、2023年4月1日付けで事業統合し、RBCグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドへ社名変更

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
 1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド

1984年 Nimco Europe Limited設立
 1987年 Nomura Capital Management (U.K.) Limited.に商号変更
 1997年 Nomura Asset Management U.K. Limitedに商号変更
 (野村アセットマネジメント株式会社の100%子会社)

バリューパートナーズ

1993年 ・バリュー・パートナーズが香港にて設立される
 ・旗艦のClassicファンドを設定
 1998年 ・マニユライフとの提携を開始し、2006年以降で香港最大の積立強制基金(MPF)の運用を支援
 2002年 ・高配当株式ファンドを設定
 2007年 ・バリュー・パートナーズグループ・リミテッドが香港証券取引所のメインボードに上場
 2008年 ・HSBCが当社の販売パートナーに
 2009年 ・中国および海外市場でのプレゼンス確立を開始
 2012年 ・グループ初の債券リテールファンドを設定
 2013年 ・中国最大の銀行である中国工商銀行との提携開始
 2014年 ・シンガポールオフィスを設置し、東南アジアに進出
 2015年 ・QDLPライセンス(適格国内有限責任投資組合)を取得し、中国での私募ファンド事業を拡大
 2016年 ・バリュー・パートナーズ・ロンドンオフィス・オープン
 2017年 ・グループ初のグローバル・新興市場ファンドを設定ならびにプライベートエクイティ不動産事業を新設

2018年	・バリュー・パートナーズ・クアラルンプールオフィス・オープン ・当社のクラシックファンドはMRF(中国本土・香港ファンド相互承認スキーム)の認可取得
2019年	・当社の高配当株式ファンドはMRF(中国本土・香港ファンド相互承認スキーム)の認可取得
2020年	・オンショア私募投資顧問業の資格取得
2021年	・初の環境配慮型のテーマファンドを設定

フィデリティ投信株式会社

(同社が所属するFILリミテッド*の沿革)

1969年	フィデリティ・インターナショナルの前身が設立され、初の海外拠点として東京にオフィスを開設。
1973年	ロンドンにオフィスを開設。
1981年	香港にオフィスを開設。
1986年	台湾にオフィスを開設
1986年	英国国内の年金向け資産運用業務を開始。
1987年	英国で初めて個人株主制度(Personal Equity Plan:PEP)を提供開始。
1990年	欧州およびアジア市場向けに17本の外国籍投信(ルクセンブルグ籍)を設定・提供開始。
1994年	英国で確定拠出年金ビジネスの提供を開始。
2000年	アラブ首長国連邦、韓国、イタリアにオフィスを開設。
2004年	上海にオフィスを開設。
2011年	ブラジルにオフィスを開設。

*FILリミテッドはフィデリティ・インターナショナルとしての事業を行っている企業グループの持ち株会社です。

ブラックロック

(海外法人に関しては、全てブラックロック全体として記載しております。)

1988年	BlackRock設立
1995年	PNCの関係会社として債券運用を行う
1996年	PNCのオープン・エンド型投信の運用を担当
1998年	PNC傘下の株式、債券、流動性資産及びミューチュアル・ファンド運用をBlackRockの下に統合
1999年	ニューヨーク証券取引所において新規株式公開を実現し、PNCが主要株主となる

2000年	リスク管理及びテクノロジー・サービスを提供するBlackRock SolutionsRブランドを設立
2005年	State Street Research and Management及びSSR Realtyを買収
2006年	Merrill Lynch Investment Managersと合併
2007年	Quellos Group, LLC よりファンド・オブ・ファンズ・ビジネスを買収
2008年	BlackRock SolutionsRにフィナンシャル・マーケット・アドバイザー・ビジネスを新設
2009年	Bank of AmericaによるMerrill Lynch買収完了 R3 Capital Partnersより運用プロフェッショナルを採用 Barclays Global Investors(BGI)と合併
2012年	Guggenheim Partners, LLC よりClaymore Investments, Inc.を買収 Swiss Re Private Equity Partners AGを買収
2013年	Credit SuisseよりETF事業を買収 MGPA(独立系プライベート・エクイティ不動産投資アドバイザー)を買収
2015年	FutureAdvisor(デジタル・ウェルス・マネジャー)を買収
2016年	BofAR Global Capital Management のMMFの運用プラットフォームの買収
2017年	First Reserve Energy infrastructure Fundsを買収
2018年	Tennenbaum Capital Partners(ミドル・マーケット運用マネジャー)を買収 CitigroupよりCitibanamex Asset Management事業を買収
2019年	eFront(オルタナティブ運用管理の包括的なソフトウェア・ソリューション・プロバイダー)を買収
2021年	Aperio(カスタムメイドの株価指数の開発・運用会社)を買収
2023年	Kreos Capital(プライベート・デット運用会社)を買収
2024年	SpiderRock Advisors(オプション・オーバーレイ戦略プロバイダー)を買収 Global Infrastructure Partners(インフラストラクチャー運用会社)を買収
2025年	Preqin(プライベート・マーケット・データプロバイダー)を買収 HPS Investment Partners(プライベート・クレジット運用会社)を買収

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

JPモルガン・インベストメント・マネージメント・インク

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

(三社が所属するJ.P. モルガン・アセット・マネジメント*の沿革を記載致します。)

1799年	ザ・バンク・オブ・マンハッタン・カンパニーを設立(チェース・マンハッタン銀行の前身)
-------	--

1830年 JPモルガンの基礎が築かれる

1868年 Sessions and Co.を設立（バンク・ワンの前身）

2000年 ザ・チェース・マンハッタン・コーポレーションがJPモルガン・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドと合併。持株会社J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニーが誕生。

2004年 JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーとバンクワン・コーポレーションが合併

2005年 その傘下の資産運用部門J.P.モルガン・アセット・マネジメントが誕生

*J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（同社が所属するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの沿革）

1935年9月 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー（現在のモルガン・スタンレー）を創設

1975年12月 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・インク（現在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、米国法人）を創設し、資産運用業務を開始

1986年 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドを英国へ設立

1996年1月 ミラー・アンダーセン・アンド・シェラードを買収

1996年10月 ヴァン・キャンペン・アメリカン・キャピタル・インクを買収

1997年5月 ディーン・ウィッター・ディスカバリー・アンド・カンパニーとの合併により、モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アンド・カンパニーとなる

2000年9月 3つの資産運用部門（モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アドバイザーズ、ヴァン・キャンペン・ファンズ、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント/ミラー・アンダーセン・アンド・シェラード）の業務運営機能を一元化し、社名をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントに変更

2003年11月 モルガン・スタンレー・インベストメンツLPがモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクと合併

2005年7月 モルガン・スタンレー・オルタナティブ・インベストメント・パートナーズを完全子会社化

2010年6月 事業再編の一環として、米国法人における一部事業（ヴァン・キャンペン・インベストメンツ他）をインベスコ・グループへ譲渡

2021年3月 モルガン・スタンレーが運用会社であるイートンパンスを買収し、二つの運用会社を統合

ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ

2005年 8 月	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ設立（スイス、ジュネーブ）
2005年11月	F I N M A（スイス連邦金融市場監督機構、旧スイス銀行監督委員会）登録
2006年 1 月	1967年以来、グループ会社であるピクテ・アンド・シー・エス・エイが行ってきたスイス機関投資家向け資産運用ビジネスを移管
2006年 6 月	S E C（米国証券取引委員会）登録
2015年 4 月	組織再編によりピクテ・ファンド・エス・エイ（1996年設立、スイス投資信託運用会社）とピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイが合併。存続会社であるピクテ・ファンド・エス・エイの社名をピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイに変更。

ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

1995年 8 月	ピクテ・インターナショナル・マネジメント(S E C)リミテッド設立(英国ロンドン)
1995年 9 月	I M R O(英国投資顧問規制機構)登録
1996年12月	ピクテ・インターナショナル・マネジメント・リミテッドに社名変更
2001年12月	F S A(英国金融サービス機構、現 F C A(英国金融行為規制機構))登録
2006年 1 月	ピクテグループ組織再編によりピクテ・アセット・マネジメントUK(オールドP A M) L T D(1980年米国S E C登録運用会社)の全ての業務をピクテ・インターナショナル・マネジメント・リミテッドに譲渡。 同社はピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドに社名変更

グッゲンハイム パートナース・インベストメント・マネジメントLLC

(同社を100%保有するグッゲンハイム パートナースの沿革)

1999年	ソロモン・R・グッゲンハイムのひ孫であるピーター・O・ローソンジョンストン二世とのパートナーシップにより、グッゲンハイム・パートナーズを設立。
2001年	グッゲンハイムパートナーズがミッドランド・アドバイザーズ・カンパニー（以下「MAC」）を買収。MACは、1998年より保険会社の資産ポートフォリオの運用をしていた。 それとは別にハイイールドおよびバンクローンのポートフォリオを運用するためにグッゲンハイム・インベストメント・マネジメントLLCを設立。

2003年	U.S. Bank Loans戦略の運用開始。
2005年	MACの投資スタイルおよび投資プロセスを踏襲するグッゲンハイム・パートナーズ・アセット・マネジメントLLCを設立。より多様な機関投資家の資産を運用。
2011年	グッゲンハイムパートナーズのグローバルな資産運用業務および投資顧問業務を行う部門の組織の名称としてグッゲンハイムインベストメンツを利用開始。
2012年	組織の簡素化を図り、SEC登録のグループ内投資運用会社2社を統合。グッゲンハイム・インベストメント・マネジメントLLCとグッゲンハイム・パートナーズ・アセット・マネジメントLLCが統合し、2012年6月30日よりグッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCとして新組織が発足。
2014年	グッゲンハイム東京オフィスの開設を発表。
2015年	グッゲンハイムパートナーズの日本における現地法人であるグッゲンハイム パートナーズ株式会社が第一種及び第二種金融商品取引業並びに投資助言・代理業のライセンスを取得。
2019年	グッゲンハイム パートナーズ株式会社が投資運用業のライセンスを取得。

ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー

1989年	米国のマサチューセッツ州ボストン市で創業。米国株式戦略の運用を開始
1995年	アルゴリズム・トレーディングを導入
1998年	米国以外の株式戦略の運用を開始
2004年	プライベート・エクイティ会社のTAアソシエイツがニューメリック株式の50%超の株式を取得
2010年	新興国株式戦略の運用を開始
2014年	ロンドン上場の運用会社マン・グループがニューメリック株式の82%を取得、グループ傘下に統合
2019年	マン・グループがニューメリックの全株式を取得

りそなアセットマネジメント株式会社

2015年 8月 3日	設立登記
2015年 8月26日	金融商品取引業(投資運用業(投資信託委託業))登録

2015年 9月16日	営業開始
2017年 7月 7日	資本金10億円に増資
2018年11月 2日	投資助言・代理業(投資助言業)登録
2018年12月1日	投資助言業務開始
2019年4月1日	投資運用業(投資一任業)届出・業務開始
同日	投資一任契約の媒介業務届出・業務開始
2020年1月1日	りそなグループの運用機能を集約

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

(同社を実質的に100%保有するティー・ロウ・プライス・グループ・インクの沿革)

1937年	アメリカ・メリーランド州ボルティモアにて創業
1950年	ティー・ロウ・プライス最初の米国ミューチュアルファンドを設定
1971年	債券運用を開始
1979年	ロウ・プライス・フレミング・インターナショナル設立
1980年	グローバル株式運用を開始
1982年	東京駐在事務所開設
1986年	新規株式公開
2018年	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社営業開始

ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー

1929年	設立
1932年	債券に投資する米国投資信託を設定
1971年	債券マルチセクター型で転換社債やハイ・イールド債にも投資する米国投資信託を設定
2005年	日本に事務所開設

オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー

2025年	設立
-------	----

東京海上アセットマネジメント株式会社

1985年12月	東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
1987年 2月	投資顧問業者として登録
同年 6月	投資一任業務認可取得
1991年 4月	国内および海外年金の運用受託を開始
1998年 5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
2007年 9月	金融商品取引業者として登録
2014年 4月	東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
2016年10月	東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

Global X Management Company LLC.

2009年	最初のETFを設定
2010年	最初のテーマ型投資ETFを設定
2011年	最初のインカム着目ETFを設定
2020年	最初のアクティブ運用ETFを設定

Global X Japan株式会社は、Global X Management Company, Inc.、株式会社大和証券グループ本社、および大和アセットマネジメント株式会社の合併会社です。

Global X Japan株式会社は、大和アセットマネジメント株式会社の利害関係人にあたります。

キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

（同社が所属するキャピタル・グループの沿革）

1931年	世界大恐慌期に、米国ロサンゼルスで創業
1940年	同社設立
1958年	キャピタル・システムを利用した運用を開始
1969年	米国外の投資家向けにグローバル株式運用の提供を開始
1973年	米国の投資家向けにニューパースペクティブ運用を開始
1986年	キャピタル・グループの東京拠点として、キャピタル・インターナショナル株式会社設立
2015年	日本を含むアジアおよび欧州の投資家向けにニューパースペクティブ運用を開始

アムンディ・ジャパン株式会社

1971年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立
1980年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
1998年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
2004年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う
2010年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更

リーガル & ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド (L&G)

1971年	英国にて会社設立、アクティブ債券ファンドの運用を開始
1986年	グループ外の投資家より初となるインデックス運用を受託
1987年	Legal & General Property（不動産運用戦略）の運用開始
1988年	Legal & General Venture Capital（プライベート・エクイティ戦略チーム）発足
2001年	英国初となるLDI（年金債務対応運用）戦略の運用開始
2006年	Legal & General Investment Management Americaを設立し、シカゴを拠点に米国の投資家向けに債券運用およびLDI運用などを提供
2012年	香港オフィスを開設
2017年	日本にリーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を設立

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

2006年4月	持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立
---------	---

2006年10月	商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業 をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現ス パークス・グループ株式会社）より会社分割により承継
2007年9月	金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第346号
2010年7月	スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引 業務を開始

ビムコジャパンリミテッド

1997年12月	英領ヴァージン諸島法に基づき設立
1998年1月	投資顧問業者登録
1999年3月	投資一任契約に係る業務認可取得
2000年5月	証券投資信託委託業に係る認可取得
2007年9月	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第382号

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

1985年 7月6日	朝日生命投資顧問株式会社 設立
1987年 6月10日	投資一任業務の認可取得
1999年 2月26日	米国Nベスト社（現 ナティクシス・インベストメント・マネー ジャーズ・エル・エル・シー）と業務提携
1999年 4月1日	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社へ商号変更
1999年 4月22日	証券投資信託委託業務の認可取得
1999年 6月9日	米国Nベスト社との合併会社「朝日エヌベスト投資顧問株式会 社（現 朝日ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ 株式会社）」を設立
2007年 9月30日	金融商品取引業者登録
2019年 3月29日	仏国ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社と、 「ビジネスパートナーシップ」を締結

ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社

1987年8月14日	ラザード・東京・アセット・マネージメント株式会社設立
1987年12月1日	投資顧問業者として登録
1988年3月1日	ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社に商号変更
1988年6月1日	投資一任業務認可取得
1989年6月1日	投資一任契約の運用受託開始
1998年4月1日	年金投資一任契約の運用受託開始
2007年9月30日	金融商品取引業者（投資運用業および投資助言・代理業）として登録
2025年11月20日	一般社団法人投資信託協会加入

インベスコ・リミテッド

1935年	インベスコの前身企業H. ロテリー社（後のブリタニア・グループ）が英国法に基づき設立。
1976年	AIMマネジメント・グループが設立。
1978年	米国アトランタに本拠を置く独立系投資運用会社、インベスコ設立。
1988年	インベスコは、モンタギュー・インベストメント・マネジメント（MIM）を所有するブリタニア・アロー（U.K.）と統合。
1997年	インベスコPLCは、米国ヒューストンの大手投資信託会社、AIMと合併。アンベスキャップPLCに社名変更。
2000年	アンベスキャップPLCが、カナダの金融サービス会社トライマーク・ファイナンシャル・コーポレーション、及び英国の投資信託会社パーペチュアルPLCを買収。
2006年	米国のETF運用会社パワーシェアーズ・キャピタルLLCを買収。米国の投資会社WL ロス & Coを買収。
2007年	5月にアンベスキャップPLCが、インベスコPLCに社名変更。 12月にインベスコPLCが組織変更に伴い、インベスコ・リミテッドに変更。 ニューヨーク証券取引所に上場。
2010年	6月にヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの資産運用事業の一部を取得。
2013年	インドのレリゲア・アセット・マネジメントに49%出資。

2016年	1月に資産運用アドバイザー向けテクノロジー・プラットフォームを提供するジェムステップを買収。 4月にレリゲア・インベスコ・アセット・マネジメント・カンパニー・プライベート・リミテッドの出資比率を49%から100%に引き上げ、子会社化し、社名をインベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（インド）に変更。
2017年	8月に、欧州に拠点を置く、ETFの独立系プロバイダーのソース社（Source）の取得完了。
2018年	4月にグッゲンハイム社のETF事業の取得完了。 6月にデジタル・ソリューション企業のIntelliflo（英国）を取得。 10月18日にマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連資産運用会社であるオープンハイマーファーズを買収することで最終合意。
2019年	5月24日にマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連資産運用会社であるオープンハイマーファーズの買収完了。 12月11日にポートフォリオのリバランス/トレーディング・テクノロジー分野で業界大手のレッドブラック社がインベスコの傘下に加わり、インベスコのデジタル・ウェルス・ビジネスが拡大すると発表。
2025年	2025年8月、インベスコは英国の独立系ファイナンシャル・アドバイザー向けにクラウド型業務管理ソフトウェアを提供する intelliflo をカーライルに売却。本取引には、米国でポートフォリオ・リバランシングおよびポートフォリオ管理ソフトウェアを提供する子会社（RedBlack等）も含まれる。買収価格は最大2億米ドルで、2025年12月に取引完了。
2026年	2026年1月、インベスコはカナダにおけるファンド事業をCI GAMに移管する一方、主要ファンドについては サブ・アドバイザーとして運用を継続する長期的な戦略的パートナーシップを締結。

キャンベル&カンパニー・インベストメント・アドバイザー・エルエルシー（CCIA）

1974年1月	親会社のキャンベル&カンパニー、エルピー（CCLP）の前身であるキャンベル&カンパニー、インクが創業
1978年5月	CCLPが商品投資顧問業者（CTA）として米商品先物取引委員会（CFTC）に登録
1982年9月	CCLPがコモディティ・プール・オペレーターとしてCFTCに登録
1982年7月	CCLPが全米先物協会（NFA）の会員に登録
2005年1月	CCIAがデラウェア州有限責任会社として創設

2005年5月	CCIAが米国証券取引委員会（SEC）に投資助言業者として登録
2005年12月	CCIAがCTAとしてCFTCに登録
2005年12月	CCIAがNFAの会員に登録

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、主として、値動きのある有価証券等を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

各ファンドにおける、基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

	株価		公社債の価格		リート の 価格	商品 先物 取引	デリバ ティブ 取引	外国 為替 予約 取引	オルタ ナティブ 資産	為替変動		カン トリー リス ク	その他
	新興国	空売り	新興国	転換 社債						新興国	為替 ヘッジ	新興国	
FW日本株式セレクト	●												●
FW外国株式セレクト	●	●								●	●	●	●
FW外国株式EM+	●	●								●	●	●	●
FW日本債券セレクト			●								●	●	●
FW外国債券セレクト			●							●		●	●
FW外国債券EM+			●	●						●	●	●	●
FW J-REITセレクト					●								●
FW外国REITセレクト					●					●		●	●
FWコモディティセレクト	●	●	●			●	●	●		●	●	●	●
FWヘッジファンドセレクト	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

指定投資信託証券の変更に伴い内容が追加される場合があります。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

<新興国>

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

<空売り>

株式を売建てしている場合、当該銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。ハイ・イールド債については、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

<新興国>

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

<転換社債>

転換社債の価格は、転換対象とする株式等の価格変動や金利変動等の影響を受けて変動します。転換社債の市場は、上場株式等の市場と比較して一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いこと

により本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる場合があると考えられます。転換社債の価格は、発行企業の信用状況によっても変動します。特に、発行企業が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債の価格は下落します。格付けの低い、および格付けの無い転換社債は、格付けが高い転換社債と比較して、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。

- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

二．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

商品先物取引等による運用に伴うリスク

商品先物等の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

投資するファンドを通じて商品先物取引等による運用を行なう場合、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品の値動きおよび商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

- ・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
- ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
- ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
- ・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
- ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引の利用に伴うリスク

デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建て、売建てを行なう場合、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。

また、デリバティブ取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建

ている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

有価証券指数等先渡取引を取引対象とする場合、取引相手方の信用状況が著しく悪化する信用リスク、合理的な条件で取引を行なう相手方を見出せなくなることによる流動性リスク等があります。

外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で通貨の売買を行なう契約のことをいいます。買建てた通貨が売建てた通貨に対して下落した場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

オルタナティブ戦略・資産にかかるリスク・留意点

オルタナティブ戦略・資産での運用においては、実質的な投資対象市場の価格が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

レバレッジを利用する場合には、実質的な投資対象市場における値動き以上の損失をもたらす場合があります。また、市場環境によっては、オルタナティブ戦略・資産での運用が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。

オルタナティブ戦略・資産の例として、以下のものを挙げます。

- イ．マーケット・ニュートラル戦略（現物株式のポートフォリオが有する株式市場全体の動きに依存して変動する要素（マーケット・リスク）を株価指数先物取引の売建てを利用して可能な限りヘッジすることをめざす戦略）に基づく運用を行なう場合
- ・ 株価指数先物取引の売建てを利用しますので、組入れている現物株式の株価が上昇しても、基準価額が下落する場合があります。
 - ・ 株式と株価指数先物の価格変動の差異その他の事情により、マーケット・リスクを完全にヘッジできないことがあります。
 - ・ 現物株式のポートフォリオのパフォーマンスが市場全体のパフォーマンスに劣後する場合、基準価額が下落する可能性があります。
 - ・ 現物株式取引、株価指数先物取引から発生する売買委託手数料等は、基準価額が下落する要因となります。
- ロ．株式などのロング・ショート戦略（割安と判断される銘柄を買建て(ロング・ポジション)、割高と判断される銘柄を売建て(ショート・ポジション)するという2つのポジションを組み合わせる投資戦略）に基づく運用または裁定取引を行なう場合

- ・ロング・ショート戦略では、投資対象市場の動向による影響を受けにくい運用をめざしますが、その影響を全て排除できるわけではありません。
- ・投資対象市場やロング（買建て）・ショート（売建て）戦略により保有する株式などの値動きの見通しが予測と異なった場合は、基準価額の下落要因になります。
- ・ただし、レバレッジを活用して取引を行なう場合には、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

上記は代表的な戦略の例であり、当ファンドが採用する戦略はこれらに限定されません。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

<新興国>

新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

<為替ヘッジ>

投資する指定投資信託証券において為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が組入外貨建資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

<新興国>

新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）の

発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

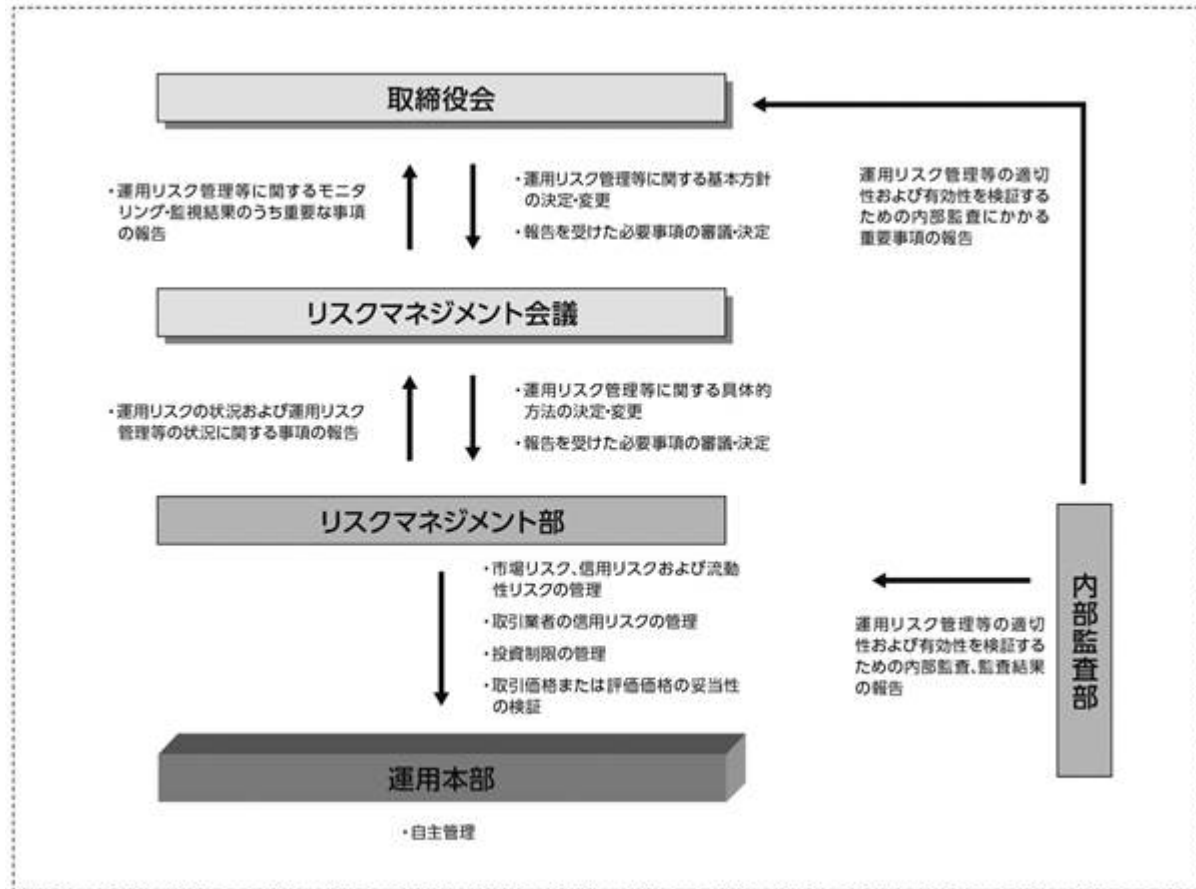
流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

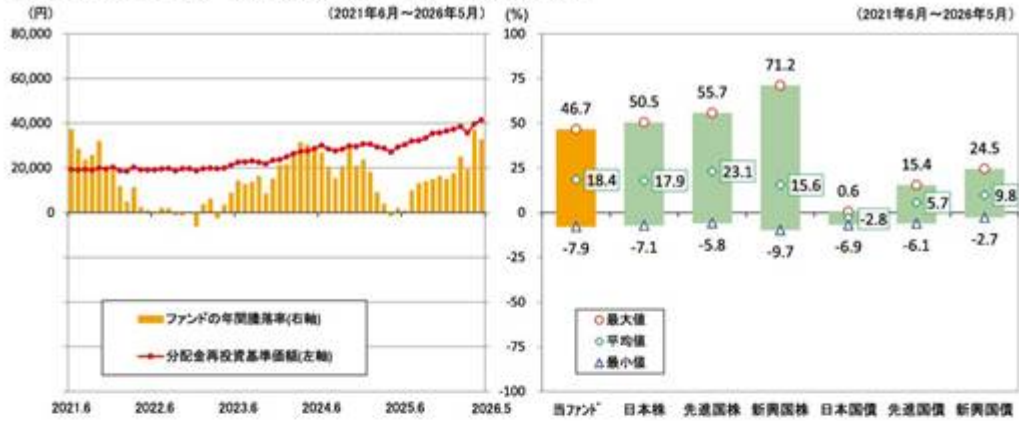
【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】



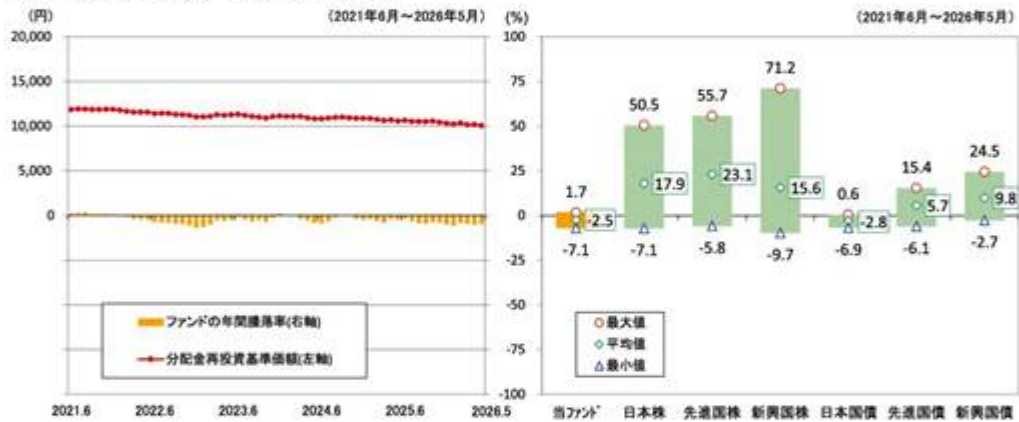
【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】



[ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス]



[ダイワファンドラップ 日本債券セレクト]



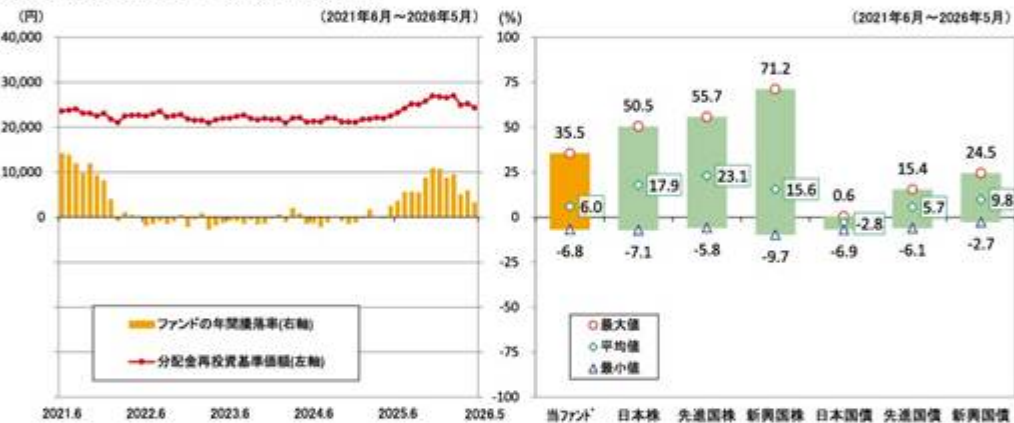
[ダイワファンドラップ 外国債券セレクト]



【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】



【ダイワファンドラップ J-REITセレクト】



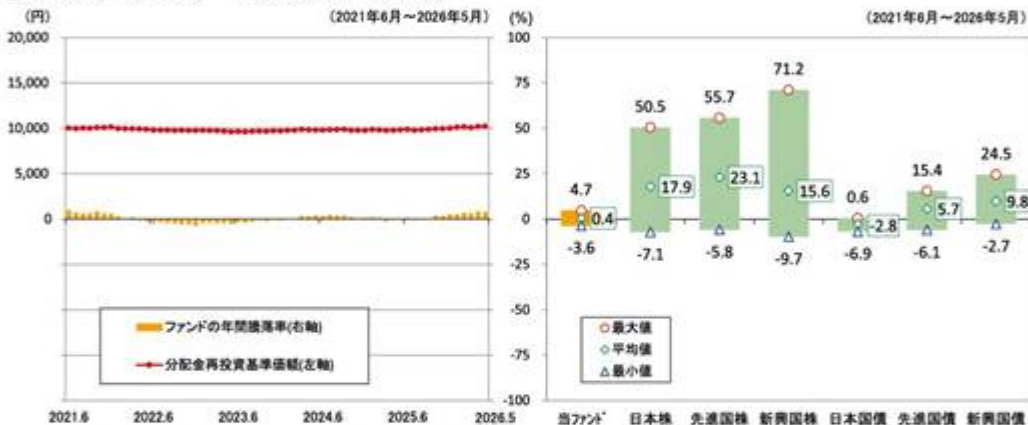
【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】



【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】



【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが

に基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の226/441
権その他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
FW日本株式セレクト	年率0.484%（税抜0.44%）
FW外国株式セレクト	
FW外国株式EM+	
FW外国債券セレクト	
FW外国債券EM+	
FWヘッジFセレクト	

FW日本債券セレクト	年率0.484%（税抜0.44%）以内（＊）
FW J-REITセレクト	年率0.374%（税抜0.34%）
FW外国REITセレクト	
FWコモディティセレクト	

（＊）下記1.2.における新発10年固定利付国債利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

（新発10年固定利付国債利回りが）

イ．2%未満の場合 年率0.242%（税抜0.22%）

ロ．2%以上の場合 年率0.484%（税抜0.44%）

1. 毎計算期間における最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）までの期間の信託報酬率については、前計算期間末（2015年9月9日から2015年12月15日までの期間の信託報酬率については2015年9月8日）。
2. 毎計算期間における最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）の翌日から毎計算期間末までの期間の信託報酬率については、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）における新発10年固定利付国債利回り。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

< FW日本株式セレクト >

< FW外国株式セレクト >

< FW外国株式EM+ >

< FW外国債券セレクト >

< FW外国債券EM+ >

< FWヘッジFセレクト >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.30% （税抜）	年率0.10% （税抜）	年率0.04% （税抜）

< FW日本債券セレクト >

	委託会社	販売会社	受託会社
前 イ.の場合	年率0.15%（税抜）	年率0.05%（税抜）	年率0.02%（税抜）
前 ロ.の場合	年率0.30%（税抜）	年率0.10%（税抜）	年率0.04%（税抜）

<FW J-REITセレクト>

<FW外国REITセレクト>

<FWコモディティセレクト>

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.245% （税抜）	年率0.075% （税抜）	年率0.02% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの投資助言を行なう株式会社 大和ファンド・コンサルティングに対して、FW J-REITセレクト、FW外国REITセレクトおよびFWコモディティセレクトについては日々の純資産総額に年率0.055%（税抜0.05%）を乗じた額を、その他のセレクトについては日々の純資産総額に年率0.11%（税抜0.10%）を乗じた額を、委託会社が受ける報酬から支払うものとします。

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は、以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値（目論見書作成時点）	
FW日本株式セレクト	1.0214%（0.7381%～1.3090%）程度
FW外国株式セレクト	1.1762%（0.6820%～1.4971%）程度
FW外国株式EM+	1.2718%（0.6820%～1.7340%）程度

FW日本債券セレクト	新発10年固定利付国債利回りが	
	1%未満の場合	0.4649%（0.3806%～0.7150%）程度
	1%以上2%未満の場合	0.5067%（0.4356%～0.7150%）程度
	2%以上3%未満の場合	0.7624%（0.6776%～0.9570%）程度
	3%以上4%未満の場合	0.7760%（0.6776%～0.9570%）程度
FW外国債券セレクト		0.9651%（0.7821%～1.2340%）程度
FW外国債券EM+		0.9938%（0.7821%～1.2340%）程度
FW J-REITセレクト		0.7508%（0.7040%～0.8910%）程度
FW外国REITセレクト		1.0204%（0.9790%～1.1671%）程度
FWコモディティセレクト		1.2037%（0.6160%～1.3740%）程度
FWヘッジFセレクト		1.6678%（1.0450%～2.4840%）程度

（注1）国内籍投資信託の場合、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。また、外国籍投資信託／投資法人の場合、外国籍投資信託／投資法人の設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

（注2）各指定投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は今後変更となる場合もあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（4）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります（「FW日本株式セレクト」のみ。）。）を選択することもできます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収（ ）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつと当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- （ ）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- （ ）上記は、2026年5月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 【投資状況】（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		1,061,710,285,768	99.13
	内 日本	1,061,710,285,768	99.13
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,309,047,585	0.87
純資産総額		1,071,019,333,353	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド	日本	投資信託 受益証券	29,293,692,084	2.6866 78,702,696,479	3.9082 114,485,607,402	10.69
2	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	日本	投資信託 受益証券	22,880,000	3,395 77,693,437,806	4,520 103,417,600,000	9.66
3	日本株 EVI ハイアルファ	日本	投資信託 受益証券	25,458,619,031	2.1666 55,160,885,658	3.8501 98,018,229,131	9.15
4	SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	59,795,747,464	1.1021 65,905,162,724	1.6178 96,737,560,247	9.03
5	ニッセイJPX日経400アクティブファンド	日本	投資信託 受益証券	22,861,742,774	2.8612 65,412,403,657	4.1286 94,386,991,216	8.81
6	ダイワ成長株オープン	日本	投資信託 受益証券	20,995,621,818	2.9557 62,057,890,619	4.2728 89,710,092,903	8.38
7	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	19,648,900,235	2.7849 54,721,654,209	4.5037 88,492,751,988	8.26
8	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド	日本	投資信託 受益証券	22,299,254,705	2.1140 47,142,540,654	3.2869 73,295,420,289	6.84
9	リサーチ・アクティブ・オープンF	日本	投資信託 受益証券	977,868	45,009 44,013,349,243	66,363 64,894,254,084	6.06

10	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	15,929,799,966	3.1831 50,706,640,570	4.0093 63,867,347,003	5.96
11	ラザード日本株式分散型ファンド	日本	投資信託 受益証券	40,031,831,674	0.9992 40,000,000,000	1.1145 44,615,476,400	4.17
12	国内高配当株フォーカス	日本	投資信託 受益証券	9,000,289,585	2.5899 23,309,933,930	3.2528 29,276,141,962	2.73
13	グローバルX MSCIスーパーディ ビデンド -日本株式 ETF	日本	投資信託 受益証券	7,927,134	2,733 21,664,857,222	3,336 26,444,919,024	2.47
14	日本大型株長期厳選投資	日本	投資信託 受益証券	11,202,855,825	1.3737 15,389,363,053	2.0008 22,414,673,934	2.09
15	ダイワ中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	9,482,881,555	1.3506 12,807,852,317	2.3349 22,141,580,142	2.07
16	T & D / マイルストーン日本株ファンド	日本	投資信託 受益証券	3,919,729,173	3.0542 11,971,636,845	3.8975 15,277,144,451	1.43
17	大和住銀ニッポン中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	3,097,081,350	3.8686 11,981,642,730	4.5961 14,234,495,592	1.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.13%
合計	99.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
--	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------

第9計算期間末 (2016年6月15日)	226,681,824,888	226,681,824,888	1.1256	1.1256
第10計算期間末 (2017年6月15日)	280,702,635,860	280,702,635,860	1.4085	1.4085
第11計算期間末 (2018年6月15日)	331,371,227,538	331,371,227,538	1.6306	1.6306
第12計算期間末 (2019年6月17日)	323,037,097,521	323,037,097,521	1.4090	1.4090
第13計算期間末 (2020年6月15日)	348,680,965,721	348,680,965,721	1.5087	1.5087
第14計算期間末 (2021年6月15日)	423,266,237,538	423,266,237,538	1.9514	1.9514
第15計算期間末 (2022年6月15日)	455,938,748,218	455,938,748,218	1.9024	1.9024
第16計算期間末 (2023年6月15日)	592,816,883,563	592,816,883,563	2.3385	2.3385
第17計算期間末 (2024年6月17日)	718,287,015,767	718,287,015,767	2.8474	2.8474
2025年5月末日	794,106,301,907	-	3.0186	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	774,089,963,384	774,089,963,384	2.9657	2.9657
6月末日	802,096,891,312	-	3.0624	-
7月末日	826,679,536,071	-	3.1416	-
8月末日	874,343,628,726	-	3.3308	-
9月末日	883,462,545,211	-	3.3926	-
10月末日	929,721,263,513	-	3.5727	-
11月末日	945,318,691,392	-	3.6640	-
12月末日	947,404,191,751	-	3.7089	-
2026年1月末日	987,184,871,154	-	3.8553	-
2月末日	1,080,570,573,674	-	4.2721	-
3月末日	952,845,690,768	-	3.8949	-
4月末日	1,025,009,579,937	-	4.1780	-
5月末日	1,071,019,333,353	-	4.3886	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000

第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	17.8
第10計算期間	25.1
第11計算期間	15.8
第12計算期間	13.6
第13計算期間	7.1
第14計算期間	29.3
第15計算期間	2.5
第16計算期間	22.9
第17計算期間	21.8
第18計算期間	4.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	80,718,816,346	37,624,796,734
第10計算期間	59,932,979,119	62,040,891,483
第11計算期間	56,850,229,329	52,913,430,585
第12計算期間	62,133,193,070	36,094,352,845
第13計算期間	49,969,416,542	48,121,318,211
第14計算期間	42,586,835,020	56,794,895,332
第15計算期間	50,433,578,076	27,674,210,097
第16計算期間	48,410,679,332	34,572,542,632
第17計算期間	55,128,087,210	56,365,789,594
第18計算期間	47,035,518,337	38,284,368,439

(参考情報) 運用実績

●ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	43,886円
純資産総額	10,710億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	5.0%
3カ月間	2.7%
6カ月間	19.8%
1年間	45.4%
3年間	98.4%
5年間	126.3%
設定来	338.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

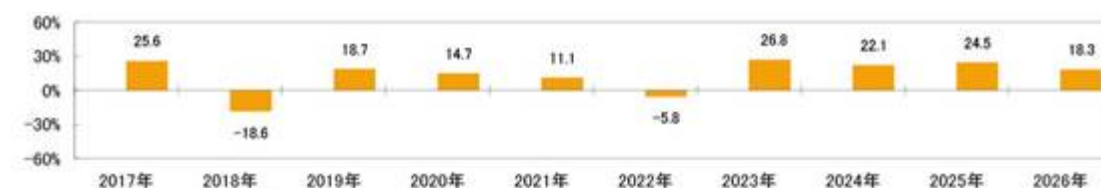
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド	10.7%
グローバルX グローバルリーダーズ-日本株 ETF	9.7%
日本株 EVI ハイアルファ	9.2%
SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド	9.0%
ニッセイJPX日経400アクティブファンド	8.8%
ダイワ成長株オープン	8.4%
DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	8.3%
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド	6.8%
リサーチ・アクティブ・オープンF	6.1%
日本長期成長株集中投資ファンド	6.0%
合計	82.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 【投資状況】 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		652,880,189,443	80.04
	内 日本	652,880,189,443	80.04
投資証券		148,254,183,735	18.18
	内 ルクセンブルグ	148,254,183,735	18.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		14,540,440,346	1.78
純資産総額		815,674,813,524	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	日本	投資信託 受益証券	61,197,292,469	1.3827 84,620,556,052	1.8323 112,131,798,990	13.75
2	フランクリン・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	27,848,689,697	2.9458 82,039,252,749	4.0213 111,987,935,878	13.73
3	アムンディ・米国大型株コア戦略 ファンド	日本	投資信託 受益証券	33,878,027,526	1.8620 63,083,525,486	2.5749 87,232,533,076	10.69
4	CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	ルクセンブルグ	投資証券	14,708,229.15	4,294.63 63,166,506,468	5,425.00 79,792,143,112	9.78
5	グローバルX S&P500 キャッシュフ ロー・トップ100 ETF	日本	投資信託 受益証券	51,251,904	1,310 67,161,570,694	1,500 76,877,856,000	9.43
6	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	ルクセンブルグ	投資証券	1,672,702.5	26,898.47 44,993,150,630	40,929.00 68,462,040,623	8.39
7	グローバル厳選株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	29,645,173,931	1.6627 49,293,271,454	1.8225 54,028,329,489	6.62
8	ダイワ／GQGグローバル・エクイ ティ	日本	投資信託 受益証券	15,025,175,174	2.6490 39,802,331,626	3.1082 46,701,249,475	5.73
9	ニッセイ／サンダース・グローバル バリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	14,376,054,240	1.9849 28,535,655,484	2.9024 41,725,059,826	5.12
10	ジェニソン外国株式戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	26,209,683,269	1.0241 26,842,617,491	1.2651 33,157,870,303	4.07
11	WCM 先進国成長株厳選ファンド	日本	投資信託 受益証券	26,908,293,137	1.0052 27,050,000,000	1.1999 32,287,260,935	3.96

12	MFS外国株式コントラリアン厳選バ リュウ戦略	日本	投資信託 受益証券	16,755,413,180	1.0675 17,886,403,570	1.4384 24,100,986,318	2.95
13	米国大型クオンツ戦略	日本	投資信託 受益証券	13,437,342,019	1.0068 13,530,000,000	1.2142 16,315,620,679	2.00
14	ダイワノウエリントン欧州株ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,529,046,148	2.3853 6,032,533,777	3.3164 8,387,328,645	1.03
15	ニッセイノアリアンツ・欧州グロース 株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,983,636,368	2.4464 7,299,241,599	2.6251 7,832,343,829	0.96
16	ダイワノウエリントン・デュラブル・カ ンパニーズ戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	56,000,000	2.7331 153,055,283	2.0360 114,016,000	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	80.04%
投資証券	18.18%
合計	98.22%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	148,029,722,000	148,029,722,000	1.0318	1.0318
第10計算期間末 (2017年6月15日)	172,115,818,937	172,115,818,937	1.2355	1.2355
第11計算期間末 (2018年6月15日)	203,529,205,192	203,529,205,192	1.3983	1.3983

第12計算期間末 (2019年6月17日)	204,266,283,510	204,266,283,510	1.3682	1.3682
第13計算期間末 (2020年6月15日)	208,384,165,736	208,384,165,736	1.4187	1.4187
第14計算期間末 (2021年6月15日)	266,913,973,932	266,913,973,932	2.0678	2.0678
第15計算期間末 (2022年6月15日)	280,059,030,532	280,059,030,532	2.0618	2.0618
第16計算期間末 (2023年6月15日)	373,574,050,756	373,574,050,756	2.5033	2.5033
第17計算期間末 (2024年6月17日)	524,391,979,095	524,391,979,095	3.4178	3.4178
2025年5月末日	568,811,943,363	-	3.4344	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	573,085,818,972	573,085,818,972	3.4565	3.4565
6月末日	589,801,152,010	-	3.5397	-
7月末日	622,733,913,812	-	3.7201	-
8月末日	624,137,750,795	-	3.7315	-
9月末日	647,458,663,383	-	3.8512	-
10月末日	688,470,528,750	-	4.0746	-
11月末日	690,815,400,095	-	4.0998	-
12月末日	709,467,840,944	-	4.1965	-
2026年1月末日	718,556,070,383	-	4.2140	-
2月末日	740,798,241,576	-	4.3127	-
3月末日	693,917,949,482	-	4.0051	-
4月末日	779,001,112,271	-	4.4320	-
5月末日	815,674,813,524	-	4.6063	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000

第18計算期間	0.0000
---------	--------

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	19.6
第10計算期間	19.7
第11計算期間	13.2
第12計算期間	2.2
第13計算期間	3.7
第14計算期間	45.8
第15計算期間	0.3
第16計算期間	21.4
第17計算期間	36.5
第18計算期間	1.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	68,393,821,683	30,209,487,179
第10計算期間	46,296,589,844	50,466,414,902
第11計算期間	41,024,340,375	34,768,817,657
第12計算期間	33,946,818,458	30,210,448,613
第13計算期間	29,894,783,156	32,307,206,138
第14計算期間	25,410,871,581	43,214,565,583
第15計算期間	30,184,121,143	23,431,906,796
第16計算期間	33,463,336,846	20,063,364,657
第17計算期間	44,809,149,054	40,611,639,894
第18計算期間	36,713,105,089	24,342,461,424

(参考情報) 運用実績

●ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	46,063円
純資産総額	8,156億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	3.9%
3カ月間	6.8%
6カ月間	12.4%
1年間	34.1%
3年間	89.9%
5年間	125.0%
設定来	360.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	13.7%
フランクリン・グローバル株式ファンド	13.7%
アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	10.7%
キャピタル・グループ・グローバル・ニューバース・ベクティブ・ファンド(LUX)クラスP(円建)	9.8%
グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	9.4%
グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド クラス I (円建)	8.4%
グローバル厳選株式ファンド	6.6%
ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	5.7%
ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	5.1%
ジェニソン外国株式戦略ファンド	4.1%
合計	87.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 【投資状況】 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		159,385,310,431	67.78
	内 日本	149,993,774,844	63.79
	内 香港	9,391,535,587	3.99
投資証券		74,095,206,634	31.51
	内 アイルランド	25,549,694,042	10.87
	内 ルクセンブルグ	48,545,512,592	20.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,656,899,740	0.70
純資産総額		235,137,416,805	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	フランクリン・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,540,442,678	2.9276 19,148,313,981	4.0213 26,301,082,141	11.19
2	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	日本	投資信託 受益証券	14,310,621,719	1.3691 19,593,217,675	1.8323 26,221,352,175	11.15
3	MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	アイルラン ド	投資証券	847,306.96	17,642.40 14,948,529,364	30,154.00 25,549,694,042	10.87
4	アムンディ・米国大型株コア戦略ファ ンド	日本	投資信託 受益証券	7,936,565,691	1.8583 14,748,719,070	2.5749 20,435,862,997	8.69
5	CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	ルクセンブ ルグ	投資証券	3,379,919.34	4,235.89 14,316,980,148	5,425.00 18,336,062,430	7.80
6	グローバルX S&P500 キャッシュフ ロー・トップ100 ETF	日本	投資信託 受益証券	12,218,096	1,304 15,940,524,516	1,500 18,327,144,000	7.79
7	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	ルクセンブ ルグ	投資証券	381,999.62	26,836.00 10,251,341,802	40,929.00 15,634,862,447	6.65
8	INVESCO EMERGING MARKETS EQUITY FUND	ルクセンブ ルグ	投資証券	1,390,306.95	9,124.00 12,685,160,577	10,483.00 14,574,587,715	6.20
9	グローバル厳選株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,741,591,004	1.6435 11,079,903,630	1.8225 12,286,549,604	5.23
10	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	3,302,288,215	2.6284 8,679,839,989	3.1082 10,264,172,229	4.37

11	ニッセイノサンダース・グローバルバリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	3,246,418,898	1.9812 6,431,965,040	2.9024 9,422,406,209	4.01
12	VALUE PARTNERS HIGH DIVIDEND STOCKS FUND CLASS A1 USD	香港	投資信託 受益証券	379,137.36	18,688.47 7,085,499,956	24,770.79 9,391,535,587	3.99
13	ジェニソン外国株式戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	5,976,849,764	1.0124 6,050,962,704	1.2651 7,561,312,636	3.22
14	WCM 先進国成長株厳選ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,004,136,450	0.9993 6,000,000,000	1.1999 7,204,363,326	3.06
15	MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略	日本	投資信託 受益証券	3,625,222,724	1.0675 3,869,925,258	1.4384 5,214,520,366	2.22
16	米国大型クオンツ戦略	日本	投資信託 受益証券	3,000,000,000	1.0000 3,000,000,000	1.2142 3,642,600,000	1.55
17	ダイワノウエリントン欧州株ファンド	日本	投資信託 受益証券	520,411,238	2.3853 1,241,336,928	3.3164 1,725,891,829	0.73
18	ニッセイノアリアンツ・欧州グロース株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	517,318,705	2.4397 1,262,102,444	2.6251 1,358,013,332	0.58
19	ダイワノウエリントン・デュブル・カンパニーズ戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	14,000,000	2.7228 38,119,201	2.0360 28,504,000	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	67.78%
投資証券	31.51%
合計	99.30%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	110,381,316,788	110,381,316,788	0.9517	0.9517
第10計算期間末 (2017年6月15日)	120,604,754,940	120,604,754,940	1.1636	1.1636
第11計算期間末 (2018年6月15日)	136,818,724,707	136,818,724,707	1.3191	1.3191
第12計算期間末 (2019年6月17日)	128,858,209,869	128,858,209,869	1.2626	1.2626
第13計算期間末 (2020年6月15日)	132,370,414,738	132,370,414,738	1.2917	1.2917
第14計算期間末 (2021年6月15日)	166,885,916,540	166,885,916,540	1.9049	1.9049
第15計算期間末 (2022年6月15日)	154,926,646,983	154,926,646,983	1.8506	1.8506
第16計算期間末 (2023年6月15日)	176,977,953,030	176,977,953,030	2.1937	2.1937
第17計算期間末 (2024年6月17日)	200,273,482,975	200,273,482,975	2.9224	2.9224
2025年5月末日	187,099,608,749	-	2.9413	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	188,040,171,708	188,040,171,708	2.9701	2.9701
6月末日	192,499,236,830	-	3.0431	-
7月末日	201,445,103,755	-	3.2036	-
8月末日	200,599,928,280	-	3.2215	-
9月末日	205,933,904,476	-	3.3396	-
10月末日	217,909,591,883	-	3.5479	-
11月末日	216,912,909,226	-	3.5683	-
12月末日	220,292,610,180	-	3.6547	-
2026年1月末日	222,792,869,724	-	3.7379	-
2月末日	225,998,994,781	-	3.8621	-
3月末日	204,071,862,208	-	3.5721	-
4月末日	226,394,487,961	-	3.9677	-
5月末日	235,137,416,805	-	4.1488	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	20.9
第10計算期間	22.3
第11計算期間	13.4
第12計算期間	4.3
第13計算期間	2.3
第14計算期間	47.5
第15計算期間	2.9
第16計算期間	18.5
第17計算期間	33.2
第18計算期間	1.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	36,498,306,299	20,142,862,575
第10計算期間	23,468,194,626	35,804,706,304
第11計算期間	28,255,810,751	28,188,969,082
第12計算期間	20,449,445,454	22,107,757,884
第13計算期間	22,221,328,845	21,800,454,872
第14計算期間	9,458,531,108	24,331,849,288
第15計算期間	8,576,484,638	12,465,337,105
第16計算期間	6,920,463,364	9,963,136,800
第17計算期間	5,462,879,556	17,607,085,172
第18計算期間	3,969,751,814	9,190,085,601

（参考情報）運用実績

●ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	41,488円
純資産総額	2,351億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	4.6%
3カ月間	7.4%
6カ月間	16.3%
1年間	41.1%
3年間	95.4%
5年間	119.9%
設定来	314.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
フランクリン・グローバル株式ファンド	11.2%
ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	11.2%
マン・システムティック・エマージング・マーケット・エクイティ クラスI	10.9%
アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	8.7%
キャピタル・グループ・グローバル・ニューハースペクティブ・ファンド(LUX)クラスP(円建)	7.8%
グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	7.8%
グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド クラスI (円建)	6.6%
インベスコ エマージング・マーケット・エクイティ・ファンドクラスC-Acc(円建)	6.2%
グローバル厳選株式ファンド	5.2%
ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	4.4%
合計	79.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 【投資状況】 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		799,314,756,831	98.71
	内 日本	799,314,756,831	98.71
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		10,418,153,091	1.29
純資産総額		809,732,909,922	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	明治安田日本債券アクティブ・ ファンド	日本	投資信託 受益証券	147,427,108,866	1.0236 150,912,486,108	0.9752 143,770,916,566	17.76
2	マニライフ日本債券アクティ ブ・ファンドM	日本	投資信託 受益証券	135,782,201,392	1.1077 150,412,525,586	1.0555 143,318,113,569	17.70
3	ネオ・ジャパン債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	139,791,009,538	1.0142 141,789,446,510	0.9676 135,261,780,828	16.70
4	大和住銀日本債券アクティブ ファンド	日本	投資信託 受益証券	125,839,649,404	0.9406 118,376,174,477	0.8870 111,619,769,021	13.78
5	One金利・クレジット型戦略ファ ンドD	日本	投資信託 受益証券	113,148,456,436	0.9627 108,932,187,781	0.9213 104,243,672,914	12.87
6	りそな日本債券ファンド・コア・ア クティブ	日本	投資信託 受益証券	85,457,568,610	0.8862 75,738,320,129	0.8415 71,912,543,985	8.88
7	ピムコ日本債券コア・ファンドIV	日本	投資信託 受益証券	79,488,893,115	0.9572 76,090,989,144	0.9037 71,834,112,708	8.87
8	ネオ・ヘッジ付債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	9,344,174,073	0.9310 8,699,844,403	0.9297 8,687,278,635	1.07
9	フィデリティ外国債券アクティブ・ ファンド(為替ヘッジあり)	日本	投資信託 受益証券	10,409,042,284	0.8389 8,732,886,565	0.8326 8,666,568,605	1.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.71%
合計	98.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	432,643,794,048	432,643,794,048	1.1820	1.1820
第10計算期間末 (2017年6月15日)	426,761,206,974	426,761,206,974	1.1511	1.1511
第11計算期間末 (2018年6月15日)	490,307,082,667	490,307,082,667	1.1618	1.1618
第12計算期間末 (2019年6月17日)	513,855,801,538	513,855,801,538	1.1904	1.1904
第13計算期間末 (2020年6月15日)	483,334,676,110	483,334,676,110	1.1730	1.1730
第14計算期間末 (2021年6月15日)	564,540,533,128	564,540,533,128	1.1864	1.1864
第15計算期間末 (2022年6月15日)	611,966,548,541	611,966,548,541	1.1425	1.1425
第16計算期間末 (2023年6月15日)	635,587,642,624	635,587,642,624	1.1297	1.1297
第17計算期間末 (2024年6月17日)	716,885,677,132	716,885,677,132	1.0928	1.0928
2025年5月末日	707,142,556,536	-	1.0559	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	713,112,797,653	713,112,797,653	1.0636	1.0636
6月末日	714,868,524,613	-	1.0645	-
7月末日	709,326,297,827	-	1.0541	-
8月末日	714,976,130,230	-	1.0504	-

9月末日	727,419,085,314	-	1.0522	-
10月末日	736,264,222,498	-	1.0549	-
11月末日	742,376,041,227	-	1.0441	-
12月末日	745,143,467,024	-	1.0331	-
2026年1月末日	743,458,385,119	-	1.0220	-
2月末日	765,528,522,657	-	1.0334	-
3月末日	781,362,985,992	-	1.0159	-
4月末日	795,794,273,533	-	1.0166	-
5月末日	809,732,909,922	-	1.0058	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	7.1
第10計算期間	2.6
第11計算期間	0.9
第12計算期間	2.5
第13計算期間	1.5
第14計算期間	1.1
第15計算期間	3.7
第16計算期間	1.1
第17計算期間	3.3
第18計算期間	2.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
--	---------	---------

第9計算期間	138,213,194,615	93,918,586,974
第10計算期間	112,751,780,463	108,034,561,003
第11計算期間	128,223,476,431	76,948,676,921
第12計算期間	89,643,206,501	79,981,246,898
第13計算期間	74,869,789,826	94,510,905,438
第14計算期間	120,840,631,229	57,045,229,336
第15計算期間	111,498,895,708	51,684,834,294
第16計算期間	87,487,981,485	60,535,911,732
第17計算期間	164,099,404,842	70,713,254,775
第18計算期間	88,576,412,336	74,105,392,599

（参考情報）運用実績

●ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,058円
純資産総額	8,097億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.1%
3カ月間	-2.7%
6カ月間	-3.7%
1年間	-4.7%
3年間	-10.8%
5年間	-14.9%
設定来	0.6%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

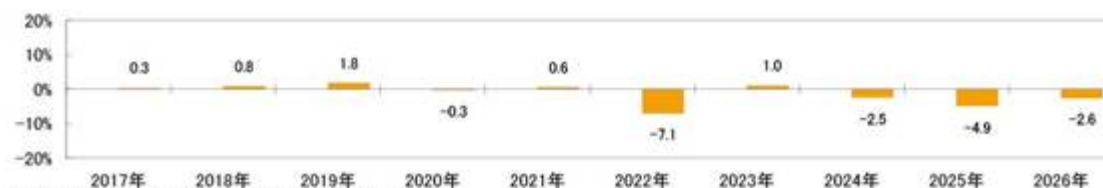
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
明治安田日本債券アクティブ・ファンド	17.8%
マニユライフ日本債券アクティブ・ファンドM	17.7%
ネオ・ジャパン債券ファンド	16.7%
大和住銀日本債券アクティブファンド	13.8%
One金利・クレジット型戦略ファンドD	12.9%
りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ	8.9%
ビムコ日本債券コア・ファンドIV	8.9%
ネオ・ヘッジ付債券ファンド	1.1%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジあり)	1.1%
合計	98.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 【投資状況】 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		359,475,821,109	77.64
	内 日本	127,189,696,038	27.47
	内 ケイマン諸島	232,286,125,071	50.17
投資証券		95,358,140,582	20.59
	内 アイルランド	9,144,537,944	1.97
	内 ルクセンブルグ	86,213,602,638	18.62
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		8,195,393,543	1.77
純資産総額		463,029,355,234	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	8,471,915.26	9,832.75 83,302,240,398	10,245.00 86,794,771,818	18.74
2	L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	ルクセンブ ルグ	投資証券	676,801,406.13	113.43 76,774,156,420	127.38 86,213,602,638	18.62
3	GLOBAL CORE BOND FUND EX- JAPAN	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	4,722,398.81	15,244.01 71,988,337,912	17,344.00 81,905,284,961	17.69
4	フィデリティ外国債券アクティブ・ファ ンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託 受益証券	38,416,573,168	1.2537 48,166,077,996	1.4196 54,536,167,269	11.78
5	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	311,736,172.32	106.33 33,149,245,925	116.57 36,339,085,607	7.85
6	INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	1,572,554	15,633.46 24,584,463,393	17,326.58 27,246,982,685	5.88
7	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	12,491,921,885	1.5716 19,633,033,601	1.8188 22,720,307,524	4.91
8	ダイワノデカ欧州債券アクティブ・ファ ンド	日本	投資信託 受益証券	13,646,516,239	1.4801 20,198,850,772	1.6624 22,685,968,595	4.90
9	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	9,740,309,449	1.2497 12,173,285,973	1.3998 13,634,485,166	2.94

10	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	アイルランド	投資証券	449,033.83	17,278.95 7,758,835,380	20,364.92 9,144,537,944	1.97
11	ダイワ欧州債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,728,612,578	1.2272 8,257,434,125	1.3511 9,091,028,454	1.96
12	ダイワ米国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	3,217,861,536	1.2447 4,005,367,089	1.4052 4,521,739,030	0.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	77.64%
投資証券	20.59%
合計	98.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	99,992,733,039	99,992,733,039	1.1052	1.1052
第10計算期間末 (2017年6月15日)	107,385,699,796	107,385,699,796	1.1426	1.1426
第11計算期間末 (2018年6月15日)	121,062,870,627	121,062,870,627	1.1638	1.1638
第12計算期間末 (2019年6月17日)	134,445,254,052	134,445,254,052	1.1949	1.1949

第13計算期間末 (2020年6月15日)	141,952,993,770	141,952,993,770	1.2607	1.2607
第14計算期間末 (2021年6月15日)	169,205,599,601	169,205,599,601	1.3536	1.3536
第15計算期間末 (2022年6月15日)	188,014,383,714	188,014,383,714	1.2912	1.2912
第16計算期間末 (2023年6月15日)	222,540,939,514	222,540,939,514	1.3539	1.3539
第17計算期間末 (2024年6月17日)	317,068,903,740	317,068,903,740	1.5736	1.5736
2025年5月末日	351,550,956,676	-	1.5333	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	355,934,332,465	355,934,332,465	1.5428	1.5428
6月末日	363,461,366,488	-	1.5679	-
7月末日	372,547,200,123	-	1.5960	-
8月末日	376,620,361,392	-	1.5986	-
9月末日	390,930,012,022	-	1.6270	-
10月末日	408,592,691,414	-	1.6819	-
11月末日	421,156,743,774	-	1.7155	-
12月末日	426,908,072,020	-	1.7221	-
2026年1月末日	427,899,865,856	-	1.7079	-
2月末日	446,129,485,763	-	1.7529	-
3月末日	452,072,059,913	-	1.7283	-
4月末日	461,913,444,096	-	1.7614	-
5月末日	463,029,355,234	-	1.7603	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	12.3
第10計算期間	3.4
第11計算期間	1.9
第12計算期間	2.7
第13計算期間	5.5
第14計算期間	7.4
第15計算期間	4.6
第16計算期間	4.9
第17計算期間	16.2
第18計算期間	2.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	37,342,200,145	14,200,272,642
第10計算期間	29,366,440,797	25,861,751,669
第11計算期間	30,989,904,817	20,949,776,876
第12計算期間	26,910,481,715	18,415,265,915
第13計算期間	23,413,499,598	23,332,559,933
第14計算期間	29,624,954,073	17,216,051,848
第15計算期間	34,471,682,783	13,863,296,427
第16計算期間	35,940,620,547	17,179,898,241
第17計算期間	60,132,431,058	23,013,682,019
第18計算期間	51,983,912,005	22,764,836,639

(参考情報) 運用実績

●ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

2026年5月29日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	17,603円
純資産総額	4,630億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.1%
3カ月間	0.4%
6カ月間	2.6%
1年間	14.8%
3年間	30.8%
5年間	30.7%
設定来	77.6%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円													設定来分配金合計額: 100円	
決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期		
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月		
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金を支払わない場合もあります。

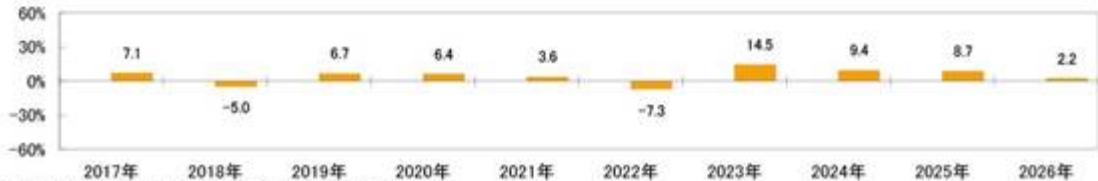
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		比率
ウエストン・グローバル総合債券(除く日本)ファンド クラス Q5 受益証券(円ヘッジ無、分配金有)		18.7%
L&Gグローバル総合債券ファンド(除く日本)		18.6%
グローバル・コア債券ファンド		17.7%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジなし)		11.8%
ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド(ノンヘッジ・クラス)		7.8%
ブルーベイク欧州総合債券ファンド		5.9%
ブランディワイン外国債券ファンド		4.9%
ダイワ/デカ欧州債券アクティブ・ファンド		4.9%
ダイワ中長期世界債券ファンド		2.9%
ロード・アベット・ハイールド・ファンド クラスI-円建て累積投資クラス		2.0%
合計		95.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 【投資状況】 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		82,984,914,023	82.37
	内 日本	31,953,715,827	31.72
	内 ケイマン諸島	51,031,198,196	50.66
投資証券		16,752,276,140	16.63
	内 アイルランド	1,612,750,943	1.60
	内 ルクセンブルグ	15,139,525,197	15.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,005,367,590	1.00
純資産総額		100,742,557,753	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	1,496,206.27	9,823.81 14,698,458,281	10,245.00 15,328,633,216	15.22
2	L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	ルクセンブ ルグ	投資証券	118,849,597.14	113.09 13,441,298,659	127.38 15,139,525,197	15.03
3	GLOBAL CORE BOND FUND EX- JAPAN	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	831,753.94	15,195.92 12,639,268,814	17,344.00 14,425,940,335	14.32
4	EMERGING MARKET DEBT FUND	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	473,289.38	17,187.00 8,134,424,574	21,385.00 10,121,293,391	10.05
5	T・ロウ・プライス新興国債券オープン M	日本	投資信託 受益証券	7,671,796,199	1.0774 8,266,186,020	1.2842 9,852,120,678	9.78
6	フィデリティ外国債券アクティブ・ファ ンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託 受益証券	6,649,251,646	1.2505 8,314,916,929	1.4196 9,439,277,636	9.37
7	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	54,404,100.92	105.87 5,760,269,373	116.57 6,341,886,044	6.30
8	INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	277,807	15,571.17 4,325,782,642	17,326.58 4,813,445,210	4.78
9	ダイワノデカ欧州債券アクティブ・ファ ンド	日本	投資信託 受益証券	2,402,506,425	1.4748 3,543,279,239	1.6624 3,993,926,680	3.96

10	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,172,945,350	1.5684 3,408,202,012	1.8188 3,952,153,002	3.92
11	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,687,409,759	1.2475 2,105,148,084	1.3998 2,362,036,180	2.34
12	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	アイルラン ド	投資証券	79,192.6	17,196.55 1,361,840,091	20,364.92 1,612,750,943	1.60
13	ダイワ欧州債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,170,018,281	1.2338 1,443,644,953	1.3511 1,580,811,699	1.57
14	ダイワ米国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	550,377,137	1.2391 681,990,583	1.4052 773,389,952	0.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	82.37%
投資証券	16.63%
合計	99.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	47,631,057,753	47,631,057,753	1.1743	1.1743
第10計算期間末 (2017年6月15日)	47,454,903,632	47,454,903,632	1.2372	1.2372

第11計算期間末 (2018年6月15日)	54,057,396,841	54,057,396,841	1.2505	1.2505
第12計算期間末 (2019年6月17日)	62,957,120,917	62,957,120,917	1.2935	1.2935
第13計算期間末 (2020年6月15日)	60,301,249,221	60,301,249,221	1.3463	1.3463
第14計算期間末 (2021年6月15日)	65,727,153,185	65,727,153,185	1.4636	1.4636
第15計算期間末 (2022年6月15日)	64,984,140,542	64,984,140,542	1.3983	1.3983
第16計算期間末 (2023年6月15日)	67,648,160,269	67,648,160,269	1.4748	1.4748
第17計算期間末 (2024年6月17日)	82,759,043,984	82,759,043,984	1.7369	1.7369
2025年5月末日	81,071,498,615	-	1.6926	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	81,857,413,001	81,857,413,001	1.7015	1.7015
6月末日	83,255,933,142	-	1.7298	-
7月末日	85,129,519,648	-	1.7693	-
8月末日	85,709,153,667	-	1.7731	-
9月末日	88,506,213,380	-	1.8099	-
10月末日	91,892,584,856	-	1.8767	-
11月末日	93,857,059,038	-	1.9144	-
12月末日	94,391,693,393	-	1.9231	-
2026年1月末日	93,316,111,019	-	1.9052	-
2月末日	98,162,826,126	-	1.9589	-
3月末日	99,402,493,727	-	1.9296	-
4月末日	101,069,097,117	-	1.9724	-
5月末日	100,742,557,753	-	1.9727	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000

第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	11.5
第10計算期間	5.4
第11計算期間	1.1
第12計算期間	3.4
第13計算期間	4.1
第14計算期間	8.7
第15計算期間	4.5
第16計算期間	5.5
第17計算期間	17.8
第18計算期間	2.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	11,028,526,492	6,666,717,748
第10計算期間	8,817,915,690	11,020,315,886
第11計算期間	12,381,033,037	7,510,957,218
第12計算期間	12,297,972,451	6,853,418,764
第13計算期間	9,823,898,919	13,706,388,609
第14計算期間	7,612,415,764	7,494,154,576
第15計算期間	6,450,022,644	4,883,652,440
第16計算期間	4,359,194,462	4,963,985,035
第17計算期間	7,187,284,192	5,409,993,207
第18計算期間	4,759,943,787	4,298,423,114

(参考情報) 運用実績

●ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	19,727円
純資産総額	1,007億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.0%
3カ月間	0.7%
6カ月間	3.0%
1年間	16.5%
3年間	34.8%
5年間	35.6%
設定来	99.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 100円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

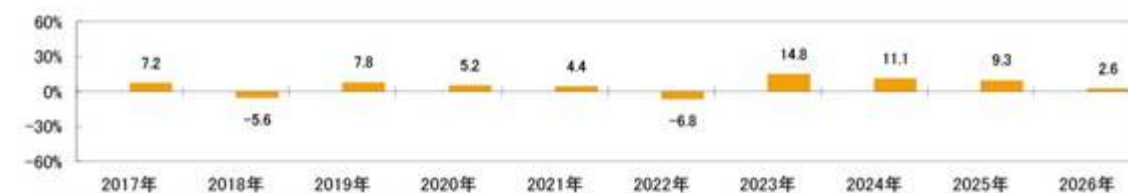
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ウェリントン・グローバル総合債券(除く日本)ファンド クラス Q5 受益証券(円ヘッジ無、分配金有)	15.2%
L&Gグローバル総合債券ファンド(除く日本)	15.0%
グローバル・コア債券ファンド	14.3%
エマージング・マーケット債券ファンド	10.0%
T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	9.8%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジなし)	9.4%
ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド(ノンヘッジ・クラス)	6.3%
ブルーベイ欧州総合債券ファンド	4.8%
ダイワノデカ欧州債券アクティブ・ファンド	4.0%
ブランディワイン外国債券ファンド	3.9%
合計	92.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ J-REITセレクト】

(1) 【投資状況】 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		288,610,542,863	98.29
	内 日本	288,610,542,863	98.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		5,035,313,184	1.71
純資産総額		293,645,856,047	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・J-REITファンド	日本	投資信託 受益証券	145,827,759,488	1.1235 163,844,868,100	1.1836 172,601,736,129	58.78
2	フィデリティ・リート・ファンド2	日本	投資信託 受益証券	61,396,077,991	1.1767 72,247,442,043	1.1818 72,557,884,969	24.71
3	ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド	日本	投資信託 受益証券	37,096,321,835	1.1228 41,654,242,121	1.1713 43,450,921,765	14.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.29%
合計	98.29%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	72,161,929,742	72,161,929,742	1.6252	1.6252
第10計算期間末 (2017年6月15日)	75,561,063,322	75,561,063,322	1.5921	1.5921
第11計算期間末 (2018年6月15日)	93,743,887,950	93,743,887,950	1.6511	1.6511
第12計算期間末 (2019年6月17日)	104,391,348,033	104,391,348,033	1.9016	1.9016
第13計算期間末 (2020年6月15日)	95,552,218,837	95,552,218,837	1.7815	1.7815
第14計算期間末 (2021年6月15日)	141,343,701,998	141,343,701,998	2.3317	2.3317
第15計算期間末 (2022年6月15日)	144,478,900,476	144,478,900,476	2.1840	2.1840
第16計算期間末 (2023年6月15日)	160,997,650,309	160,997,650,309	2.1712	2.1712
第17計算期間末 (2024年6月17日)	212,013,461,279	212,013,461,279	2.1063	2.1063
2025年5月末日	254,043,435,737	-	2.2339	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	260,093,123,674	260,093,123,674	2.2854	2.2854
6月末日	263,166,462,774	-	2.3066	-
7月末日	273,393,162,621	-	2.4024	-
8月末日	282,732,123,990	-	2.5001	-
9月末日	279,839,341,443	-	2.4848	-
10月末日	289,142,312,475	-	2.5647	-
11月末日	300,667,726,060	-	2.6769	-
12月末日	298,859,075,983	-	2.6568	-
2026年1月末日	300,697,783,961	-	2.6397	-
2月末日	307,542,405,592	-	2.6836	-
3月末日	286,663,920,535	-	2.4746	-
4月末日	297,941,441,598	-	2.5063	-
5月末日	293,645,856,047	-	2.4143	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	5.3
第10計算期間	2.0
第11計算期間	3.7
第12計算期間	15.2
第13計算期間	6.3
第14計算期間	30.9
第15計算期間	6.3
第16計算期間	0.6
第17計算期間	3.0
第18計算期間	8.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	15,995,717,433	12,193,838,641
第10計算期間	15,331,673,761	12,273,976,560
第11計算期間	20,379,695,380	11,061,515,981
第12計算期間	10,879,658,845	12,759,954,260
第13計算期間	17,806,995,080	19,068,935,634
第14計算期間	17,720,965,853	10,737,209,834
第15計算期間	13,547,919,502	8,014,493,768
第16計算期間	15,848,367,952	7,848,011,718
第17計算期間	36,406,216,566	9,900,582,821
第18計算期間	26,661,501,660	13,512,638,225

（参考情報）運用実績

●ダイワファンドラップ J-REITセレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	24,143円
純資産総額	2,936億円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 0円

設定来分配金合計額： 100円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

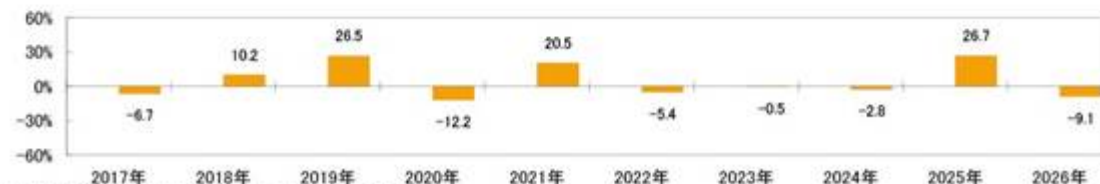
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ・J-REITファンド	58.8%
フィデリティ・Jリート・ファンド2	24.7%
ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド	14.8%
合計	98.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 【投資状況】（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		283,460,929,866	99.09
	内 日本	283,460,929,866	99.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,600,696,213	0.91
純資産総額		286,061,626,079	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITファンド	日本	投資信託 受益証券	102,654,872,249	1.7504 179,694,907,943	2.1548 221,200,718,722	77.33
2	外国REIT厳選投資戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	43,740,488,369	1.1368 49,725,295,103	1.4234 62,260,211,144	21.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.09%
合計	99.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	52,498,863,775	52,498,863,775	1.4155	1.4155
第10計算期間末 (2017年6月15日)	60,113,646,086	60,113,646,086	1.5573	1.5573
第11計算期間末 (2018年6月15日)	70,090,782,944	70,090,782,944	1.5933	1.5933
第12計算期間末 (2019年6月17日)	77,251,479,235	77,251,479,235	1.8147	1.8147
第13計算期間末 (2020年6月15日)	73,423,983,322	73,423,983,322	1.5889	1.5889
第14計算期間末 (2021年6月15日)	106,132,215,632	106,132,215,632	2.3102	2.3102
第15計算期間末 (2022年6月15日)	104,635,505,752	104,635,505,752	2.4518	2.4518
第16計算期間末 (2023年6月15日)	122,730,006,248	122,730,006,248	2.5733	2.5733
第17計算期間末 (2024年6月17日)	172,933,837,893	172,933,837,893	3.1143	3.1143
2025年5月末日	184,846,189,996	-	3.1826	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	187,869,272,074	187,869,272,074	3.1874	3.1874
6月末日	188,660,300,942	-	3.1830	-
7月末日	202,598,222,115	-	3.3248	-
8月末日	206,306,539,878	-	3.3199	-
9月末日	215,526,979,927	-	3.3627	-
10月末日	223,122,501,176	-	3.4289	-
11月末日	235,101,699,041	-	3.5373	-
12月末日	236,423,376,523	-	3.5009	-
2026年1月末日	237,492,430,000	-	3.4625	-
2月末日	265,885,939,240	-	3.7836	-
3月末日	257,778,904,436	-	3.5711	-
4月末日	281,188,166,397	-	3.8754	-
5月末日	286,061,626,079	-	3.9778	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
--	-------------

第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	4.6
第10計算期間	10.0
第11計算期間	2.3
第12計算期間	13.9
第13計算期間	12.4
第14計算期間	45.4
第15計算期間	6.1
第16計算期間	5.0
第17計算期間	21.0
第18計算期間	2.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	11,796,733,279	6,207,605,510
第10計算期間	11,093,171,385	9,579,206,513
第11計算期間	13,122,670,950	7,732,023,777
第12計算期間	7,877,345,664	9,298,758,751
第13計算期間	17,747,676,182	14,106,742,880
第14計算期間	10,092,854,215	10,362,990,940
第15計算期間	7,836,153,719	11,100,249,362
第16計算期間	10,244,156,548	5,226,940,443
第17計算期間	14,973,979,415	7,139,050,565
第18計算期間	12,487,863,574	9,075,404,546

(参考情報) 運用実績

●ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	39,778円
純資産総額	2,860億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.6%
3カ月間	5.1%
6カ月間	12.5%
1年間	25.0%
3年間	60.4%
5年間	81.1%
設定来	301.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 100円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

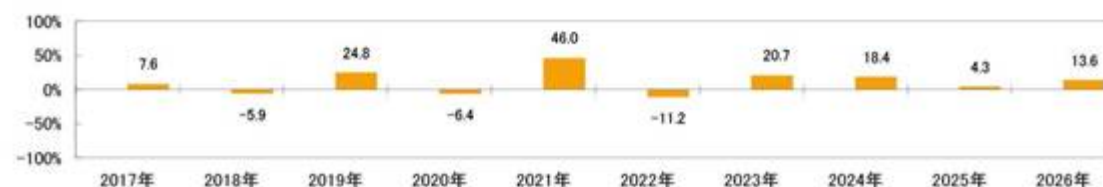
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ・グローバルREITファンド	77.3%
外国REIT厳選投資戦略ファンド	21.8%
合計	99.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 【投資状況】(2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		185,416,099,261	78.07
	内 日本	9,138,858,358	3.85
	内 ケイマン諸島	176,277,240,903	74.22
投資証券		48,705,121,080	20.51
	内 アイルランド	48,705,121,080	20.51
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,378,508,534	1.42
純資産総額		237,499,728,875	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA RICIFUND	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	8,471,979.8	15,302.55 129,643,927,426	20,807.08 176,277,240,903	74.22
2	L&G LONGER DATED ALL COMMODITIES U (ETF)	アイルランド	投資証券	9,670,000	4,910.64 47,487,433,935	5,036.72 48,705,121,080	20.51
3	ゴールド・ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,390,118,830	2.9687 7,095,640,178	3.8236 9,138,858,358	3.85

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	78.07%
投資証券	20.51%
合計	98.58%

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	42,613,625,618	42,613,625,618	0.4238	0.4238
第10計算期間末 (2017年6月15日)	42,957,751,337	42,957,751,337	0.4061	0.4061
第11計算期間末 (2018年6月15日)	57,080,803,074	57,080,803,074	0.4824	0.4824
第12計算期間末 (2019年6月17日)	53,371,967,869	53,371,967,869	0.4183	0.4183
第13計算期間末 (2020年6月15日)	47,799,166,251	47,799,166,251	0.3270	0.3270
第14計算期間末 (2021年6月15日)	79,383,805,929	79,383,805,929	0.5024	0.5024
第15計算期間末 (2022年6月15日)	108,001,732,150	108,001,732,150	0.8920	0.8920
第16計算期間末 (2023年6月15日)	91,612,155,895	91,612,155,895	0.7473	0.7473
第17計算期間末 (2024年6月17日)	141,131,440,383	141,131,440,383	0.9345	0.9345
2025年5月末日	141,916,609,864	-	0.8603	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	147,710,788,697	147,710,788,697	0.8903	0.8903
6月末日	147,841,567,554	-	0.8869	-
7月末日	164,965,315,414	-	0.9314	-
8月末日	163,023,180,431	-	0.9053	-
9月末日	174,707,457,659	-	0.9496	-
10月末日	184,048,712,560	-	0.9848	-
11月末日	191,868,194,278	-	1.0084	-
12月末日	200,453,967,025	-	1.0435	-
2026年1月末日	218,229,870,362	-	1.1221	-
2月末日	221,099,889,963	-	1.1294	-
3月末日	257,201,666,576	-	1.3187	-
4月末日	253,270,491,342	-	1.3676	-

5月末日	237,499,728,875	-	1.3491	-
------	-----------------	---	--------	---

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	28.1
第10計算期間	4.2
第11計算期間	18.8
第12計算期間	13.3
第13計算期間	21.8
第14計算期間	53.6
第15計算期間	77.5
第16計算期間	16.2
第17計算期間	25.1
第18計算期間	4.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	51,933,802,992	20,145,730,747
第10計算期間	33,192,611,427	27,978,454,206
第11計算期間	34,365,849,066	21,817,860,756
第12計算期間	31,718,915,176	22,448,316,064
第13計算期間	40,847,930,106	22,264,348,511
第14計算期間	46,364,019,044	34,537,590,145
第15計算期間	22,331,661,457	59,259,271,725
第16計算期間	25,654,562,726	24,140,210,434

第17計算期間	48,023,374,605	19,583,669,185
第18計算期間	36,611,348,876	21,733,912,349

（参考情報）運用実績

●ダイワファンドラップ コモディティセレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,491円
純資産総額	2,374億円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.4%
3カ月間	19.5%
6カ月間	33.8%
1年間	56.8%
3年間	81.7%
5年間	176.5%
設定来	40.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 500円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

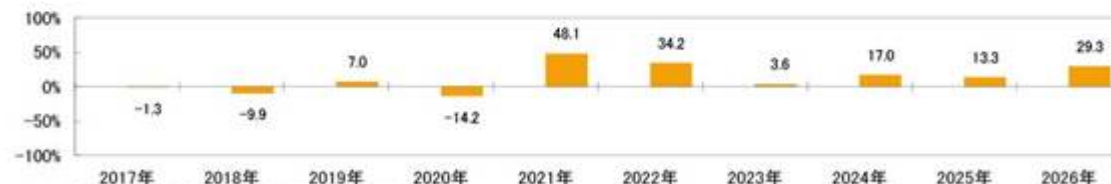
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ「RICI」ファンド	74.2%
L&G ロンガー・デイト・オール・コモディティズETF(米ドル建)	20.5%
ゴールド・ファンド	3.8%
合計	98.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 【投資状況】（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		141,771,925,585	24.63
	内 日本	141,771,925,585	24.63
投資証券		419,286,430,743	72.85
	内 アイルランド	22,789,538,287	3.96
	内 ルクセンブルグ	331,187,490,335	57.54
	内 ケイマン諸島	65,309,402,121	11.35
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		14,471,995,385	2.51
純資産総額		575,530,351,713	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PICTET TR-ATLAS HJ JPY	ルクセンブルグ	投資証券	6,626,442.43	12,873.37 85,304,685,967	13,598.00 90,106,364,190	15.66
2	BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY HEDGED	ルクセンブルグ	投資証券	6,583,319.6	11,493.18 75,663,337,441	11,954.10 78,697,660,830	13.67
3	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ ニュートラル	日本	投資信託 受益証券	56,466,588,488	1.3291 75,052,779,238	1.3743 77,602,032,559	13.48
4	JPMORGAN FUNDS EUROPE EQUITY ABSOLUTE ALPHA FUND	ルクセンブルグ	投資証券	7,291,880.85	10,065.99 73,400,000,000	9,864.00 71,927,112,655	12.50
5	O'CONNOR GLOBAL MERGER ARBITRAGE JAPAN LIMITED CLASS	ケイマン諸島	投資証券	3,935,756.93	10,586.57 41,666,195,328	10,983.00 43,226,418,383	7.51
6	BLACKROCK STRATEGIC FUNDS - BLACKROCK UK EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY(HEDGED)	ルクセンブルグ	投資証券	3,511,224.91	11,385.45 39,976,909,892	11,226.41 39,418,450,442	6.85
7	スパークス・ファンド・匠	日本	投資信託 受益証券	29,323,150,549	1.0340 30,320,227,921	1.2384 36,313,789,639	6.31

8	MORGAN STANLEY INVESTMENT FUNDS GLOBAL MACRO FUND ZH (JPY)	ルクセンブルグ	投資証券	25,223,233.56	1,205.87 30,416,005,331	1,348.52 34,014,034,916	5.91
9	NOMURA FUNDS IRELAND-GLOBAL DYNAMIC BOND FUND CLASS I JPY HEDGED	アイルランド	投資証券	2,058,831.55	10,774.04 22,181,940,641	11,069.16 22,789,538,287	3.96
10	CAMPBELL ABSOLUTE RETURN JAPAN FUND	ケイマン諸島	投資証券	2,265,474.88	9,989.07 22,630,000,000	9,747.61 22,082,983,738	3.84
11	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	ルクセンブルグ	投資証券	1,636,438.27	10,673.42 17,466,401,376	10,403.00 17,023,867,302	2.96
12	M & A アービトラージ戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	16,652,542,442	0.9957 16,582,115,455	1.0152 16,905,661,087	2.94
13	短期金利トレンドフォロー戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	11,466,431,728	0.9442 10,827,196,085	0.9550 10,950,442,300	1.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	24.63%
投資証券	72.85%
合計	97.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
--	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------

第9計算期間末 (2016年6月15日)	118,204,886,822	118,204,886,822	0.9966	0.9966
第10計算期間末 (2017年6月15日)	133,126,139,108	133,126,139,108	1.0029	1.0029
第11計算期間末 (2018年6月15日)	158,964,047,483	158,964,047,483	0.9963	0.9963
第12計算期間末 (2019年6月17日)	181,065,540,588	181,065,540,588	0.9680	0.9680
第13計算期間末 (2020年6月15日)	176,604,084,773	176,604,084,773	0.9566	0.9566
第14計算期間末 (2021年6月15日)	213,629,053,396	213,629,053,396	1.0017	1.0017
第15計算期間末 (2022年6月15日)	257,165,849,785	257,165,849,785	0.9793	0.9793
第16計算期間末 (2023年6月15日)	286,570,439,743	286,570,439,743	0.9636	0.9636
第17計算期間末 (2024年6月17日)	392,014,335,929	392,014,335,929	0.9822	0.9822
2025年5月末日	450,490,366,281	-	0.9840	-
第18計算期間末 (2025年6月16日)	451,955,118,869	451,955,118,869	0.9860	0.9860
6月末日	454,475,440,127	-	0.9878	-
7月末日	442,151,994,297	-	0.9791	-
8月末日	452,287,637,734	-	0.9833	-
9月末日	463,115,942,528	-	0.9893	-
10月末日	474,904,534,383	-	0.9952	-
11月末日	491,916,497,331	-	0.9961	-
12月末日	503,696,803,953	-	1.0017	-
2026年1月末日	515,617,919,635	-	1.0120	-
2月末日	529,556,723,784	-	1.0174	-
3月末日	549,089,005,426	-	1.0075	-
4月末日	559,900,654,566	-	1.0189	-
5月末日	575,530,351,713	-	1.0216	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000

第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	2.4
第10計算期間	0.6
第11計算期間	0.7
第12計算期間	2.8
第13計算期間	1.2
第14計算期間	4.7
第15計算期間	2.2
第16計算期間	1.6
第17計算期間	1.9
第18計算期間	0.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	41,354,411,267	17,088,865,208
第10計算期間	43,708,207,815	29,572,586,184
第11計算期間	52,893,501,449	26,079,426,734
第12計算期間	53,618,480,392	26,118,666,685
第13計算期間	46,293,511,698	48,745,519,846
第14計算期間	66,907,910,059	38,251,969,554
第15計算期間	71,927,486,980	22,601,590,630
第16計算期間	71,903,539,717	37,101,957,895
第17計算期間	144,057,879,977	42,320,162,015
第18計算期間	112,255,441,124	53,031,467,873

(参考情報) 運用実績

●ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,216円
純資産総額	5,755億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.3%
3カ月間	0.4%
6カ月間	2.6%
1年間	3.8%
3年間	6.1%
5年間	2.2%
設定来	2.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月	24年6月	25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

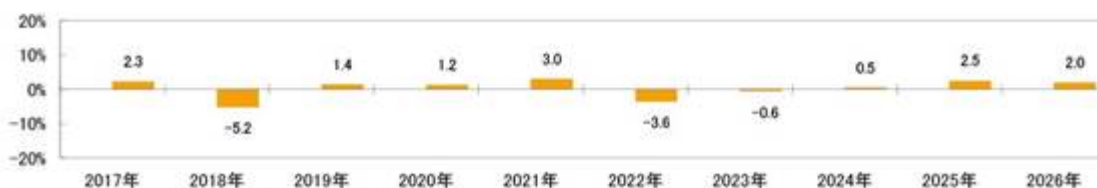
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
アトラス HJ JPY (円ヘッジ)	15.7%
ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド クラスI2円ヘッジ	13.7%
大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル	13.5%
JPMオーロパ・エクイティ・アブソリュート・アルファ・ファンド I (円ヘッジ)(円建)	12.5%
オコーナー・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド(JPY)	7.5%
ブラックロックUKエクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド	6.8%
スパークス・ファンド・匠	6.3%
モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・ファンド ZH(JPY)クラス	5.9%
グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド I JPYヘッジクラス(円建)	4.0%
キャンベル・アブソリュート・リターン・ジャパン・ファンド 日本円ヘッジ(円建)	3.8%
合計	89.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
ダイワファンドラップ 日本株式セレクト	1.02%	0.48%	0.54%
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト	1.21%	0.48%	0.73%
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス	1.47%	0.48%	0.99%
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト	0.52%	0.24%	0.28%
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト	0.93%	0.48%	0.44%
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス	1.02%	0.48%	0.53%
ダイワファンドラップ J-REITセレクト	0.74%	0.37%	0.36%
ダイワファンドラップ 外国REITセレクト	1.02%	0.37%	0.65%
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	1.27%	0.37%	0.90%
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト	1.75%	0.48%	1.26%

※対象期間は2025年6月17日～2026年6月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※ダイワファンドラップ 日本株式セレクトの費用には、ラザード日本株式分散型ファンド(FOFs用)(運用管理費用以外の費用)が含まれていません。

※ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの費用には、ダイワ/GQGグローバル・エクイティ(FOFs用)(適格機関投資家専用)(回金処理による計理上の損益)が含まれていません。

※ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの費用のうち、ダイワ/GQGグローバル・エクイティ(FOFs用)(適格機関投資家専用)(回金処理による計理上の損益)、MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY(リサーチフィー)が含まれていません。

※ダイワファンドラップ コモディティセレクトの費用には、L&G LONGER DATED ALL COMMODITIES U(支払利息)が含まれていません。

※ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの費用のうち、短期金利トレンドフォロー戦略ファンド(FoFs用)(投資対象とする連動債券)、JPMORGAN FUNDS EUROPE EQUITY ABSOLUTE ALPHA FUND(実績報酬、運用管理費用以外の費用)、CAMPBELL ABSOLUTE RETURN JAPAN FUND(実績報酬、運用管理費用以外の費用)が含まれていません。

上記以外のファンドについて、投資先ファンドにおいて含まれていない費用は認識していません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、後掲の別表Aに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Aに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、各ファンドについて後掲の別表Bに掲げる価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、後掲の別表Aに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Aに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、各ファンドについて後掲の別表Bに掲げる価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、各ファンドについて原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して次の日から受益者に支払います。

ファンド名	解約代金支払開始日
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	5営業日目
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWヘッジFセレクト	6営業日目
FWコモディティセレクト	8営業日目

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

「１ 申込（販売）手続等」「２ 換金（解約）手続等」中の別表AおよびBは、次のものとします。

[別表 A]

ファンド名	該当日
FW日本債券セレクト	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW外国債券セレクト FW外国債券EM+	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
FW外国REITセレクト	ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FWコモディティセレクト	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 毎年12月24日 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FWヘッジFセレクト	一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

[別表 B]

ファンド名	価額
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	申込受付日の翌営業日の基準価額
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWコモディティセレクト FWヘッジFセレクト	申込受付日の翌々営業日の基準価額

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注1）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・指定投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除く）：原則として、計算日の前営業日（外国籍投資信託については原則として計算時において知り得る直近の日）の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約

にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

株式会社 大和ファンド・コンサルティング（投資顧問会社）と委託会社との投資顧問契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続します。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,209,922,174	12,751,764,751
投資信託受益証券	770,265,939,467	1,046,359,503,416
流動資産合計	776,475,861,641	1,059,111,268,167
資産合計	776,475,861,641	1,059,111,268,167
負債の部		
流動負債		
未払解約金	558,985,106	582,593,067
未払受託者報酬	165,982,672	219,797,883
未払委託者報酬	1,659,827,310	2,197,979,324
その他未払費用	1,103,169	1,105,611
流動負債合計	2,385,898,257	3,001,475,885
負債合計	2,385,898,257	3,001,475,885
純資産の部		
元本等		
元本	1 261,011,526,031	1 241,618,211,812
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	513,078,437,353	814,491,580,470
（分配準備積立金）	258,696,914,936	507,178,184,860
元本等合計	774,089,963,384	1,056,109,792,282
純資産合計	774,089,963,384	1,056,109,792,282
負債純資産合計	776,475,861,641	1,059,111,268,167

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取配当金	3,070,335,159	3,450,287,482
受取利息	32,825,194	56,536,129
有価証券売買等損益	32,174,638,376	361,495,643,385
その他収益	-	30,476
営業収益合計	35,277,798,729	365,002,497,472
営業費用		
受託者報酬	327,071,722	411,837,311
委託者報酬	3,270,718,227	4,118,374,071
その他費用	2,190,420	2,188,706
営業費用合計	3,599,980,369	4,532,400,088
営業利益又は営業損失（ ）	31,677,818,360	360,470,097,384
経常利益又は経常損失（ ）	31,677,818,360	360,470,097,384
当期純利益又は当期純損失（ ）	31,677,818,360	360,470,097,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	849,490,567	52,426,156,071
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	466,026,639,634	513,078,437,353
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,919,520,708	126,283,534,126
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,919,520,708	126,283,534,126
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,696,050,782	132,914,332,322
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,696,050,782	132,914,332,322
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	513,078,437,353	814,491,580,470

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期	
	自2025年6月17日 至2026年6月15日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期	第19期
	2025年6月16日現在	2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	252,260,376,133円	261,011,526,031円
期中追加設定元本額	47,035,518,337円	46,650,261,947円
期中一部解約元本額	38,284,368,439円	66,043,576,166円
2. 計算期間末日における受益権の総数	261,011,526,031口	241,618,211,812口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,766,882,520円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（28,061,445,273円）、投資信託約款に規定される収益調整金（287,974,115,890円）及び分配準備積立金（227,868,587,143円）より分配対象額は546,671,030,826円（1万口当たり20,944.33円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,984,532,983円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（305,059,408,330円）、投資信託約款に規定される収益調整金（307,313,395,610円）及び分配準備積立金（199,134,243,547円）より分配対象額は814,491,580,470円（1万口当たり33,709.86円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	37,630,095,191	315,285,062,323
合計	37,630,095,191	315,285,062,323

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9657円 (29,657円)	4.3710円 (43,710円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	29,293,692,084	114,828,343,600	
	グローバルX MSCIスーパーディビデンド-日本株式 ETF	7,927,134	26,238,813,540	
	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	22,880,000	99,871,200,000	
	D I A M国内株式アクティブ市場型ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	18,992,789,659	86,012,646,528	
	ダイワ成長株オープン（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	20,200,673,149	86,967,938,041	
	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	977,868	64,467,903,636	
	ニッセイJ P X日経4 0 0アクティブファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	22,861,742,774	94,144,656,743	
	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	22,299,254,705	73,772,624,340	
	日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）	15,929,799,966	63,692,119,204	
	国内高配当株フォーカス（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	9,000,289,585	29,322,043,438	

日本株EVIハイアルファ（F0F s 用） （適格機関投資家専用）	24,821,627,669	95,640,213,571	
日本大型株長期厳選投資（F0Fs用） （適格機関投資家専用）	11,202,855,825	22,339,614,800	
ダイワ中小型株ファンド（F0Fs用） （適格機関投資家専用）	9,482,881,555	21,422,777,720	
S M D A Mジャパン・ファンダメン タル・アクティブ・ファンド（F0F s 用）（適格機関投資家専用）	59,183,152,512	95,420,996,795	
ラザード日本株式分散型ファンド （F0Fs用）（適格機関投資家専用）	38,695,528,779	43,083,601,742	
大和住銀ニッポン中小型株ファンド （F0F s 用）（適格機関投資家専用）	3,097,081,350	14,040,308,592	
T & D /マイルストーン日本株ファンド （ F O F s 用 ）（適格機関投資家専 用）	3,919,729,173	15,093,701,126	
投資信託受益証券 合計		1,046,359,503,416	
合計		1,046,359,503,416	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	421,708,088	12,281,473
コール・ローン	9,138,993,180	14,600,251,392
投資信託受益証券	476,836,748,350	644,140,375,994
投資証券	88,559,283,124	147,664,743,309
未収入金	-	5,400,000,000
流動資産合計	574,956,732,742	811,817,652,168
資産合計	574,956,732,742	811,817,652,168
負債の部		
流動負債		
未払解約金	550,495,661	572,304,441
未払受託者報酬	119,937,540	161,876,581
未払委託者報酬	1,199,375,915	1,618,766,376
その他未払費用	1,104,654	1,092,393
流動負債合計	1,870,913,770	2,354,039,791
負債合計	1,870,913,770	2,354,039,791
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 165,800,535,369	₁ 177,182,505,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	407,285,283,603	632,281,106,607
（分配準備積立金）	199,995,175,325	340,973,953,543
元本等合計	573,085,818,972	809,463,612,377
純資産合計	573,085,818,972	809,463,612,377
負債純資産合計	574,956,732,742	811,817,652,168

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取配当金	438,400,596	513,320,773
受取利息	40,910,689	91,920,856
有価証券売買等損益	14,758,006,025	189,415,247,649
為替差損益	4,906,214,390	2,384,844,746
その他収益	165	19,969,028
営業収益合計	10,331,103,085	192,425,303,052
営業費用		
受託者報酬	236,848,852	302,957,765
委託者報酬	2,368,489,514	3,029,578,615
その他費用	7,130,324	4,374,423
営業費用合計	2,612,468,690	3,336,910,803
営業利益又は営業損失（ ）	7,718,634,395	189,088,392,249
経常利益又は経常損失（ ）	7,718,634,395	189,088,392,249
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,718,634,395	189,088,392,249
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	269,709,473	15,911,945,166
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	370,962,087,391	407,285,283,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,696,352,944	126,066,494,508
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,696,352,944	126,066,494,508
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,822,081,654	74,247,118,587
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,822,081,654	74,247,118,587
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	407,285,283,603	632,281,106,607

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	153,429,891,704円 36,713,105,089円 24,342,461,424円	165,800,535,369円 41,072,759,471円 29,690,789,070円
2. 計算期間末日における受益権の総数	165,800,535,369口	177,182,505,770口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（351,251,755円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（7,097,673,167円）、投資信託約款に規定される収益調整金（221,685,886,354円）及び分配準備積立金（192,546,250,403円）より分配対象額は421,681,061,679円（1万口当たり25,433.03円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（573,019,793円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（172,603,427,290円）、投資信託約款に規定される収益調整金（291,307,153,064円）及び分配準備積立金（167,797,506,460円）より分配対象額は632,281,106,607円（1万口当たり35,685.30円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	16,261,042,785	132,074,955,101
投資証券	1,159,974,727	38,895,086,212
合計	17,421,017,512	170,970,041,313

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4565円 (34,565円)	4.5685円 (45,685円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	51,251,904	77,390,375,040	
		ダイワ/ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	56,000,000	112,509,600	
		フランクリン・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	29,327,854,173	116,645,674,402	
		ダイワ/ウエリントン欧州株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,529,046,148	8,277,062,233	
		ダイワ/GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用）	9,761,161,099	30,035,092,701	
		ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	14,376,054,240	40,822,243,619	
		グローバル厳選株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	29,969,056,272	55,592,599,384	

		アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	33,959,252,869	85,210,557,298	
		ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	64,334,205,276	117,017,485,976	
		ジェニソン外国株式戦略ファンド（F0Fs 用）（適格機関投資家専用）	26,209,683,269	32,801,418,611	
		MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	16,755,413,180	24,204,869,879	
		米国大型クオオンツ戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	13,437,342,019	16,424,463,149	
		W C M 先進国成長株厳選ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	27,123,418,075	31,674,727,627	
		ニッセイ/アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	3,013,983,080	7,931,296,475	
		日本円 小計			644,140,375,994
投資信託受益証券 合計				644,140,375,994	
投資証券	国外・円	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	1,672,702.500	68,169,317,685.000	
		CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	14,820,176.291	79,495,425,624.920	
	国外・円 小計			147,664,743,309.920 (147,664,743,309)	
投資証券 合計				147,664,743,309 [147,664,743,309]	
合計				791,805,119,303 [147,664,743,309]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	141,013,085	88,193,839
コール・ローン	2,143,835,540	2,313,040,144
投資信託受益証券	139,133,806,717	156,849,037,532
投資証券	47,265,634,238	71,646,395,028
未収入金	-	1,200,000,000
流動資産合計	188,684,289,580	232,096,666,543
資産合計	188,684,289,580	232,096,666,543
負債の部		
流動負債		
未払解約金	196,756,178	205,224,808
未払受託者報酬	40,566,500	48,368,173
未払委託者報酬	405,665,367	483,682,209
その他未払費用	1,129,827	1,096,119
流動負債合計	644,117,872	738,371,309
負債合計	644,117,872	738,371,309
純資産の部		
元本等		
元本	1 63,310,683,174	1 56,342,168,423
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	124,729,488,534	175,016,126,811
（分配準備積立金）	94,823,648,945	142,328,487,226
元本等合計	188,040,171,708	231,358,295,234
純資産合計	188,040,171,708	231,358,295,234
負債純資産合計	188,684,289,580	232,096,666,543

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取配当金	128,699,882	127,345,754
受取利息	14,727,436	18,910,551
有価証券売買等損益	6,139,342,580	67,989,131,302
為替差損益	2,068,138,929	1,361,873,753
その他収益	89	9,023,672
営業収益合計	4,214,631,058	69,506,285,032
営業費用		
受託者報酬	83,304,373	93,565,149
委託者報酬	833,044,441	935,652,305
その他費用	3,643,260	2,794,570
営業費用合計	919,992,074	1,032,012,024
営業利益又は営業損失（ ）	3,294,638,984	68,474,273,008
経常利益又は経常損失（ ）	3,294,638,984	68,474,273,008
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,294,638,984	68,474,273,008
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	114,499,711	6,171,108,405
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	131,742,466,014	124,729,488,534
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,467,462,928	8,075,748,195
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,467,462,928	8,075,748,195
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,660,579,681	20,092,274,521
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,660,579,681	20,092,274,521
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	124,729,488,534	175,016,126,811

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分		第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1.	1 期首元本額	68,531,016,961円	63,310,683,174円
	期中追加設定元本額	3,969,751,814円	3,174,854,485円
	期中一部解約元本額	9,190,085,601円	10,143,369,236円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	63,310,683,174口	56,342,168,423口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（110,176,196円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,069,963,077円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,963,300,738円）及び分配準備積立金（91,643,509,672円）より分配対象額は140,786,949,683円（1万口当たり22,237.47円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（141,797,031円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（62,161,367,572円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,268,783,192円）及び分配準備積立金（80,025,322,623円）より分配対象額は187,597,270,418円（1万口当たり33,296.07円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,287,655,719	33,399,224,100
投資証券	1,168,571,595	20,312,319,363
合計	6,456,227,314	53,711,543,463

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9701円 (29,701円)	4.1063円 (41,063円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	12,218,096	18,449,324,960	
		ダイワ/ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	14,000,000	28,127,400	
		フランクリン・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,844,464,897	27,222,490,234	
		ダイワ/ウエリントン欧州株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	520,411,238	1,703,201,899	
		ダイワ/GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,132,507,310	6,561,724,992	
		ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,232,727,770	9,179,653,775	
		グローバル厳選株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,741,591,004	12,505,651,312	

	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）		7,932,744,084	19,904,841,455	
	ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）		14,975,157,839	27,238,314,593	
	ジェニソン外国株式戦略ファンド（F0Fs 用）（適格機関投資家専用）		5,930,603,425	7,422,150,186	
	MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）		3,625,222,724	5,236,996,747	
	米国大型クオオンツ戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用）		3,000,000,000	3,666,900,000	
	W C M 先進国成長株厳選ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）		6,004,136,450	7,011,630,546	
	ニッセイ/アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）		517,318,705	1,361,324,172	
	日本円 小計			147,492,332,271	
	アメリカ・ドル	VALUE PARTNERS HIGH DIVIDEND STOCKS FUND CLASS A1 USD	379,137.356	58,413,692.480	
	アメリカ・ドル 小計			58,413,692.480 (9,356,705,261)	
投資信託受益証券 合計				156,849,037,532 [9,356,705,261]	
投資証券	国外・円	MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	824,310.263	23,843,998,667.530	
		T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	373,709.120	15,230,141,476.480	
		CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	3,379,919.342	18,129,887,350.480	
		INVESCO EMERGING MARKETS EQUITY FUND	1,364,031.690	14,442,367,533.720	
	国外・円 小計			71,646,395,028.210 (71,646,395,028)	

投資証券 合計		71,646,395,028 [71,646,395,028]	
合計		228,495,432,560 [81,003,100,289]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- （注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,894,442,342	10,318,712,681
投資信託受益証券	705,863,956,651	828,268,805,366
流動資産合計	714,758,398,993	838,587,518,047
資産合計	714,758,398,993	838,587,518,047
負債の部		
流動負債		
未払解約金	784,725,175	693,628,199
未払受託者報酬	78,161,356	84,581,144
未払委託者報酬	781,613,950	845,811,995
その他未払費用	1,100,859	1,097,569
流動負債合計	1,645,601,340	1,625,118,907
負債合計	1,645,601,340	1,625,118,907
純資産の部		
元本等		
元本	1 670,459,018,124	1 827,763,631,441
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,653,779,529	9,198,767,699
（分配準備積立金）	10,575,881,233	9,536,089,193
元本等合計	713,112,797,653	836,962,399,140
純資産合計	713,112,797,653	836,962,399,140
負債純資産合計	714,758,398,993	838,587,518,047

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取利息	24,009,491	66,787,122
有価証券売買等損益	17,749,257,774	36,195,151,285
営業収益合計	17,725,248,283	36,128,364,163
営業費用		
受託者報酬	158,367,842	164,386,530
委託者報酬	1,583,679,233	1,643,866,344
その他費用	2,190,702	2,191,051
営業費用合計	1,744,237,777	1,810,443,925
営業利益又は営業損失（ ）	19,469,486,060	37,938,808,088
経常利益又は経常損失（ ）	19,469,486,060	37,938,808,088
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,469,486,060	37,938,808,088
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	770,805,997	1,838,544,687
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	60,897,678,745	42,653,779,529
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,307,932,820	7,213,584,943
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,307,932,820	7,213,584,943
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,853,151,973	4,568,333,372
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,853,151,973	4,568,333,372
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,653,779,529	9,198,767,699

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	655,987,998,387円	670,459,018,124円
期中追加設定元本額	88,576,412,336円	231,881,709,567円
期中一部解約元本額	74,105,392,599円	74,577,096,250円
2. 計算期間末日における受益権の総数	670,459,018,124口	827,763,631,441口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
----	------------------------------------	------------------------------------

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（105,521,879,775円）及び分配準備積立金（10,575,881,233円）より分配対象額は116,097,761,008円（1万口当たり1,731.62円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（133,800,532,178円）及び分配準備積立金（9,536,089,193円）より分配対象額は143,336,621,371円（1万口当たり1,731.61円）であり、分配を行っておりません。
------------	--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期
	2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	18,145,373,495	35,916,055,337
合計	18,145,373,495	35,916,055,337

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0636円 (10,636円)	1.0111円 (10,111円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	9,344,174,073	8,687,278,635	
	ネオ・ジャパン債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	144,423,498,729	140,682,930,111	
	マニユライフ日本債券アクティブ・ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	140,504,082,590	149,102,932,444	
	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	152,028,335,860	149,078,986,144	
	大和住銀日本債券アクティブファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	129,777,543,194	115,605,835,477	
	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）	87,823,592,507	74,456,841,727	
	ピムコ日本債券コア・ファンドIV（適格機関投資家専用）	81,696,398,634	74,213,008,519	
	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	10,409,042,284	8,669,691,318	
	One金利・クレジット型戦略ファンドD（F0Fs用）（適格機関投資家限定）	116,396,264,166	107,771,300,991	
投資信託受益証券 合計			828,268,805,366	
合計			828,268,805,366	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,367,932,376	8,334,012,634
投資信託受益証券	284,393,385,252	357,581,346,971
投資証券	66,322,991,800	100,415,112,695
未収入金	-	4,000,000,000
流動資産合計	357,084,309,428	470,330,472,300
資産合計	357,084,309,428	470,330,472,300
負債の部		
流動負債		
未払金	-	4,500,000,000
未払解約金	316,323,520	325,692,111
未払受託者報酬	75,687,173	97,275,412
未払委託者報酬	756,872,214	972,754,643
その他未払費用	1,094,056	1,086,700
流動負債合計	1,149,976,963	5,896,808,866
負債合計	1,149,976,963	5,896,808,866
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 230,711,952,293	₁ 262,972,108,251
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	125,222,380,172	201,461,555,183
（分配準備積立金）	48,330,841,358	86,002,573,706
元本等合計	355,934,332,465	464,433,663,434
純資産合計	355,934,332,465	464,433,663,434
負債純資産合計	357,084,309,428	470,330,472,300

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取配当金	3,006,882,569	7,909,191,963
受取利息	19,640,082	50,662,482
有価証券売買等損益	8,021,146,056	48,080,890,651
営業収益合計	4,994,623,405	56,040,745,096
営業費用		
受託者報酬	148,535,612	182,880,929
委託者報酬	1,485,357,017	1,828,810,205
その他費用	2,198,596	2,199,777
営業費用合計	1,636,091,225	2,013,890,911
営業利益又は営業損失（ ）	6,630,714,630	54,026,854,185
経常利益又は経常損失（ ）	6,630,714,630	54,026,854,185
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,630,714,630	54,026,854,185
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	623,824,137	4,107,459,331
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	115,576,026,813	125,222,380,172
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,672,059,531	44,154,376,559
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,672,059,531	44,154,376,559
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,018,815,679	17,834,596,402
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,018,815,679	17,834,596,402
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	125,222,380,172	201,461,555,183

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。
----------------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	201,492,876,927円	230,711,952,293円
期中追加設定元本額	51,983,912,005円	64,286,114,822円
期中一部解約元本額	22,764,836,639円	32,025,958,864円
2. 計算期間末日における受益権の総数	230,711,952,293口	262,972,108,251口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,248,169,597円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（115,577,901,796円）及び分配準備積立金（47,082,671,761円）より分配対象額は163,908,743,154円（1万口当たり7,104.48円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,255,075,028円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（36,291,084,245円）、投資信託約款に規定される収益調整金（145,222,185,980円）及び分配準備積立金（42,456,414,433円）より分配対象額は231,224,759,686円（1万口当たり8,792.75円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
----	------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,299,763,265	33,583,232,994
投資証券	1,114,535,459	11,382,120,895

合計	6,414,298,724	44,965,353,889
----	---------------	----------------

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5428円 (15,428円)	1.7661円 (17,661円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ダイワ欧州債券ファンド （F0Fs用）（適格機関投資家 専用）	6,765,450,418	9,095,471,541	
		ダイワ米国債券ファンド （F0Fs用）（適格機関投資家 専用）	3,260,282,351	4,626,666,684	
		ダイワノデカ欧州債券アク ティブ・ファンド（F0Fs用） （適格機関投資家専用）	13,760,336,404	22,818,765,858	

		ダイワ中長期世界債券ファン ド（FOFs用）（適格機関投資 家専用）	9,811,327,133	13,757,442,905	
		フィデリティ外国債券アク ティブ・ファンド（為替ヘッ ジなし）（適格機関投資家専 用）	29,244,154,011	41,629,053,234	
		ブランディワイン外国債券 ファンド（FOFs用）（適 格機関投資家専用）	12,595,667,654	23,057,629,207	
	日本円 小計			114,985,029,429	
	国外・円	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	8,911,027.604	91,605,363,769.120	
		DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	313,699,601.320	36,814,216,712.900	
		GLOBAL CORE BOND FUND EX- JAPAN	4,981,277.780	86,808,727,872.060	
		INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	1,585,216	27,368,009,188.480	
	国外・円 小計			242,596,317,542.560 (242,596,317,542)	
	投資信託受益証券 合計				357,581,346,971 [242,596,317,542]
投資証券	国外・円	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	449,033.826	9,213,249,099.830	
		L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	711,968,346.120	91,201,863,594.940	
	国外・円 小計			100,415,112,694.770 (100,415,112,695)	
投資証券 合計				100,415,112,695 [100,415,112,695]	
合計				457,996,459,666 [343,011,430,237]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,385,177,602	929,536,193
投資信託受益証券	68,470,929,210	82,576,448,829
投資証券	12,273,138,750	17,650,252,801
未収入金	-	800,000,000
流動資産合計	82,129,245,562	101,956,237,823
資産合計	82,129,245,562	101,956,237,823
負債の部		
流動負債		
未払金	-	600,000,000
未払解約金	74,617,181	89,757,602
未払受託者報酬	17,827,974	21,387,427
未払委託者報酬	178,280,134	213,874,723
その他未払費用	1,107,272	1,100,521
流動負債合計	271,832,561	926,120,273
負債合計	271,832,561	926,120,273
純資産の部		
元本等		
元本	1 48,108,840,363	1 50,962,979,698
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,748,572,638	50,067,137,852
（分配準備積立金）	17,235,442,797	26,773,749,769
元本等合計	81,857,413,001	101,030,117,550
純資産合計	81,857,413,001	101,030,117,550
負債純資産合計	82,129,245,562	101,956,237,823

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取配当金	910,614,524	1,733,803,713
受取利息	3,914,257	9,055,474
有価証券売買等損益	2,233,210,915	12,457,501,822
営業収益合計	1,318,682,134	14,200,361,009
営業費用		
受託者報酬	36,048,537	40,793,672
委託者報酬	360,486,137	407,937,692
その他費用	2,197,943	2,199,432
営業費用合計	398,732,617	450,930,796
営業利益又は営業損失（ ）	1,717,414,751	13,749,430,213
経常利益又は経常損失（ ）	1,717,414,751	13,749,430,213
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,717,414,751	13,749,430,213
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	108,223,742	775,956,468
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,111,724,294	33,748,572,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,412,291,147	6,622,939,017
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,412,291,147	6,622,939,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,166,251,794	3,277,847,548
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,166,251,794	3,277,847,548
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,748,572,638	50,067,137,852

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。
----------------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	47,647,319,690円	48,108,840,363円
期中追加設定元本額	4,759,943,787円	7,455,982,207円
期中一部解約元本額	4,298,423,114円	4,601,842,872円
2. 計算期間末日における受益権の総数	48,108,840,363口	50,962,979,698口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（480,978,756円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（24,561,373,518円）及び分配準備積立金（16,754,464,041円）より分配対象額は41,796,816,315円（1万口当たり8,687.97円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,620,398,598円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（9,448,525,796円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,688,371,330円）及び分配準備積立金（15,704,825,375円）より分配対象額は55,462,121,099円（1万口当たり10,882.83円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
----	------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,679,202,017	9,772,387,177
投資証券	219,446,207	2,047,114,051

合計	1,898,648,224	11,819,501,228
----	---------------	----------------

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7015円 (17,015円)	1.9824円 (19,824円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ダイワ欧州債券ファンド （F0Fs用）（適格機関投資家 専用）	1,170,018,281	1,572,972,576	
		ダイワ米国債券ファンド （F0Fs用）（適格機関投資家 専用）	550,377,137	781,040,195	
		ダイワノデカ欧州債券アク ティブ・ファンド（F0Fs用） （適格機関投資家専用）	2,402,506,425	3,984,076,404	

			ダイワ中長期世界債券ファン ド（F0Fs用）（適格機関投資 家専用）	1,687,409,759	2,366,085,964	
			フィデリティ外国債券アク ティブ・ファンド（為替ヘッ ジなし）（適格機関投資家専 用）	4,955,926,512	7,054,761,389	
			T．ロウ・プライス新興国債 券オープンM（F0Fs用）（適 格機関投資家専用）	7,671,796,199	9,908,124,791	
			ブランディワイン外国債券 ファンド（F O F s用）（適 格機関投資家専用）	2,172,945,350	3,977,793,757	
日本円 小計					29,644,855,076	
投資信託	国外・円	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	1,574,301.110	16,183,815,410.800		
		DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	54,404,100.920	6,384,593,263.460		
		GLOBAL CORE BOND FUND EX- JAPAN	877,779.970	15,297,071,537.190		
		INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	277,807	4,796,207,285.710		
		EMERGING MARKET DEBT FUND	473,289.380	10,269,906,256.620		
	国外・円 小計				52,931,593,753.780 (52,931,593,753)	
投資信託受益証券 合計					82,576,448,829 [52,931,593,753]	
投資証券	国外・円	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	79,192.599	1,624,868,994.720		
		L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	125,102,334.040	16,025,383,806.320		
	国外・円 小計				17,650,252,801.040 (17,650,252,801)	
投資証券 合計					17,650,252,801 [17,650,252,801]	
合計					100,226,701,630 [70,581,846,554]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ J-REITセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,922,888,658	5,186,543,176
投資信託受益証券	256,807,718,163	297,941,157,541
流動資産合計	260,730,606,821	303,127,700,717
資産合計	260,730,606,821	303,127,700,717
負債の部		
流動負債		
未払解約金	187,128,399	153,432,000
未払受託者報酬	26,426,844	32,469,162
未払委託者報酬	422,830,323	519,507,347
その他未払費用	1,097,581	1,095,884
流動負債合計	637,483,147	706,504,393
負債合計	637,483,147	706,504,393
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 113,806,824,643	₁ 125,535,095,025
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	146,286,299,031	176,886,101,299
（分配準備積立金）	30,713,584,712	33,517,407,068
元本等合計	260,093,123,674	302,421,196,324
純資産合計	260,093,123,674	302,421,196,324
負債純資産合計	260,730,606,821	303,127,700,717

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取利息	11,116,632	25,702,259
有価証券売買等損益	21,194,753,436	14,073,439,378
営業収益合計	21,205,870,068	14,099,141,637
営業費用		
受託者報酬	51,287,442	63,199,387
委託者報酬	820,600,657	1,011,191,681
その他費用	2,194,268	2,193,925
営業費用合計	874,082,367	1,076,584,993
営業利益又は営業損失（ ）	20,331,787,701	13,022,556,644
経常利益又は経常損失（ ）	20,331,787,701	13,022,556,644
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,331,787,701	13,022,556,644
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	572,897,961	4,777,499,248
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	111,355,500,071	146,286,299,031
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,138,614,092	51,183,626,901
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,138,614,092	51,183,626,901
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,966,704,872	28,828,882,029
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,966,704,872	28,828,882,029
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	146,286,299,031	176,886,101,299

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期
	自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期	第19期
	2025年6月16日現在	2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	100,657,961,208円	113,806,824,643円
期中追加設定元本額	26,661,501,660円	33,832,318,117円
期中一部解約元本額	13,512,638,225円	22,104,047,735円
2. 計算期間末日における受益権の総数	113,806,824,643口	125,535,095,025口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期	第19期
	自2024年6月18日 至2025年6月16日	自2025年6月17日 至2026年6月15日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,679,591円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（7,664,037,594円）、投資信託約款に規定される収益調整金（137,511,733,577円）及び分配準備積立金（23,038,867,527円）より分配対象額は168,225,318,289円（1万口当たり14,781.65円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（22,373,810円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（8,222,683,586円）、投資信託約款に規定される収益調整金（160,291,252,091円）及び分配準備積立金（25,272,349,672円）より分配対象額は193,808,659,159円（1万口当たり15,438.60円）であり、分配を行っておりません。
------------	--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期
	2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	21,164,842,462	10,474,605,277
合計	21,164,842,462	10,474,605,277

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2854円 (22,854円)	2.4091円 (24,091円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	ダイワ・J-REITファンド（F0Fs用） （適格機関投資家専用）	151,048,976,481	178,706,044,074	
	ダイワ・クオンツアクティブJ- REIT・ファンド（F0Fs用）（適格機 関投資家専用）	38,089,881,623	44,530,880,605	
	フィデリティ・Jリート・ファンド 2（適格機関投資家専用）	63,524,007,536	74,704,232,862	
投資信託受益証券 合計			297,941,157,541	
合計			297,941,157,541	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	6,425,059	7,126,201
コール・ローン	3,741,634,734	4,720,025,829
投資信託受益証券	184,639,223,173	283,341,817,348
流動資産合計	188,387,282,966	288,068,969,378
資産合計	188,387,282,966	288,068,969,378
負債の部		
流動負債		
未払解約金	178,785,580	230,871,889
未払受託者報酬	19,888,949	28,637,690
未払委託者報酬	318,223,971	458,203,840
その他未払費用	1,112,392	1,089,275
流動負債合計	518,010,892	718,802,694
負債合計	518,010,892	718,802,694
純資産の部		
元本等		
元本	1 58,941,895,752	1 71,902,486,610
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,927,376,322	215,447,680,074
（分配準備積立金）	49,691,979,940	95,228,360,633
元本等合計	187,869,272,074	287,350,166,684
純資産合計	187,869,272,074	287,350,166,684
負債純資産合計	188,387,282,966	288,068,969,378

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取配当金	161,373,810	-
受取利息	11,633,105	27,834,883
有価証券売買等損益	4,667,481,284	55,542,594,175
為替差損益	40,918,515	701,142
営業収益合計	4,799,569,684	55,571,130,200
営業費用		
受託者報酬	40,208,327	51,965,532
委託者報酬	643,334,885	831,449,862
その他費用	2,260,577	2,197,744
営業費用合計	685,803,789	885,613,138
営業利益又は営業損失（ ）	4,113,765,895	54,685,517,062
経常利益又は経常損失（ ）	4,113,765,895	54,685,517,062
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,113,765,895	54,685,517,062
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,011,975,124	3,323,530,367
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	117,404,401,169	128,927,376,322
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,721,655,247	54,058,807,937
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,721,655,247	54,058,807,937
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,300,470,865	18,900,490,880
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,300,470,865	18,900,490,880
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,927,376,322	215,447,680,074

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期	第19期
	2025年6月16日現在	2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	55,529,436,724円	58,941,895,752円
期中追加設定元本額	12,487,863,574円	21,420,633,099円
期中一部解約元本額	9,075,404,546円	8,460,042,241円
2. 計算期間末日における受益権の総数	58,941,895,752口	71,902,486,610口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期	第19期
	自2024年6月18日 至2025年6月16日	自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（141,462,720円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,960,328,051円）、投資信託約款に規定される収益調整金（81,322,347,117円）及び分配準備積立金（46,590,189,169円）より分配対象額は131,014,327,057円（1万口当たり22,227.71円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,392,076円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（51,334,594,619円）、投資信託約款に規定される収益調整金（120,219,319,441円）及び分配準備積立金（43,866,373,938円）より分配対象額は215,447,680,074円（1万口当たり29,963.87円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期
	自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,342,035,407	54,774,240,377
合計	4,342,035,407	54,774,240,377

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.1874円 (31,874円)	3.9964円 (39,964円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	ダイワ・グローバルREITファンド (F0Fs用)(適格機関投資家専用)	102,033,441,834	221,341,145,370	
	外国REIT厳選投資戦略ファンド (F0Fs用)(適格機関投資家専用)	43,594,903,655	62,000,671,978	
投資信託受益証券 合計			283,341,817,348	
合計			283,341,817,348	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,309,015	7,696,662
コール・ローン	2,870,293,341	1,934,981,632
投資信託受益証券	145,262,838,859	175,493,922,258
投資証券	-	47,103,283,646
流動資産合計	148,135,441,215	224,539,884,198
資産合計	148,135,441,215	224,539,884,198
負債の部		
流動負債		
未払解約金	152,763,086	282,840,701
未払受託者報酬	15,927,874	25,015,992
未払委託者報酬	254,846,472	400,256,651
その他未払費用	1,115,086	1,111,309
流動負債合計	424,652,518	709,224,653
負債合計	424,652,518	709,224,653
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 165,903,967,201	¹ 170,627,985,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 18,193,178,504	² 53,202,673,994
（分配準備積立金）	40,935,251,423	92,152,953,274
元本等合計	147,710,788,697	223,830,659,545
純資産合計	147,710,788,697	223,830,659,545
負債純資産合計	148,135,441,215	224,539,884,198

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取利息	9,561,263	35,346,795
有価証券売買等損益	4,884,617,065	66,656,317,454
為替差損益	11,206,553,561	15,407,569,536
その他収益	-	616,824
営業収益合計	6,312,375,233	82,099,850,609
営業費用		
受託者報酬	30,956,609	43,816,927
委託者報酬	495,306,769	701,072,369
その他費用	3,136,445	3,915,374
営業費用合計	529,399,823	748,804,670
営業利益又は営業損失（ ）	6,841,775,056	81,351,045,939
経常利益又は経常損失（ ）	6,841,775,056	81,351,045,939
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,841,775,056	81,351,045,939
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,224,997,831	15,987,406,766
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,895,090,291	18,193,178,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,551,115,347	6,032,213,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,551,115,347	4,495,621,776
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,536,591,549
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,232,426,335	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,232,426,335	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,193,178,504	53,202,673,994

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 (1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。
-----------------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	151,026,530,674円 36,611,348,876円 21,733,912,349円	165,903,967,201円 55,560,176,847円 50,836,158,497円
2. 計算期間末日における受益権の総数	165,903,967,201口	170,627,985,551口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,193,178,504円であります。	—

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
----	------------------------------------	------------------------------------

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（72,329,890,057円）及び分配準備積立金（40,935,251,423円）より分配対象額は113,265,141,480円（1万口当たり6,827.15円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（31,071,503円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（61,072,202,158円）、投資信託約款に規定される収益調整金（85,442,751,660円）及び分配準備積立金（31,049,679,613円）より分配対象額は177,595,704,934円（1万口当たり10,408.36円）であり、分配を行っておりません。
------------	---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引）に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,471,319,362	41,960,228,731
投資証券	-	619,516,829
合計	4,471,319,362	41,340,711,902

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8903円 (8,903円)	1.3118円 (13,118円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ゴールド・ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	2,325,109,801	8,206,707,553	
	日本円 小計			8,206,707,553	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	8,234,279.799	1,044,370,175.460	
	アメリカ・ドル 小計			1,044,370,175.460 (167,287,214,705)	
投資信託受益証券 合計				175,493,922,258 [167,287,214,705]	
投資証券	アメリカ・ドル	L&G LONGER DATED ALL COMMODITIES U (ETF)	9,670,000	294,064,700.000	
	アメリカ・ドル 小計			294,064,700.000 (47,103,283,646)	
投資証券 合計				47,103,283,646 [47,103,283,646]	
合計				222,597,205,904 [214,390,498,351]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	78%	22.0%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年6月17日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,298,286,164	16,097,420,485
投資信託受益証券	140,570,402,704	147,732,531,045
投資証券	300,498,941,163	420,668,597,352
流動資産合計	453,367,630,031	584,498,548,882
資産合計	453,367,630,031	584,498,548,882
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,860,000,000
未払解約金	373,247,640	470,563,588
未払受託者報酬	94,378,921	117,512,418
未払委託者報酬	943,789,668	1,175,124,726
その他未払費用	1,094,933	1,086,353
流動負債合計	1,412,511,162	3,624,287,085
負債合計	1,412,511,162	3,624,287,085
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 458,353,778,232	₁ 566,206,565,266
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	₂ 6,398,659,363	₂ 14,667,696,531
（分配準備積立金）	1,836,485,725	20,853,758,337
元本等合計	451,955,118,869	580,874,261,797
純資産合計	451,955,118,869	580,874,261,797
負債純資産合計	453,367,630,031	584,498,548,882

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年6月18日 至 2025年6月16日	第19期 自 2025年6月17日 至 2026年6月15日
営業収益		
受取利息	35,157,516	103,577,450
有価証券売買等損益	3,744,609,615	22,731,784,530
営業収益合計	3,779,767,131	22,835,361,980
営業費用		
受託者報酬	185,198,918	219,769,731
委託者報酬	1,851,990,100	2,197,698,285
その他費用	2,194,027	2,191,774
営業費用合計	2,039,383,045	2,419,659,790
営業利益又は営業損失（ ）	1,740,384,086	20,415,702,190
経常利益又は経常損失（ ）	1,740,384,086	20,415,702,190
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,740,384,086	20,415,702,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,375,600	719,100,010
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,115,469,052	6,398,659,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	934,325,784	1,369,753,714
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	934,325,784	815,148,661
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	554,605,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,950,524,581	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,950,524,581	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,398,659,363	14,667,696,531

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年6月15日が休日のため、前計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1. 1 期首元本額	399,129,804,981円	458,353,778,232円
期中追加設定元本額	112,255,441,124円	171,519,980,595円
期中一部解約元本額	53,031,467,873円	63,667,193,561円
2. 計算期間末日における受益権の総数	458,353,778,232口	566,206,565,266口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,398,659,363円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,191,254円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（20,092,700,567円）及び分配準備積立金（1,820,294,471円）より分配対象額は21,929,186,292円（1万口当たり478.43円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（92,205,049円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（19,148,058,062円）、投資信託約款に規定される収益調整金（25,475,801,840円）及び分配準備積立金（1,613,495,226円）より分配対象額は46,329,560,177円（1万口当たり818.24円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
----	------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	984,164,762	9,400,212,346
投資証券	4,381,482,172	12,910,202,496

合計	5,365,646,934	22,310,414,842
----	---------------	----------------

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自2025年6月17日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 2025年6月16日現在	第19期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9860円 （9,860円）	1.0259円 （10,259円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	M & A アービトラージ戦略 ファンド（FOFs用）（適 格機関投資家専用）	16,849,722,805	17,105,838,591	
		短期金利トレンドフォロー戦 略ファンド（FOFs用）（適格 機関投資家専用）	11,895,803,310	11,434,246,141	
		スパークス・ファンド・匠 （FOFs用）（適格機関投資家 専用）	32,175,702,007	40,592,865,652	

		大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	57,451,634,136	78,599,580,661	
	日本円 小計			147,732,531,045	
投資信託受益証券 合計				147,732,531,045	
投資証券	国外・円	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	1,114,170.677	11,489,328,021.220	
		BLACKROCK STRATEGIC FUNDS - BLACKROCK UK EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY(HEDGED)	3,054,753.310	34,102,777,192.310	
		PICTET TR-ATLAS HJ JPY	6,652,136.689	90,402,537,604.860	
		BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY HEDGED	7,131,004.710	85,876,051,250.780	
		O'CONNOR GLOBAL MERGER ARBITRAGE JAPAN LIMITED CLASS	4,072,693.210	45,031,768,832.920	
		NOMURA FUNDS IRELAND-GLOBAL DYNAMIC BOND FUND CLASS I JPY HEDGED	2,058,831.547	22,797,327,876.510	
		MORGAN STANLEY INVESTMENT FUNDS GLOBAL MACRO FUND ZH (JPY)	25,223,233.557	34,110,639,900.800	
		JPMORGAN FUNDS EUROPE EQUITY ABSOLUTE ALPHA FUND	7,366,892.963	73,978,339,134.440	
		CAMPBELL ABSOLUTE RETURN JAPAN FUND	2,331,416.816	22,879,827,538.590	
	国外・円 小計			420,668,597,352.430 (420,668,597,352)	
投資証券 合計				420,668,597,352 [420,668,597,352]	
合計				568,401,128,397 [420,668,597,352]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

【純資産額計算書】

2026年5月29日

資産総額	1,074,233,985,166円
負債総額	3,214,651,813円
純資産総額（ - ）	1,071,019,333,353円
発行済数量	244,046,709,214口
1単位当たり純資産額（ / ）	4.3886円

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	817,862,642,961円
負債総額	2,187,829,437円
純資産総額（ - ）	815,674,813,524円
発行済数量	177,077,802,805口
1単位当たり純資産額（ / ）	4.6063円

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	235,785,026,941円
負債総額	647,610,136円
純資産総額（ - ）	235,137,416,805円
発行済数量	56,676,281,263口
1単位当たり純資産額（ / ）	4.1488円

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	811,093,245,411円
負債総額	1,360,335,489円
純資産総額（ - ）	809,732,909,922円
発行済数量	805,072,362,518口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0058円

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	464,285,574,594円
負債総額	1,256,219,360円
純資産総額（ - ）	463,029,355,234円
発行済数量	263,032,941,076口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.7603円

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	101,023,031,590円
負債総額	280,473,837円
純資産総額（ - ）	100,742,557,753円
発行済数量	51,067,122,768口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.9727円

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	294,365,995,840円
負債総額	720,139,793円
純資産総額（ - ）	293,645,856,047円
発行済数量	121,629,131,280口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.4143円

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	286,704,493,241円
負債総額	642,867,162円
純資産総額（ - ）	286,061,626,079円
発行済数量	71,913,816,384口
1 単位当たり純資産額（ / ）	3.9778円

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	238,218,791,475円
負債総額	719,062,600円
純資産総額（ - ）	237,499,728,875円
発行済数量	176,041,801,310口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3491円

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

純資産額計算書

2026年5月29日

資産総額	584,807,368,290円
負債総額	9,277,016,577円
純資産総額（ - ）	575,530,351,713円
発行済数量	563,387,733,572口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0216円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2026年5月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ. 商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2026年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	72	407,103
追加型株式投資信託	765	43,910,205
株式投資信託 合計	837	44,317,308
単位型公社債投資信託	67	129,810
追加型公社債投資信託	14	1,496,660
公社債投資信託 合計	81	1,626,470
総合計	918	45,943,778

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,153	7,798
有価証券	1,194	652
前払費用	513	717
未収委託者報酬	19,097	23,971
未収収益	110	230
関係会社短期貸付金	70,000	52,400
金銭の信託	-	18,993
その他	94	404
流動資産計	104,164	105,168
固定資産		
有形固定資産	1	55
建物	0	0
器具備品	59	52
建設仮勘定	0	2
無形固定資産	1,160	1,262
ソフトウェア	1,062	1,167
ソフトウェア仮勘定	97	94
その他	0	1
投資その他の資産	14,856	21,090
投資有価証券	9,348	13,401
関係会社株式	3,414	5,586
出資金	34	34
長期差入保証金	1,049	1,050
繰延税金資産	995	1,007

その他	13	9
固定資産計	16,077	22,408
資産合計	120,241	127,577

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	134	148
未払金	6,757	8,109
未払収益分配金	62	80
未払償還金	12	12
未払手数料	6,660	7,935
その他未払金	22	79
未払費用	5,997	7,290
未払法人税等	4,121	4,925
未払消費税等	763	1,437
賞与引当金	1,456	1,738
その他	0	1
流動負債計	19,233	23,651
固定負債		
退職給付引当金	2,300	2,323
役員退職慰労引当金	58	25
固定負債計	2,358	2,348
負債合計	21,592	25,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,424	41,424
資本剰余金		
資本準備金	37,745	37,745
資本剰余金合計	37,745	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,743	20,341
利益剰余金合計	18,117	20,715
株主資本合計	97,287	99,886

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,361	1,691
評価・換算差額等合計	1,361	1,691
純資産合計	98,649	101,577
負債・純資産合計	120,241	127,577

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	91,634	104,615
その他営業収益	1,233	3,205
営業収益計	92,868	107,820
営業費用		
支払手数料	37,180	41,200
広告宣伝費	1,124	1,129
調査費	13,135	15,770
調査費	1,954	2,312
委託調査費	11,180	13,457
委託計算費	1,957	2,120
営業雑経費	3,114	4,313
通信費	167	165
印刷費	483	472
協会費	57	61
諸会費	18	20
その他営業雑経費	2,388	3,593
営業費用計	56,512	64,534
一般管理費		
給料	7,599	8,495
役員報酬	453	422
給料・手当	5,116	5,773
賞与	572	561
賞与引当金繰入額	1,456	1,738
福利厚生費	1,070	1,132
交際費	108	116
旅費交通費	247	284
租税公課	1,004	1,061
不動産賃借料	1,298	1,318
退職給付費用	349	393

役員退職慰労引当金繰入額	6	7
固定資産減価償却費	444	452
諸経費	2,164	2,777
一般管理費計	14,293	16,042
営業利益	22,061	27,243

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	387	383
有価証券償還益	183	294
受取利息	95	247
受取配当金	959	23
雑収入	76	157
営業外収益計	1,703	1,106
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	1,006
投資有価証券売却損	176	80
有価証券償還損	4	59
その他	54	24
営業外費用計	235	1,171
経常利益	23,528	27,179
特別利益		
投資有価証券売却益	1 380	-
固定資産売却益	2 110	-
特別利益計	491	-
特別損失		
固定資産売却損	3 101	-
投資有価証券評価損	-	3
特別損失計	101	3
税引前当期純利益	23,918	27,175
法人税、住民税及び事業税	7,763	8,215
法人税等調整額	397	188
法人税等合計	7,366	8,026
当期純利益	16,552	19,149

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首 残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△ 16,551	△ 16,551	△ 16,551
当期純利益	-	-	-	19,149	19,149	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,598	2,598	2,598
当期末残高	41,424	37,745	374	20,341	20,715	99,886

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当期変動額			
新株の発行	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 16,551
当期純利益	-	-	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	329	329	329
当期変動額合計	329	329	2,927
当期末残高	1,691	1,691	101,577

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76百万円は、「雑収入」76百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	40百万円	41百万円
器具備品	269百万円	281百万円

2 保証債務

前事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,598百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	380百万円	- 百万円

2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
固定資産売却益		
美術品	83百万円	- 百万円
ゴルフ会員権	26百万円	- 百万円

3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
固定資産売却損		
美術品	85百万円	- 百万円
ゴルフ会員権	15百万円	- 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	-	3,260
合 計	2,608	652	-	3,260

2024年10月 1 日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	16,551百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,076円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月20日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	-	-	3,260
合 計	3,260	-	-	3,260

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年 3月31日	2025年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	19,146百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,872円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月18日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 1,037百万円	1年内 1,040百万円
1年超 7,521百万円	1年超 6,511百万円
合計 8,559百万円	合計 7,552百万円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している証券投資信託につきましては、事業推進目的で保有しており、価格変動リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	-	10,199
金銭の信託	-	-	-	-
資産合計	2,230	7,968	-	10,199

当事業年度(2026年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	4,710	9,001	-	13,711
金銭の信託	-	18,993	-	18,993
資産合計	4,710	27,995	-	32,705

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル2に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	342	342
子会社株式	1,386	3,558
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 3,558百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	172
小計	2,848	3,020	172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	133	55	78
(2)その他	7,886	4,756	3,130
小計	8,020	4,811	3,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	5,691	6,430	739
小計	5,691	6,430	739
合計	13,711	11,242	2,469

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	2,479	383	80
合計	2,479	383	80

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、証券投資信託について3百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,227百万円	2,300百万円
勤務費用	149	172
退職給付の支払額	166	246
その他	89	97
退職給付債務の期末残高	2,300	2,323

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,300百万円	2,323百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
退職給付引当金	2,300	2,323

貸借対照表に計上された負債と		
資産の純額	2,300	2,323

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	149百万円	172百万円
その他	8	10
確定給付制度に係る退職給付費用	158	182

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度191百万円、当事業年度211百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	724	732
賞与引当金	340	434
未払事業税	260	323
株式報酬費用	150	136
関係会社株式評価損	87	87
投資有価証券評価損	171	31
出資金評価損	14	14
その他	157	395
繰延税金資産小計	1,907	2,155
評価性引当額	277	136
繰延税金資産合計	1,629	2,018
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	633	1,011
繰延税金負債合計	633	1,011
繰延税金資産の純額	995	1,007

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が27百万円増加、法人税等調整額が27百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年7月1日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社

事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

(2) 企業結合を行った主な理由

オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

(3) 企業結合日

2025年7月1日（株式取得日）

2025年6月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式の取得

(5) 結合後企業の名称

大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社

(6) 取得した議決権比率

51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,142百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が104,615百万円、その他3,205百万円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								貸付の回 収	17,000	-	-
								利息の受 取 (注1)	89	-	-
その他 の 関係会 社	㈱かんぽ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	215	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付 貸付の回 収 利息の受 取 (注1)	20,800 38,400 236	関係会 社 短期貸 付金 - -	52,400 - -
その他 の 関係会 社	(株)かんぽ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	1,492	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会 社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	なし	経営管理	債務保証 (注)	2,598	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資 信託受益 証券の募集販売	証券投資 信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一 の親 会社 をも つ会 社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	-	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資 信託の代 行手数料 (注2)	16,682	未払手 数料	4,134
							本社ビル の管理	不動産の 賃借料 (注3)	1,045	長期差 入保証 金	1,037
同一 の親 会社 をも つ会 社	(株)大和 総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	-	なし	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	912	未払費 用	82

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	30,254.44円	1株当たり純資産額	31,152.40円
1株当たり当期純利益	5,642.31円	1株当たり当期純利益	5,872.86円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(百万円)	16,552	19,149
普通株式の期中平均株式数(株)	2,933,697	3,260,657

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 使用開始日を記載することがあります。
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ・ 次の事項を記載することがあります。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
- ・ 図案を採用することがあります。
- ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
- ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
 - 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
 - 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - 使用開始日を記載することがあります。
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - 次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
ファンドの形態等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
ファンドの管理番号等を記載することがあります。
委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	渡部 啓太
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	松田 好弘
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-REITセレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ J-REITセレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ コモディティセレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ コモディティセレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2025年6月17日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。